

令和8年 第2回定例会

大和村議会会議録

第2回定例会 令和8年6月15日（月）開会
令和8年6月18日（木）閉会

大和村議会

令和 8 年第 2 回大和村議会定例会会期日程

6月15日（月）開会～6月18日（木）閉会 会期4日間

日 次	月 日	曜日	会議別	会議時間	日 程
第 1 日	6 月 15 日	月	本会議	午後 13:30	（開 会） 令和 7 年度補正予算（専決承認 6 件） 令和 8 年度補正予算 7 件 条例関係（専決含） 4 件 農業委員会委員の任命（ 5 件）
第 2 日	6 月 16 日	火	休 会		
第 3 日	6 月 17 日	水	休 会		
第 4 日	6 月 18 日	木	本会議	午前 10:15 午後 15:10	（最終本会議） 一般質問 5 名 午前 2 名 市田 実孝 議員 勝山 浩平 議員 午後 3 名 前田 清和 議員 重信 安男 議員 奥田 浩一 議員 陳情 2 件・議員派遣・継続調査 （閉 会）

第 2 回 大和村議会定例会

第 1 日

令和 8 年 6 月 1 5 日（月）

大 和 村 議 会

議事日程（令和８年第２回大和村議会定例会）

令和８年６月１５日（月）

開議時間 午後１時３０分

１ 開会の宣告

日程第 １ 会議録署名議員の指名

日程第 ２ 会期の決定

日程第 ３ 諸般の報告

日程第 ４ 行政報告

日程第 ５ 承認第 ３号 令和７年度大和村一般会計補正予算(第７号)の専決処分の承認について

日程第 ６ 承認第 ４号 令和７年度大和村国民健康保険特別会計補正予算(第６号)の専決処分の承認について

日程第 ７ 承認第 ５号 令和７年度大和村大和診療所特別会計補正予算(第６号)の専決処分の承認について

日程第 ８ 承認第 ６号 令和７年度大和村介護保険特別会計補正予算(第５号)の専決処分の承認について

日程第 ９ 承認第 ７号 令和７年度大和村大和の園特別会計補正予算(第７号)の専決処分の承認について

日程第 １０ 承認第 ８号 令和７年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算(第３号)の専決処分の承認について予算について

日程第 １１ 承認第 ９号 大和村税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第 １２ 承認第 １０号 大和村国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第 １３ 議案第 ３７号 令和８年度大和村一般会計補正予算(第１号)について

日程第 １４ 議案第 ３８号 令和８年度大和村国民健康保険特別会計補正予算(第１号)について

日程第 １５ 議案第 ３９号 令和８年度大和村大和診療所特別会計補正予算(第１号)について

日程第 １６ 議案第 ４０号 令和８年度大和村介護保険特別会計補正予算(第１号)について

日程第 １７ 議案第 ４１号 令和８年度大和村大和の園特別会計補正予算(第１号)について

日程第 １８ 議案第 ４２号 令和８年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算(第１号)について

日程第 １９ 議案第 ４３号 令和８年度大和村集落排水事業会計補正予算(第１号)について

日程第 ２０ 議案第 ４４号 大和村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用

等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 2 1 議案第 4 5 号 大和村ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の制定
について

日程第 2 2 同意第 2 号 大和村農業委員会委員の任命について

日程第 2 3 同意第 3 号 大和村農業委員会委員の任命について

日程第 2 4 同意第 4 号 大和村農業委員会委員の任命について

日程第 2 5 同意第 5 号 大和村農業委員会委員の任命について

日程第 2 6 同意第 6 号 大和村農業委員会委員の任命について

日程第 2 7 常任委員の選任について

日程第 2 8 常任委員会の報告について

日程第 2 9 議会運営委員の選任について

日程第 3 0 議会運営委員会の報告について

散会の宣告

2 出席議員は次のとおりである。(8名)

1 番	奥 田 浩 一 議員	6 番	藏 正 議員
2 番	市 田 実 孝 議員	7 番	勝 山 浩 平 議員
3 番	前 田 清 和 議員	8 番	中 井 文 忠 議員
5 番	重 信 安 男 議員	9 番	奥 田 忠 廣 議員

3 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 森 永 学 君 主 幹 太 純 一 君

5 説明のため出席した者の職氏名

村 長	伊集院 幼 君	教 育 長	中 山 恭 平 君
副 村 長	仲新城 長 政 君	教委事務局長	宮 田 龍 君
総 務 課 長	政 村 勇 二 君	企画観光課長	大 瀬 幸 一 君
建 設 課 長	早 川 勝 志 君	産業振興課長 兼農委事務局長	福 本 新 平 君

教委指導主事 里 中 卓 麻 君
会計管理者 児 玉 明 美 君
兼会計課長
住民税務課長 直 島 秀 治 君

保健福祉課長 前 田 逸 人 君
大和診療所事務長 三 田 陽一郎 君
大和の園園長 早 川 理 恵 君

開会 午後 1時30分

○議長（蔵 正議員）

皆さん、こんにちは。ただいまから令和8年第2回大和村議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりであります。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（蔵 正議員）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番、奥田忠廣議員、1番、奥田浩一議員を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の件

○議長（蔵 正議員）

日程第2、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月18日までの4日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蔵 正議員）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月18日までの4日間に決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（蔵 正議員）

日程第3、諸般の報告を行います。

令和8年第1回定例会以降の議会活動につきましては、文書でお手元に配付いたしておりますので、口頭報告は省略いたします。

これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（蔵 正議員）

日程第4、行政報告を行います。

村長から行政報告の申出がありますので、これを許可いたします。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、こんにちは。本日から6月定例会、よろしくお願いをいたします。

それでは、行政報告をさせていただきます。

去る3月の定例議会以降の行政報告でございます。

令和8年度予算を皆さんの御審議をいただき、今予算を執行中でございます。我々もしっかり予算が村の振興に結びついてくるよう、しっかり取組を進めていきたいというふうに思っております。また、議員の皆さんからいただいた御意見と要望に関しましても、しっかり担当課において検証する中で進めさせていただければというふうに思います。

4月に入りまして、2月に予定しておりました行政報告会を4月に開催をさせていただきました。急きょ短い時間でございましたけれども、今里集落から国直集落まで回らせていただいて、いろいろと各集落の要望、また村民の御意見を賜ったところでもございます。我々も担当課のほうでしっかりその御意見に対する報告なども、事務嘱託員を通じて対応させていただければというふうに思っております。

4月の18日でございますが、議員の皆様にも御出席いただきましたアマミノクロウサギミュージアムQ u r u G u r uの1周年記念のセレモニーをさせていただきました。1年経ちまして、お陰様で4万人を超える方に御来館いただき、我々もしっかり今後充実した取組を取り入れながら、集客に努めていきたいというふうに思っているところでございます。

4月の20日でございますけれども、議員の皆さんも所管事務で視察に行かれた陸上養殖の平山様のところに、私も現場を視察に伺わせていただきました。これから大和村でどういう形でできるかということ、また議員の皆さんと御意見を賜りながら進めていきたいというふうに思っておりますが、我々もしっかり事業導入をしながら、これから大和村の一つの産業になり得る陸上養殖に取組が進められていければというふうに思っているところでございます。

24日でございますけれども、昨年協定を結びました台湾屏東縣の内埔郷という自治体と協定を結ばせていただいて、そこの所長以下、行政のほうから御一行様が御来村いただき、Q u r u G u r u視察、また温泉施設などを御視察いただいて、タイトなスケジュールの中でお帰りになったわけでございます。これからも我々も観光物産の交流がどういう形でできるか、いろんな形で模索をしながら進めていければというふうに思っているところでございます。

4月の27日でございますけれども、村の初めての文化財指定を認定をさせていただきました。4集落7つの文化財を指定をさせていただき、現在、それぞれの集落で、特に八月踊りなどは、もう継承活動が進められておりますので、村としてもしっかり支援をしながら、村の伝統文化、伝統芸能をしっかりサポートしていければというふうに思っております。

5月に入りまして5月の27日でございますが、奄美群島振興開発事業の要望活動がありました。例年より二月ほど早まって要望活動が行われましたが、やはり国に対する要望をしっかり早めに対応する中で、予算獲得に向けていければということで、今年度から5月に要請活動が組まれるよう

になりました。我々もこれからの村の振興に結び付けるような事業等をしっかり我々も要望しながら、整備を整えていきたいというふうに思っております。

31日には、大和村ジョギング大会を開催させていただき、170名余りの方に参加をいただきました。いろいろ教育委員会を中心に行事等を行っておりますが、我々も村への集客を図り、また村の情報発信PRに努めていくためにも、いろんな形でイベントを開催していきたいというふうに思っているところでございます。

6月に入りまして6月9日でございますが、台風6号後の県知事へのスモモの被害報告並びにスモモ贈呈をさせていただきました。今年度は約40t余りを収穫を見込んでいる中で、約2割以上の被害があったということで報告をする中で、しっかりスモモ自体の味見は例年どおりおいしくできていたということで、その点についても知事へ報告をさせていただき、これからも農家支援をしながら大和村の特産品としてしっかりPRに努めていきたいということも伝えさせていただきました。

6月の12日でございますけれども、この日本管財環境サービス様への感謝状ということで、実はもう各集落における役職のなり手がいないということで、民間企業で働いている方が、こうして役職を受けることが、本村でも初めての取組でございました。企業の皆さんの協力のもとで地域の運営にお手伝いをいただいたということで、日本管財環境サービス様に感謝状を贈呈し、今後ともお力添えを賜りますこととお伝えをし、感謝を申し上げたところでございます。今後も各民間における協力も、我々もお願いをしながら、各集落における役職を受ける方を増やしていければというふうに思っているところでございます。

昨日の14日には、悪天候の中でございますけれども、スモモフェスタを開催させていただき、例年以上にスモモは準備をさせていただきましたけれども、多くの方にお買い求めをいただいて、我々もスモモの産地として発信ができたんじゃないかなというふうに思うところでございます。今後ともこのスモモフェスタを通じて大和村の特産品をしっかりと守りながら、加工品等にもこれから取り組みながら、物産展にいろいろと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上、簡単でございますけれども、行政報告とさせていただきます。

-----○-----

日程第5 承認第3号 令和7年度大和村一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認について

○議長（蔵 正議員）

日程第5、承認第3号、令和7年度大和村一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和7年度大和村一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認について、提案の理由を申し上げます。

令和 7 年度大和村一般会計補正予算（第 7 号）は、歳入においては特別交付税の増額や村債の調整、歳出におきましては財政調整基金積立など、地方自治法第179条第 1 項の規定に基づき専決処分をいたしました。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

令和 7 年度大和村一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分の承認について、内容の御説明を申し上げます。

令和 7 年度大和村一般会計補正予算（第 7 号）は、歳入歳出それぞれ4,531万5,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億6,138万6,000円にいたしました。

今回の補正は、歳入歳出ともに令和 7 年度の事業実績等による補正でございます。

歳入の主なものを御説明いたします。

12ページをお開きください。

款 1 村税から、14ページの款 8 自動車税環境性能割交付金までは、収入見込及び実績に伴う調整をしております。

14ページをお開きください。

款10地方交付税は、特別交付税の交付額の確定に伴い8,238万円を増額いたしました。地方交付税の総額19億1,139万3,000円の内訳でございますが、普通交付税の総額が17億4,901万3,000円、特別交付税が 1 億6,238万円となっております。前年度に対し普通交付税が8,419万8,000円の増、特別交付税は267万4,000円減となりました。令和 7 年度当初予算と比較いたしますと、8,152万4,000 円の増となっております。

15ページをお開きください。

款13使用料及び手数料、項 1 使用料、目 3 土木使用料、節 1 住宅使用料は、年度当初からの転入転出における移動実績により75万円を計上いたしました。その他の手数料は、収入見込及び実績に伴い調整しております。

16ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 民生費国庫負担金から、19ページにあります款14国庫支出金、項 3 国庫委託金、目 2 民生費国庫委託金は、各事業における実績や確定通知により調整しております。

20ページをお願いいたします。

款15県支出金、項 2 県補助金、目 1 総務費県補助金、節 3 奄美群島成長戦略交付金は、インターネット塾開校事業や定住促進空き家改修事業及び国際交流事業等における実績に伴い479万5,000円を減額計上いたしました。

22ページをお開きください。

款17寄附金、項 1 寄附金、目 1 寄附金は、二つの企業による寄附金のほか、Q u r u G u r u 寄

附金との合計で580万8,000円を計上いたしました。また、まほろば大和応援寄附金26万2,000円の増額は、寄附実績によるものでございます。令和7年度におけるまほろば大和応援寄附金の実績といたしましては699件、寄附金額が合計1,431万7,000円となりました。

23ページをお開きください。

款18繰入金、項1基金繰入金、目2振興基金繰入金は、奨学金貸付分と奨学金返済支援の差引合計で390万円を減額計上いたしました。

24ページをお願いいたします。

款20諸収入、項3雑入、目2雑入、節6雑入は、雑入（総務）にあるひらとみ物販収入見込の1,178万5,000円の減額分や、土砂搬入量の735万8,000円増額のほか、13項目における差引合計で295万円を計上いたしました。

25ページをお開きください。

款21村債におきましては、各起債を調整し、合計で222万円を減額いたしました。

次に、歳出の主なものを御説明いたします。

28ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目4財政管理費、節24積立金において、財政調整基金及び減債基金並びに振興基金の積み立てとして2億2,403万1,000円を増額積み立てました。なお、令和7年度末の財政調整基金は、前年度より94万6,000円増の5億5,820万3,000円になる見込みでございます。

30ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目13ふるさと納税費、節24積立金は、大和村ふるさと応援基金への積立金として26万4,000円を計上いたしました。平成20年度から制度創設からの実績といたしまして、件数で5,566件、金額で1億5,863万8,000円となっております。

35ページをお開きください。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節27繰出金は、介護保険特別会計及び大和の園特別会計への繰出金合計で877万2,000円を減額計上いたしました。

36ページをお開きください。

款3民生費、項1社会福祉費、目8国民健康保険事業費は、国民健康保険特別会計繰出金といたしまして416万2,000円を計上いたしました。

同じく36ページ、目9老人福祉費から、飛びますが59ページの款10災害復旧費までにつきましても、各事業実績による増減や積立金のほか、各特別会計への実績繰出金並びに財源内訳における変更の調整を行いました。

59ページをお開きください。

款11公債費、項1公債費、目2利子は、一時借入返済時の利子といたしまして6万4,000円を計上いたしました。

同じく59ページになります、款12予備費において1万円を減額して歳入歳出の調整を行いました。

なお、一般会計の令和7年度から令和8年度への繰越明許費の財源が確定いたしましたので、64ページに報告第1号として令和7年度大和村繰越明許費繰越計算書を添付して報告いたします。

以上で内容の説明を終わります。御承認方よろしくお願い申し上げます。

○議長（蔵 正議員）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蔵 正議員）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蔵 正議員）

討論なしと認めます。

これから、承認第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蔵 正議員）

異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第6 承認第4号 令和7年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）の専決処分の承認について

○議長（蔵 正議員）

日程第6、承認第4号、令和7年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和7年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）の専決処分の承認について、提案の理由を申し上げます。

令和7年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）につきましては、歳入において普通

交付金特別交付金等の減額、歳出におきまして保険給付費等の減額など、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしました。

内容につきましては保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（前田逸人君）

令和7年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）の専決処分の承認について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,827万2,000円減額し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ2億3,471万9,000円といたしました。

6ページの歳入から主なものを御説明申し上げます。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税につきましては、保険税額の収納実績見込みに伴い112万3,000円を減額いたしました。

款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費補助金につきましては、保険給付費実績に伴い医療費等に係る普通交付金及び保険事業費等に係る特別交付金額の確定により2,739万1,000円を減額いたしました。

7ページをお開きください。

款5繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、各事業費の確定に係る繰入金及び職員給与費等としまして184万5,000円を増額いたしました。

款5繰入金、項2基金繰入金、目1基金繰入金につきましては、歳入額調整を行い200万円を減額いたしました。

次に、9ページの歳出の主なものについて御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費から目2連合会負担金につきましては、職員の給与調整とオンライン開催による普通旅費の減額、国保総合システム利用料及びシステム改修費用等の実績により、合計で47万5,000円を減額いたしました。

10ページをお開きください。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費及び目2一般被保険者療養費につきましては、いずれも療養給付費実績見込みによる減額、目3診査支払委託料につきましては、診査委託研修の実績によるもので、合計で423万円を減額いたしました。

款2保険給付費、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費及び目2一般被保険者高額介護合算療養費につきましては、いずれも療養給付費実績見込みによるもので、合計で318万円を減額いたしました。

12ページをお開きください。

款4保険事業費、項1保険事業費、目1疾病予防費から、13ページの目4医療費適正化特別対策事業につきましては、印刷製本費、通信運搬費、謝金、消耗品費等につきましては、実績による減額、旅費につきましては、オンライン開催による減額、補助金につきましては、人間ドック利用者

補助金実績による減額、特定健康診査等委託につきましては、検診データ比較件数の実績による減額により、合計で120万9,000円を減額いたしました。

14ページをお開きください。

款7 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目1 償還金及び返還金につきましては、前年度事業実績に伴う返還金の確定により12万2,000円を減額いたしました。

款7 諸支出金、項2 繰出金、目1 直営診療所会計繰出金につきましては、診療所会計の収支実績により1,794万6,000円を減額いたしました。

款8 予備費におきましては、49万6,000円を減額し歳入歳出の調整を図りました。

以上で内容の説明を終わります。御承認方よろしくお願いいたします。

○議長（蔵 正議員）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（蔵 正議員）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（蔵 正議員）

討論なしと認めます。

これから、承認第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（蔵 正議員）

異議なしと認めます。

したがって、承認第4号は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第7 承認第5号 令和7年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第6号）の専決処分の承認について

○議長（蔵 正議員）

日程第7、承認第5号、令和7年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第6号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和7年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第6号）の専決処分の承認について、提案の理由を申し上げます。

令和7年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第6号）につきましては、歳入において、診療収入の減額及び繰入金の調整、歳出におきましては、人件費や需用費等の減額など、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしました。

内容につきましては、診療所事務長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○大和診療所事務長（三田陽一郎君）

令和7年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第6号）の専決処分の承認について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,032万5,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,521万1,000円にいたしました。

今回の補正は、歳入歳出ともに令和7年度の事業実績等による補正でございます。

歳入の主なものを御説明いたします。

7ページをお開きください。

款1診療収入、項1外来収入606万6,000円の減額は、診療報酬収入の実績見込みにより計上いたしました。

同じく、款1診療収入、項2その他診療収入19万8,000円の増額、款2使用料及び手数料、項1手数料3万円の増額とともに実績見込みに伴うものでございます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金1,514万9,000円の増額、8ページの款3繰入金、項2他会計繰入金1,794万6,000円の減額は、歳出の減額に伴い調整を行ったものでございます。

款7村債、項1村債70万円の減額につきましては、起債事業の調整を行ったものでございます。

次に、歳出の主なものを御説明いたします。

9ページをお開きください。

款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費682万5,000円の減額は、人件費や需用費等の実績見込みによるものでございます。

10ページの款2医業費、項1医業費、目1医業費の350万円の減額は、医薬品等購入の実績見込みに伴うものでございます。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（藏 正議員）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○3番（前田清和君）

この7ページですが、歳入のほうで600万余りの診療収入が減額ということになっております。昨年4月から新しい医師が来ていただいて、1年間ね、頑張っていたと思うんですけど、この600万余りの診療収入の減額の要因は、病院を受診され、皆さんが元気になられて、健康になられて、診療に行かれなくなったのか、それとも1年間通して利用客が、今までおられた前医師に比べて、利用される方が減ってきたのか。もし人数が分かれば、令和6年度と令和7年度の診療所の利用する客数とか、そういうのがもし今分かれば教えていただいて、この減額になった要因というのを分かる範囲で結構ですので、教えていただければと思います。

○大和診療所事務長（三田陽一郎君）

患者の人数といたしまして、令和6年度患者総数述べ6,613名に対しまして、令和7年度の患者総数述べ5,380名となっております。あと令和7年度から小児科診療の中止であったりとか、あとは検査処置等につきまして、いろいろ変更がございまして、それに伴って診療収入が少し減ったということになっています。以上です。

○3番（前田清和君）

令和6年から令和7年に比べたら、1,300人余りが歯科診療とかありますので、それも減ったということなんですが、今後、このままの推移で大体診療収入がいくのか、それとも今度また令和8年度ですね、その取組状況からして、今後回復傾向に向かうのか、事務局長としてどう思われているのか、教えていただければなと思います。

○大和診療所事務長（三田陽一郎君）

収入を増やすための今後の対応としまして、今年度から在宅の患者さんを積極的に受け入れるような形を取るなどして、今ついでいただける医師と連携を図りながら、健全経営を目指していければと思っています。以上です。

○議長（蔵 正議員）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蔵 正議員）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蔵 正議員）

討論なしと認めます。

これから、承認第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（蔵 正議員）

異議なしと認めます。

したがって、承認第5号は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第8 承認第6号 令和7年度大和村介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について

○議長（蔵 正議員）

日程第8、承認第6号、令和7年度大和村介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和7年度大和村介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について、提案の理由を申し上げます。

令和7年度大和村介護保険特別会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出ともに介護給付費や地域支援事業費等の減額など、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（前田逸人君）

令和7年度大和村介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ935万4,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,879万6,000円といたしました。

6ページの歳入から主なものを御説明申し上げます。

款1保険料、項1介護保険料、目1第1被保険者保険料につきましては、介護保険料の収納実績見込みに伴い、合計で73万3,000円を減額いたしました。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金から、7ページをお開きいただきまして、款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目2地域支援事業支援交付金までにつきましては、介護サービス等に係る利用実績見込みに伴い、国・県支払基金からの法定割合に応じてそれぞれ増減の調整を行ったものでございます。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金から、目3地域支援事業繰入金につきましては、介護サービス等に係る利用実績見込みに基づき増額し、次の8ページの目4その他一般会計繰入金として職員共済費等の減額と合わせまして、合計で190万9,000円を減額いたしました。

款 7 繰入金、項 3 基金繰入金、目 1 介護給費準備基金につきましては、実績見込み等の調整を図り 196 万円を増額いたしました。

次に、9 ページから歳出の主なものを御説明申し上げます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費につきましては、会計年度任用職員の勤務日数に伴う減額、職員給与調整、普通旅費、消耗品費、通信運搬費につきましては、実績に伴う減額として、合計で 301 万 1,000 円を減額いたしました。

款 1 総務費、項 2 介護認定診査会費、目 2 認定審査事務負担金につきましては、介護保険一部事務組合への認定審査件数が減少したため 12 万円を減額いたしました。

10 ページをお開きください。

款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費、目 1 居宅介護サービス給付費から目 9 居宅介護サービス計画給付費につきましては、介護サービス利用実績に伴い、それぞれ補正を行い、合計で 417 万円を減額いたしました。

11 ページを御覧ください。

款 2 保険給付費、項 2 介護予防サービス等諸費から、12 ページの款 2 保険給付費、項 5 特定入所者介護サービス等費につきましては、居宅介護サービス及び施設介護サービス等に伴う利用実績に伴い、それぞれ補正を行い、それぞれの合計で 107 万円を減額いたしました。

款 5 地域支援事業費、項 1 包括的支援事業任意事業費につきましては、一般高齢者及び要支援者等に対する介護予防事業利用実績に伴い、合計で 16 万 5,000 円を減額いたしました。

13 ページを御覧ください。

款 5 地域支援事業費、項 2 介護予防費、日常生活支援総合事業につきましては、要支援者への訪問介護等に伴う利用実績及び一般高齢者等に対する各種介護予防事業等の実績に基づき 75 万 8,000 円を減額いたしました。

以上で内容の説明を終わります。御承認方よろしくお願いいたします。

○議長（蔵 正議員）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蔵 正議員）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蔵 正議員）

討論なしと認めます。

これから、承認第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（蔵 正議員）

異議なしと認めます。

したがって、承認第6号は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第9 承認第7号 令和7年度大和村大和の園特別会計補正予算（第7号）の専決処分の承認について

○議長（蔵 正議員）

日程第9、承認第7号、令和7年度大和村大和の園特別会計補正予算（第7号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和7年度大和村大和の園特別会計補正予算（第7号）の専決処分の承認について、提案の理由を申し上げます。

令和7年度大和村大和の園特別会計補正予算（第7号）は、歳入におきましては、一般会計繰入金金の減額や村債の調整、歳出においては、総務費の減額など、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしました。

内容につきましては、大和の園園長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○大和の園園長（早川理恵君）

令和7年度大和村大和の園特別会計補正予算（第7号）の専決処分の承認について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,435万円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,879万円といたしました。

7ページの歳入から主なものを御説明申し上げます。

款1 サービス収入、項1 介護給付費収入、目1 施設介護サービス費収入及び目2 居宅介護サービス費収入につきましては、長期利用者と短期利用者の利用実績見込みに伴い、合計で300万円を減額いたしました。

款1 サービス収入、項3 特定入所者介護サービス等収入、目1 特定入所者介護サービス費収入につきましては、長期利用者のうち低所得者に係る居住費及び食費分の利用実績見込みとして50万円を増額いたしました。

款 5 繰入金、項 1 繰入金、目 2 一般会計繰入金につきましては、歳入不足を補う調整分といたしまして686万3,000円を減額いたしました。

8 ページをお開きください。

款 6 村債、項 1 村債、目 1 村債につきましては、施設整備費事業の一部を補助率の高い県補助事業へ変更したため、510万円を減額いたしました。

款 8 県支出金、項 1 県補助金、目 1 県補助金、節 1 介護テクノロジー定着支援事業補助金につきましては、介護機器導入に係る補助金額確定により40万円を減額いたしました。

同じく、節 2 介護人材確保職場環境改善等事業補助金につきましては、職場環境改善に係る補助金額確定により74万8,000円を増額いたしました。

次に、9 ページの歳出の主なものについて御説明を申し上げます。

款 1 総務費、項 1 施設管理費、目 1 一般管理費につきましては、主に人件費に係る実績に伴うもので、合計で1,325万円減額いたしました。

10ページをお開きください。

款 2 サービス事業費、項 1 施設介護サービス事業費、目 1 施設介護サービス事業費は、消耗品及び賄材料費の実績見込みに伴い90万円減額いたしました。

以上で内容の説明を終わります。御承認方よろしくお願いいたします。

○議長（蔵 正議員）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蔵 正議員）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蔵 正議員）

討論なしと認めます。

これから、承認第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蔵 正議員）

異議なしと認めます。

したがって、承認第7号は承認することに決定いたしました。

日程第10 承認第8号 令和7年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認について

○議長（藏 正議員）

日程第10、承認第8号、令和7年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和7年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認について、提案の理由を申し上げます。

令和7年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入において一般会計繰入金等の減額、歳出において総務費等の減額など、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします

○保健福祉課長（前田逸人君）

令和7年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ405万3,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,416万2,000円といたしました。

6ページの歳入から主なものを御説明申し上げます。

款1 後期高齢者医療保険料、項1 後期高齢者医療保険料、目1 特別招徴収保険料及び目2 普通徴収保険料につきましては、後期高齢者医療保険料収納実績見込みに伴い、合計で5万7,000円を減額いたしました。

款3 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 事務費繰入金につきましては、事務費等の調整により51万4,000円を増額し、目2 保険基盤安定繰入金につきましては、実績に伴い439万3,000円を減額し、合計で387万9,000円を減額いたしました。

7ページをお開きください。

款5 諸収入、項3 雑入、目1 雑入につきましては、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業実績に伴う補助金としまして7万6,000円を減額いたしました。

次に、8ページの歳出の主なものを御説明申し上げます。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費につきましては、職員給与等の調整及びオンライン開催による普通旅費の減額並びに通信運搬費の実績に伴う減額といたしまして、合計で205万1,000円を減額いたしました。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金、項1 後期高齢者医療広域連合納付金、目1 後期高齢者医療

広域連合納付金につきましては、保険基盤安定負担金の確定により160万円を減額いたしました。

款3 保険事業費、項1 健康保持増進事業費、目1 健康診査費、ページをめくりまして、9 ページの目2 保険事業費につきましては、実績による通信運搬費の減額、健康診査費及び人間ドック等の利用者実績に伴い、合計で32万5,000円を減額いたしました。

以上で内容の説明を終わります。御承認方よろしくお願いいたします。

○議長（蔵 正議員）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蔵 正議員）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蔵 正議員）

討論なしと認めます。

これから、承認第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蔵 正議員）

異議なしと認めます。

したがって、承認第8号は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第11 承認第9号 大和村税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

○議長（蔵 正議員）

日程第11、承認第9号、大和村税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決の承認について、提案の理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、大和村税賦課徴収条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分

をいたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（直島秀治君）

大和村税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、内容の御説明を申し上げます。

今回の地方税法の一部改正に伴い、大和村税賦課徴収条例の一部を改正しようとする主な内容につきましては、まず1点目に、個人住民税に関する改正について、始めに、取引が多様化する特定暗号資産譲渡所得等を村民税の所得割の計算対象として明確にし、税額計算の整合性を図りました。

続いて、税負担の公平性の観点から、前年合計所得金額が2,500万円を超える高所得者に対し、特定の所得割の控除制限を導入いたしました。

続いて、村民の住宅取得を支援するため、住宅ローンの控除の適用期限を入居要件は令和12年度まで、対象年度は令和25年度まで、それぞれ延長いたしました。

続いて、公的年金受給者の申告について、配偶者や扶養親族等の要件を整理し、手続の適正化を図ったものでございます。

次に、2点目に固定資産税に関する改正について、始めに、実務の効率化等のために家屋等に係る減免点の引き上げを行いました。

続いて、再生可能エネルギー施設やバリアフリー改修建築物に関わる税額の減税特例について必要な規定との整理と期間の延長を行いました。

次に、3点目に軽自動車税に係る改正について、本改正は住民の皆様にとって分かりやすい表記とするため、名称の見直しを行ったものでございます。具体的には、従来の自動車税種別割という二重の表現から法令改正に基づき条例上の表記を整理し、単に軽自動車税と名称を統一するとともに、所有者課税の原則に関する文言の整理を行いました。

以上で内容の説明を終わります。御承認方よろしくお願いいたします。

○議長（藏 正議員）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正議員）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正議員）

討論なしと認めます。

これから、承認第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正議員）

異議なしと認めます。

したがって、承認第9号は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第12 承認第10号 大和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

○議長（藏 正議員）

日程第12、承認第10号、大和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案の理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、子ども子育て支援関係及び軽減措置等の導入並びに本村における適正な課税及び財政基盤の安定化を図るため、税率改定を行うにあたり、大和村国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（直島秀治君）

大和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、内容の御説明を申し上げます。

今回の地方税法及び関係法令の改正に加え、鹿児島県における国民健康保険税水準の統一への移行に伴い、大和村国民健康保険税条例の一部を改正しようとする内容につきましては、まず1点目に、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の税率税額の見直しでございます。鹿児島県が示す標準保険税水準を基本とした県内統一保険税水準への円滑な移行及び国保財政の安定化を図るため、それぞれ所得割率、均等割額、平等割額等について、県内統一化に伴う適正な水準へと改定するものでございます。

次に、２点目に子ども子育て支援納付金課税額の新たな創設でございます。国の持続可能な社会保障制度の構築に向けた見直しに伴い、国保税の課税項目に新たな枠として、本納付金分を追加するもので、賦課限度額を３万円とし、所得割率、均等割額、平等割額を定めております。

なお、子育て世帯の負担軽減を図るため、１８歳未満の被保険者に係る納付金分の均等割額については、全額免除する措置を講じようとするものでございます。

次に、３点目に低所得者世帯等に対する軽減措置の拡充でございます。国保税の軽減判定における基礎控除額等の基準引上げ、軽減対象となる低所得者世帯の範囲を拡大するとともに、未就学児の均等割額軽減措置について新設された子ども子育て支援納付金分にも連動させ、更なる負担軽減を図るものでございます。

以上で内容の説明を終わります。御承認方よろしくお願いいたします。

○議長（蔵 正議員）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蔵 正議員）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蔵 正議員）

討論なしと認めます。

これから、承認第１０号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蔵 正議員）

異議なしと認めます。

したがって、承認第１０号は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第１３ 議案第３７号 令和８年度大和村一般会計補正予算（第１号）について

○議長（蔵 正議員）

日程第１３、議案第３７号、令和８年度大和村一般会計補正予算（第１号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和８年度大和村一般会計補正予算（第１号）について、提案の理由を申し上げます。

令和８年度大和村一般会計補正予算（第１号）につきましては、地域振興推進事業や人事異動等に伴う人件費の調整など、歳入歳出それぞれ669万8,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

令和８年度大和村一般会計補正予算（第１号）について、内容の御説明を申し上げます。

令和８年度大和村一般会計補正予算（第１号）は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ669万8,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億1,974万1,000円にしようとするものであります。

今回の主な内容は、４月の人事異動等による人件費関係の調整や地域振興推進事業など、事業の内示等によるものでございます。

歳入の主なものを御説明いたします。

８ページをお開きください。

款12分担金及び負担金、項１負担金、目１農林水産業費負担金は、枝ものの作り等作業場受益者負担金分を鹿児島県の特用林産物産地づくり事業負担金として13万9,000円を計上いたしました。

款15県支出金、項２県補助金、目１総務費県補助金は、ひらとみ神社憩いの広場整備における地域振興推進事業補助金として300万円を計上いたしました。

同じく、目６教育費県補助金は、公立学校給食費負担軽減事業補助金として417万5,000円を計上いたしました。

同じく８ページでございます。

款20諸収入、項３雑入、目２雑入は、学校給食費自己負担金の減額及び集落公民館等改修負担金の増額並びに一般コミュニティ助成事業関連の事業費及び集落負担金の増額等の差引合計で、89万2,000円を減額計上いたしました。

次に、歳出の主なものを御説明いたします。

なお、各項目の節２給与、節３職員手当等、節４共済費の補正につきましては、会計年度任用職員を含む職員の人事異動に伴う人件費の補正が主なものでございますので、説明は省略させていただきますが、９ページをお開きください。款２総務費、項１総務管理費、目１一般管理費、節３職員手当等にある特別職期末手当に関しましては、当初予算では昨年の人事院勧告前の率で算定されていたことにより、今回、特別職２名の正規の率の算定によるものでございます。

同じく、９ページでございます。

款２総務費、項１総務管理費、目１一般管理費、節８旅費は、鹿児島大学が主催する奄美環境文化教育プログラムへの職員２名の派遣費用と合わせ、総務会年職員の人事異動に伴う通勤手当等の費用弁償等の増額で36万4,000円を計上いたしました。

同じく、9ページになります。

目4財政管理費は、歳入歳出の調整を行い、財政調整基金への積立金として700万円を計上いたしました。

10ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目6財産管理費は、陸上養殖関係における合同会社ひらとみへの委託料として280万円を計上いたしました。

同じく、目7企画費、節18負担金補助及び交付金は、今里公民館エアコン等改修事業における一般コミュニティ助成事業として280万5,000円を計上いたしました。

12ページをお開きください。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節18負担金補助及び交付金は、湯湾釜、大和浜、名音、今里集落からの要望を受け、集落公民館改修助成といたしまして180万円を計上いたしました。

15ページをお開きください。

款4衛生費、項2清掃費、目1塵芥処理費は、塵芥車庫解体における重機借上料といたしまして400万円を計上いたしました。

16ページをお開きください。

款6商工費、項1商工費、目2観光費は、ひらとみ神社憩いの広場整備事業における工事請負費として600万円を計上いたしました。

18ページをお開きください。

款9教育費、項5保健体育費、目2体育施設費は、体育施設整備における重機借上料及び原材料の合計で450万円を計上いたしました。

19ページをお願いいたします。

款12予備費におきましては、7万2,000円を増額し、歳入歳出の調整を図りました。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（蔵 正議員）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蔵 正議員）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蔵 正議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第37号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第38号 令和8年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（藏 正議員）

日程第14、議案第38号、令和8年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和8年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し上げます。

令和8年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、特別調整交付金等の増額など、歳入歳出それぞれ208万円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（前田逸人君）

令和8年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ208万円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,850万2,000円にしようとするものであります。

6ページの歳入から御説明申し上げます。

款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費補助金は、大和診療所に係る特別調整交付金といたしまして138万6,000円を増額いたしました。

款5繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金は、人事異動に伴い69万4,000円を増額いたしました。

次に、7ページの歳出について御説明申し上げます。

款7諸支出金、項2繰出金、目1直営診療所会計繰出金は、大和診療所への繰出金といたしまして208万円を増額いたしました。

以上で説明を終わります。御審議方よろしく願いいたします。

○議長（蔵 正議員）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蔵 正議員）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蔵 正議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第38号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蔵 正議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第39号 令和8年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第1号）について

○議長（蔵 正議員）

日程第15、議案第39号、令和8年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和8年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し上げます。

令和8年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第1号）につきましては、繰入金及び人件費、公課費等の増額など、歳入歳出それぞれ260万5,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、診療所事務長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○大和診療所事務長（三田陽一郎君）

令和8年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第1号）について、内容の説明を申し上げます。

す。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ260万5,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,720万1,000円にしようとするものです。

歳入から御説明いたします。

6 ページをお開きください。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金52万5,000円及び款3繰入金、項2他会計繰入金、目1国保会計繰入金208万円の増額については、歳出の増額に伴い調整を行い計上いたしました。

次に、歳出について御説明いたします。

7 ページをお開きください。

款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費の206万5,000円の増額については、人事異動及び自由診療消費税納付等に伴うものでございます。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（蔵 正議員）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蔵 正議員）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蔵 正議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第39号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蔵 正議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第16 議案第40号 令和8年度大和村介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（蔵 正議員）

日程第16、議案第40号、令和8年度大和村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和8年度大和村介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し上げます。

令和8年度大和村介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、一般会計繰入金の増額や職員に係る人件費の増額など、歳入歳出それぞれ284万3,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（前田逸人君）

令和8年度大和村介護保険特別会計補正予算（第1号）について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ284万3,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,386万3,000円にしようとするものであります。

6ページの歳入から御説明申し上げます。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目4その他一般会計繰入金は、人事異動に伴い259万3,000円を増額いたしました。

款7繰入金、項3基金繰入金、目1介護給付費準備基金につきましては、前年度令和7年度の介護給付費還付金実績により25万円を増額いたしました。

次に、7ページの歳出を御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、人事異動に伴い職員給与等を合計で259万3,000円を増額いたしました。

款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1第1号被保険者保険料還付金は、前年度の介護給付費還付金が確定したため25万円を増額計上いたしました。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしく願いいたします。

○議長（藏 正議員）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正議員）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蔵 正議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第40号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蔵 正議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第41号 令和8年度大和村大和の園特別会計補正予算（第1号）について

○議長（蔵 正議員）

日程第17、議案第41号、令和8年度大和村大和の園特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和8年度大和村大和の園特別会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し上げます。

令和8年度大和村大和の園特別会計補正予算（第1号）につきましては、一般会計繰入金の減額や総務費の減額など、歳入歳出それぞれ133万円の減額予算を計上いたしました。

内容につきましては、大和の園園長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○大和の園園長（早川理恵君）

令和8年度大和村大和の園特別会計補正予算（第1号）について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ133万減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億4,279万3,000円にしようとするものです。

6ページの歳入を御説明申し上げます。

款5繰入金、項1繰入金、目2一般会計繰入金につきましては、人件費に係る繰入分として133万円を減額いたしました。

次に、7ページの歳出を御説明申し上げます。

款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費につきましては、人事異動に伴う人件費分として合計で133万円を減額いたしました。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（蔵 正議員）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○3番（前田清和君）

7ページの歳出の一般管理費130万減額ですが、先ほど令和7年度の専決で、あのときも1,300万ほど減額ということで、一般管理人件費がほぼほぼだと思うんですけど、減額されていますが、この減額された要因は、4月の人事異動とか、それはもちろんあると思うんですけど、この今現在、大和の園職員の数の現状です。もしかしたら、この減額というのは職員が、会計年度職員とかが減って、減の人員費の削減なのか、そこら辺の要因を少し御説明いただけたらと思います。

○大和の園園長（早川理恵君）

今回令和8年度、この第1号の補正につきましては人事異動によるもののみでございます。令和7年、先ほどの分でございますけども、令和7年度から令和8年度職員数を比較しますと、合計で38名から35名ということで3名の減ということになっております。

○3番（前田清和君）

3名減られて、今35名体制でやっておられるということですが、その大和の園の長期入所者、また短期で入られる入所者、ベッド数は50床あると聞いていますが、今だいたい40、2、3ぐらいと思っているんですけど、この今の利用客で、その職員が35名体制でやっていけるのか。それとも、その職に対して、その負担が今かかっていないのか、園長として、今どうお考えでしょうか。

○大和の園園長（早川理恵君）

直近の数字で申し上げますと、大和の園現在、本日付けで49名ということで、入所者となっております。長期の方と短期の方と合わせてということでございます。現在、稼働率としましてはほぼ9割から10割で稼働しております。それに伴い、職員の負担が出ているのではないかと御懸念かと思っておりますけれども、それにつきましても、職員の体制、業務整理等図っておりますので、無理のないようにということで職員と話し合いながら、適正な数というのを調整しておりますので、現在の職員の35名に対して50名ということで、余裕がたくさんあるというわけではございませんけれども、負荷がかかって厳しい状況であるということでもなく、調整を図りながら運営しているという状況でございます。

○3番（前田清和君）

49名に対して35名でやっておられると、本当に人件費はどんどん高騰してますから、やっぱり当局においても一番の行政としてやっていく上で、一般管理費とか、そういうのはだいぶかかってくると思うんですよ。それを一生懸命削ろうとして、園長がやられている、これは素晴らしいことなんですけど、それが逆に職員が減になることで、入居者へのサービスが減になったりとか、また職員の負担がいっぱいいっぱいになってくるというのは、これはまた逆に言えばマイナスになっていかないかなと、更に大和の園のサービス低下につながっていかないかなと、これが一つの要因で、また入居者が減っていかないかなと、いろいろいいほうにも向けば、悪いほうにも向くわけですよ

ね。ですので、もう一度、その35名体制でやっていますけど、職員、会計年度職員に負担のならないような、それでいて人件費を少しでも押えていける、そういうのも多分園長としてはいろいろ考えてやられていると思うんですけど、やっぱり職員、会計年度職員の声を聞きながら、もう負担があれば、それはもう職員は一人二人増やしても、僕はいいと思っています。それでサービスが低下しない、今の現状でいけるのであればと思っていますので、今後、これから、また令和8年度2カ月過ぎましたが、また今年1年間の取組として、そういう絡みも職員の人数とか、こういう人件費のあれもありますけど、いい方向性に向かっていけるように、また検討をしていただきたいなと、取り組んでいただきたいなというふうに思います。終わります。

○議長（蔵 正議員）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蔵 正議員）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蔵 正議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第41号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蔵 正議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第18 議案第42号 令和8年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（蔵 正議員）

日程第18、議案第42号、令和8年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和8年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し上げます。

令和８年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）につきましては、諸収入の増額や諸支出金の増額など、歳入歳出それぞれ25万円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（前田逸人君）

令和８年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25万円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,833万3,000円にしようとするものであります。

６ページの歳入から御説明申し上げます。

款５諸収入、項２償還金及び還付加算金、目２保険料還付金は、前年度令和７年度の保険料還付金が確定したため、25万円を増額いたしました。

次に、７ページの歳出を御説明申し上げます。

款４諸支出金、項１償還金及び還付加算金、目１還付加算金は、前年度の保険料還付金が確定したため、25万円を増額いたしました。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（藏 正議員）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正議員）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第42号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第43号 令和8年度大和村集落排水事業会計補正予算（第1号）について

○議長（藏 正議員）

日程第19、議案第43号、令和8年度大和村集落排水事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和8年度大和村集落排水事業会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し上げます。

令和8年度大和村集落排水事業会計補正予算（第1号）につきましては、人事異動に伴う人件費の調整など、資本的収入及び支出において収入及び支出を337万2,000円増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（直島秀治君）

令和8年度大和村集落排水事業会計補正予算（第1号）の内容について御説明を申し上げます。

今回の補正は、資本的収入及び支出において、それぞれ337万2,000円の増額予算を計上いたしました。

補正予算の概算につきましては、補正予算書の1ページから3ページに掲載されているとおりでございます。

それでは、補正予算説明書で御説明をさせていただきます。

10ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入、款1資本的収入、項1他会計出資金、目1他会計出資金の節1他会計出資金337万2,000円の増額は、人事異動等により計上いたしました。

続いて、11ページをお開きください。

資本的収入及び支出の支出、款1資本的支出、項1建設改良費、目1集落排水事業建設改良費西部の節1給料は、人事異動に伴い297万円を計上いたしました。

同款項目節11旅費及び節12備用品費は、集落排水事業西部地区分散化に伴う事業費などの40万2,000円を計上いたしました。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（藏 正議員）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正議員）

これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。
討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（蔵 正議員）

討論なしと認めます。
これから、議案第43号を採決いたします。
お諮りいたします。
本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（蔵 正議員）

異議なしと認めます。
したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第20 議案第44号 大和村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（蔵 正議員）

日程第20、議案第44号、大和村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

国の法律の改正等により、条例改正が必要となりますので、大和村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正を行いたく御提案いたします。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします

○総務課長（政村勇二君）

大和村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容を御説明申し上げます。

本条例は、国の法律行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法改正に伴い、主に個人番号の利用に係る独自の事務内容の制定を、別表1及び別表2に定め、マイナンバー利用における連携した事務手続を可能とするための改正となります。

今回の追加事務といたしまして、ひとり親家庭医療助成及び子ども医療費給付並びに重度心身障害者医療助成の三つが対象事務となります。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（蔵 正議員）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蔵 正議員）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蔵 正議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第44号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蔵 正議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第21 議案第45号 大和村ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（蔵 正議員）

日程第21、議案第45号、大和村ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

現在実施しております子ども医療費給付事業の現物給付方式を、ひとり親家庭医療費助成の対象である子どもまで拡充するため、改正を行うものでございます。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（前田逸人君）

大和村ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、内容の御説明を申し上げます。

令和7年度4月1日から本村では子ども医療費助成事業を子ども医療費給付事業といたしまして窓口負担のない現物給付方式に移行いたしました。このことに伴い、ひとり親家庭医療費助成の対象である子供も、子ども医療費給付事業の対象とすることで、保護者の経済的負担軽減を図ることを目的とし、大和村ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正しようとするものでございます。

御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（藏 正議員）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正議員）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第45号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第22 同意第2号 大和村農業委員会委員の任命について

日程第23 同意第3号 大和村農業委員会委員の任命について

日程第24 同意第4号 大和村農業委員会委員の任命について

日程第25 同意第5号 大和村農業委員会委員の任命について

日程第26 同意第6号 大和村農業委員会委員の任命について

○議長（藏 正議員）

日程第22、同意第2号、大和村農業委員会委員の任命についてから、日程第26、同意第6号についての5件を一括議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村農業委員会委員の任命について、提案の理由を申し上げます。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めたく御提案申し上げます。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

大和村農業委員会委員の任命について、内容の御説明を申し上げます。

同意を求めていますのは、次の5名の方であります。

同意第2号、住所、鹿児島県大島郡大和村名音346番地2、氏名、勝 三千也、生年月日、昭和34年11月4日。続きまして、同意第3号、住所、鹿児島県大島郡大和村大金久164番地1、氏名、國副八重子、生年月日、昭和46年5月8日。同意第4号、住所、鹿児島県大島郡大和村思勝345番地口村住6の101、氏名、武本幸美、生年月日、昭和43年5月3日。同意第5号、住所、鹿児島県大島郡大和村大和浜87番地5、氏名、玉野公和、生年月日、昭和29年2月14日。同意第6号、住所、鹿児島県大島郡大和村大和棚23番地5、氏名、藤村秀久、生年月日、昭和39年2月25日。

以上5名であります。学歴、職歴の概要につきましては、お配りしました資料のとおりであります。

御同意方よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏 正議員）

これから、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正議員）

これで質疑を終わります。

これから、討論に入りますが、討論と採決につきましては、各同意案件ごとに行います。

同意第2号の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正議員）

討論なしと認めます。

これから、同意第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藏 正議員）

起立多数です。

したがって、同意第2号、大和村農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することを決定いたしました。

次に、同意第3号の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正議員）

討論なしと認めます。

これから、同意第3号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藏 正議員）

起立多数です。

同意第3号、大和村農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することを決定いたしました。

次に、同意第4号の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正議員）

なしと認めます。

同意第4号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藏 正議員）

起立多数です。

したがって、同意第4号、大和村農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意するこ

とに決定いたしました。

次に、同意第5号の討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

なしと認めます。

同意第5号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件は、同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（藏 正議員）

起立多数です。

したがって、同意第5号、大和村農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することとに決定いたしました。

次に、同意第6号の討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

討論なしと認めます。

同意第6号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（藏 正議員）

起立多数です。

したがって、同意第6号、大和村農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することとに決定いたしました。

-----○-----

日程第27 常任委員の選任について

○議長（藏 正議員）

日程第27、常任委員の選任についてを行います。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、1番、奥田浩一議員、2番、市田実孝議員、3番、前田清和議員、5番、重信安男議員、6番、藏 正議員、7番、勝山浩

平議員、8番、中井文忠議員、9番、奥田忠廣議員、以上の8名を総務建設委員に指名したい
と思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました議員を常任委員として選任することに決定いたしまし
た。

-----○-----

日程第28 常任委員会の報告

○議長（藏 正議員）

日程第28、常任委員会の報告を行います。

常任委員会の委員長及び副委員長の互選につきましては、本日午前中の全員協議会時に互選して
おりますので、これを報告いたします。

総務建設委員長に市田実孝委員、総務建設副委員長に奥田浩一委員が決定いたしました。

-----○-----

日程第29 議会運営委員の選任

○議長（藏 正議員）

日程第29、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、2番、市田実孝議員、
3番、前田清和議員、7番、勝山浩平議員、9番、奥田忠廣議員、以上4名を指名したいと思いま
す。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました議員を議会運営委員に選任することに決定いたしまし
た。

-----○-----

日程第30 議会運営委員会の報告

○議長（藏 正議員）

日程第30、これから、議会運営委員会の報告を行います。

議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選につきましては、本日午前中に互選しておりますの

で、これを報告いたします。

議会運営委員長に、3番、前田清和委員、議会運営副委員長に、2番、市田実孝委員が決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

散会 午後 3時06分

第 2 回 大和村議会定例会

第 2 日

令和 8 年 6 月 1 8 日（木）

大 和 村 議 会

議事日程（令和８年第２回大和村議会定例会）

令和８年６月１８日（木）

開議時間 午前１０時１５分

午後 １時３０分

１ 開議の宣告

日程第 １ 一般質問（５名）

午前（２名）

２番 市田 実孝 議員

７番 勝山 浩平 議員

午後（３名）

３番 前田 清和 議員

５番 重信 安男 議員

１番 奥田 浩一 議員

日程第 ２ 陳情第 １号 義務教育費国庫負担制度の引き上げをはかるための、２０２７年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

日程第 ３ 発議第 １号 義務教育費国庫負担制度の引き上げをはかるための、２０２７年度政府予算に係る意見書について

日程第 ４ 陳情第 ２号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、２０２７年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

日程第 ５ 発議第 ２号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、２０２７年度政府予算に係る意見書について

日程第 ６ 議員派遣の件について

日程第 ７ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

閉 議

閉会の宣告

２ 出席議員は次のとおりである。（８名）

１番 奥 田 浩 一 議員

２番 市 田 実 孝 議員

３番 前 田 清 和 議員

５番 重 信 安 男 議員

６番 藏 正 議員

７番 勝 山 浩 平 議員

８番 中 井 文 忠 議員

９番 奥 田 忠 廣 議員

3 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	森 永 学 君	主 幹	太 純 一 君
--------	---------	-----	---------

5 説明のため出席した者の職氏名

村 長	伊集院 幼 君	教 育 長	中 山 恭 平 君
副 村 長	仲新城 長 政 君	教 委 事 務 局 長	宮 田 龍 君
総 務 課 長	政 村 勇 二 君	企 画 観 光 課 長	大 瀬 幸 一 君
建 設 課 長	早 川 勝 志 君	産 業 振 興 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	福 本 新 平 君
教 委 指 導 主 事	里 中 卓 麻 君	保 健 福 祉 課 長	前 田 逸 人 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	児 玉 明 美 君	大 和 診 療 所 事 務 長	三 田 陽 一 郎 君
住 民 税 務 課 長	直 島 秀 治 君	大 和 の 園 園 長	早 川 理 恵 君

開会 午前10時15分

○議長（藏 正議員）

皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりであります。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（藏 正議員）

日程第1、ただいまより一般質問を行います。

議事日程のとおり、順次発言を許可いたします。

2番、市田実孝議員に発言を許可いたします。

○2番（市田実孝議員）

皆さん、おはようございます。それでは、私のほうから上げてあります質問を読まさせていただきます。

村民所得について。大和村の村民所得は、他の自治体と比較し低い状況にあるが、村はどのように思われているのか、見解を伺いたいと思います。

2番、現在、村への交流関係人口の今までにない大幅な増加、人の流れを大きく変化させた政策は村内外から高い評価を受け絶賛されているが、今後、村民の所得に直接つながる政策が必要でないか。政策はどのように検討されておられるのか、お伺いいたします。

3番、高齢化率が進み、今後も人材不足が懸念されていく中、村の生産労働人口の約3割を占める会計年度任用職員や職員に副業を認め、生産能力を高めていく必要はないか。

4番、特産加工や企業支援一次産業支援など、村民に直接関係する産業振興課や企画観光課の予算を大幅に増やす必要はないか。

大きな2番にまいります。思勝港湾整備について。港湾を整備拡張し、物流の流れを拡大するため、フェリーとしまなどを寄港地として誘致運動をしていけないか。

2番、ひらとみ祭りの毎年の道路渋滞状態などから、多目的な緑地公園に整備していけないか。

以上、壇上から申し上げまして、あとは自席より質問したいと思います。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、おはようございます。それでは、ただいまの市田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、村民所得についての1番目の、大和村の村民所得は、他の自治体と比較し低い状況にあるが、村はどのように思われているのかとの御質問でございますが、令和8年3月に鹿児島県が発表した最新の所得推計である令和5年度の市町村村民経済計算において、本村の1人当たり市町村村民所得は216万9,000円であり、奄美群島12市町村の中で11位という位置にあります。この市町村村民経済計算の統計の仕組みと、本村の産業構造等から分析しますと、低い水準にとどまっているのには、主に二つの要因が考えられます。一つ目の要因は、産業構造に係る要因でございますが、

企業所得を押し上げる大規模産業の存在であります。市町村民所得には、住民の給与だけでなく、地域内企業の生産額を示す企業所得も合算し、算出いたします。群島内上位の自治体には、大規模な水産養殖業や大型商業施設、宿泊施設等の観光関連事業者を中心に多様な産業が存在し、企業所得を押し上げているという側面がございます。一方で、本村において比較的規模を有する民間事業者はごく限られることから、1企業当たりの生産額が他自治体と比較して小さく、村全体の企業所得が伸びにくいという状況にあります。二つ目は、市町村民経済計算における統計の仕組みに係る要因でございますが、労働に伴う経済的付加価値の村外流出であります。本村は地理的に奄美大島の中心地である奄美市名瀬に隣接しており、市内へ通勤し勤務している村民もいらっしゃいます。その労働によって生み出された企業の経済的付加価値は、生産活動が行われた場所である奄美市の市町村内総生産として集計されることとなります。市町村民経済計算は、主に市町村内総生産と市町村民所得によって算出されますが、統計上、市町村内総生産は就業地ベース、市町村民所得は居住地ベースで集計されることとなっております。就業地ベースでは本村の村民が他の自治体で勤務していた場合、その労働によって得られた企業の経済的付加価値は、生産が行われた自治体の総生産に集計をされます。これに対し、居住地ベースでは村民が他の自治体で得た収入であっても、大和村の所得として集計されるものであります。このように、本村における産業構造的な理由に加え、統計の仕組みと他自治体での勤務が容易な地理的環境による要因などから、村民所得が他自治体と比較し低い状況にあるものだと考えております。

次に、2番目の村民所得に直接つながる政策が必要ではないか、政策はどのように検討されているかとの御質問でございますが、令和6年に奄美温泉大和ハナハナビーチリゾート、令和7年にアマミクロウサギミュージアムQ u r u G u r uがオープンをし、観光客の流れ、動向が明らかに変化して来ているものと考えております。Q u r u G u r uに関しましては、令和7年度の入館者目標を年間3万9,000名としておりましたが、実績といたしましては4万1,044名のお客様に入館いただき、目標を達成できたところであります。このように、近年多くの観光客の方々に訪れていただける環境が村内で整いつつある中、いかに効果的に観光外貨を獲得し、それを村民所得の向上につなげていくには、観光客の滞在時間を伸ばし、村内消費行動の拡大につなげる必要があると考えております。その取組の一環として、デジタルスタンプラリーを開催することで、本村を訪れた観光客の村内周遊性を高め、リピーター化の促進と村内で消費してもらうことで地域経済の活性化に努めてまいりたいと考えています。

また、大和村集落まるごと体験協議会の会員事業者とも連携を強化し、Q u r u G u r uを訪れた観光客へ村内の体験型観光を中心に紹介することで、観光消費を促進し、さらなる観光外貨獲得を図りたいと考えております。

そのほか産業振興における所得向上の取組としましては、スモモやタンカンの販売額に応じた利益が農家へ還元されるよう、昨年度より合同会社ひらとみを介した企業間取引を積極的に展開しているほか、村単独の助成事業による負担軽減も図ることで、実質的な所得向上につながっているも

のと考えております。

また、大和まほろば館においては、奄美温泉大和ハナハナビーチリゾートやQ u r u G u r uの営業開始に伴う相乗効果が見られており、喫茶部門の販売売上個数から来客者数を算出しますと、令和6年度1万8,840名、令和7年度は2万3,088名と、大幅に増加しております。こうした交流人口増加に対応できるよう、大和まほろば館の直売所で販売している農林水産物や加工品等の充実に努めることも観光外貨獲得につながり、生産者の所得向上につながるものと考えております。

議員のおっしゃるように、新たな所得向上につながる政策の必要性も認識はしておりますが、まずは既存事業の検証や施設の有効活用にあわせ、生産者や事業者の生産意欲向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、3番目の職員や会計年度任用職員に副業を認め、生産能力を高めていく必要はないかとの御質問でございますが、まず、職員に関しましては、地方公務員法第6節服務にある第38条営利企業への従事等の制限において、職員は任命権者の許可を受けなければ、報酬を得ていかなる事業もしくは事務にも従事してはならないと記載があり、職員が業務以外に報酬を得ることに對し制限がなされております。その中で、報酬労働の対価とみなされるものに対し、原則許可されない事案が多くある状況であります。しかし、報酬労働の対価とみなされない無報酬活動や、謝金及び費用弁償等の需給であれば、許可を得ることにより対応が可能となることから、村職員におきましては、社会的課題の解決及び地域の活性化、発展に寄与する活動として、現在は公民館講座の講師等に従事する者に対し、許可をしている状況にあります。

また、会計年度任用職員に対しましては、令和2年度からの制度開始から副業となることに對し、職員とは違い、許可を得ることなく届出のみで副業することが基本的に認められております。これらも1週間の役場での業務時間を超える副業時間であれば、副業ではなく主たる業務として考えられるため、役場での就業時間と副業となる就業時間を考慮する必要はある中、昨年度は16名の会計年度任用職員が副業を行っている状況にありますので、質問にある生産能力を高めるための副業に関しましては、基本的に会計年度任用職員を主として対応が可能であると考えているところであります。

次に、4番目の特産加工や企業支援一次産業支援など、村民に直接関係する課の予算を大幅に増やす必要はないかとの御質問でございますが、商工業の振興や特産加工の推進、一次産業の振興は地域の活性化に大きな役割を担っているものと認識をしております。

本村の一次産業に係る助成事業といたしましては、肥料や堆肥、果樹苗木などの農業助成、シイタケ種ごま、薬剤などの特用林産物助成、燃料や漁具機器類購入などの水産業助成の合計16事業を実施しております。また、商工業支援といたしましても、起業創業ステップアップ助成金事業や機器類更新に係る経営持続化助成金事業など、本村の助成事業は他の市町村に比べると充実しているものと考えており、事業実績や活用状況に応じた予算措置を行っております。

議員のおっしゃるように、予算を増やすことは大きな支援につながり、地域活性化が図られると

はと思いますが、まずは限られた予算の範囲内で既存の助成制度の検証を図るとともに、本村の現状に応じた予算編成に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の思勝港湾についての、1番目の港湾を整備拡張し、物流の流れを拡大するため、フェリーなど寄港地として誘致運動をしていけないかとの御質問でございますが、大和港思勝地区につきましては、思勝港として昭和31年に港湾法に基づく港湾区域認定を受け、当初から整備計画の中で主たる用途を貨物荷役用及び小型漁船用として、岸壁や野積場等の港湾施設の整備をしてまいりました。平成13年には緑地広場、平成15年に津名久地内ショジキ地区の埋立港湾等を整備し、平成20年度に整備完了港湾となっております。現在、奄美市の名瀬港を利用しているフェリーの乗客は、そのほとんどが名瀬港周辺での活動を目的としているほか、物流においても名瀬港周辺が集配の拠点となっていることなどから、大和港への誘致は現在の名瀬港の利用状況や地域住民の皆様からの要望がないことから、フェリーの誘致は現時点では考えていないところであります。

2番目のひらとみ祭りの毎年の道路渋滞状況などから、多目的な緑地公園に整備していけないかとの御質問でございますが、現在、大和港思勝地区の緑地広場は天気の良い日などは、地域住民や観光客の方々が多く利用し、毎年ひらとみ祭りも開催をしているところでございます。ひらとみ祭り開催時の周辺道路の渋滞、駐車場問題は安全確保の観点から重要な問題と認識をしております。御提案の港湾施設を拡大し、駐車場等を含む多目的公園の整備については、ひらとみ祭り開催時だけではなく、平時における地域住民の皆様の憩いの場所や、スポーツ、レクリエーション、更には有事の際の防災拠点としての活用など、検討が必要と考えております。そのため、早期に大規模な公園整備を行うことは困難であります。ひらとみ祭り開催時の渋滞対策につきましては、既存施設の利用を図りながら、実行委員会の連合青年団等と連携をし、臨時駐車場の確保や誘導體制の強化など、まずは運用の工夫をしながら改善を図ってまいりたいと考えております。先ほどの答弁と重複いたしますが、財政状況、また地域の皆様からの御要望を見極めながら、中長期的な課題として総合的に研究してまいりたいと思っております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により関係課長、あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○2番（市田実孝議員）

答弁ありがとうございます。私ども議員がですね、大島地区の議員大会、いろいろ行かさせていただいておりますが、ほかの市町村の議員より、あなた方の首長はとんでもない人だという、人のできないことを今までゼロに近かった交流人口を4万人台までもっていくという、素晴らしいことをやっているじゃないか。あなた方は村の議員として、その大きな流れを作ってもらった村政に、村民の所得が1円でも上がるような政策提案をしていくべきじゃないかということを、常にほかの他の市町村より私どもは注意を受けております。それで今回、この件を出させていただきました。4月の1日に新聞で、村民所得は皆さん、見たと思いますけども、大和村は郡内でも下から何番目、ですよ。見ましたよね、皆さんね。そして、5月の16日の新聞では、生活保護者割合は幾

らだったでしょう。ほかの市町村と比べて高い。この数字は皆さん、目になさっていると思います。今ですね、この所得を上げるために、先ほどより村長から答弁いただきましたが、村民所得もやっぱり関係するわけですね。大きな企業だけじゃなくて、村民所得も私は関係することが分かっておりますので、まずは村民所得、この高齢化が進む中で、労働人口、大和村の労働人口、ちょっと住民課長にお聞きしたいんですが、年金をですね、国民年金をもらっている方と、社保、割合はどのくらいになっていますか、もしかして分かるんでしたらお答えいただきたいんですけども。

○住民税務課長（直島秀治君）

大和村の現在の年金受給者におきましては、全体で586名の方が年金受給をされております。その中で、国民年金のみを受給されている方が364名となっており、そのほかは国民年金、厚生年金をいただいている、受給されている方となっています。

○2番（市田実孝議員）

あのですね、今人口が1,300人とした場合、580名が年金受給者でございます、大和村ですね。今後の予定は、保健福祉課長これは第9期介護保険事業計画、高齢者福祉計画というのが保健福祉課で作られておりますよね。その中で、十何年後には高齢化率は48.8%になると書いてあるんですよ。これはあなた方、住民福祉課中心に村のあれを、予想図で作られたわけですよね、6年度にね。てことは、5割近い方が高齢化になりますよ、年金受給者になりますよということをいっているわけですよ。人口も1,058人になるだろうと予測しているんですよ、近い将来ですね。もう目の前ですよ、近い将来。そうすると、千何人のうちの5割が高齢、ということは500人が年金受給者ということになるわけですよ。そうすると、この所得をね、所得、現在は580名で国民年金が364名と鳴っていますが、今国民年金の40年間を掛けて、国民年金を掛けて、65歳に幾らもらえるか、現在、企画課長、御存知ですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

申し訳ございません。私はそこまで知見は持ち合わせてございません。

○2番（市田実孝議員）

すみませんね、突然。国民年金のね、最高額40年間年金を払っている方は、7万608円なんですよ。国民年金、先ほど360名が国民年金だとおっしゃいましたが、住民課長が。7万608円が今国が示している額なわけです。これは30年の方もおられれば、20年の方もおられる。私たち議員は国民年金なんですよ。あなた方はちがいますよね。この40年掛けた村内の方は何人おられるか分かりませんが、恐らく40年掛けた方は少ないかと私は思います。そこから介護保険料を引かれるわけですよ。この間も、県警を辞められた方が私の倉庫に来ました。実孝、自分はリハビリに行っているんだけど、県病院に行ったら龍郷にリハビリする場所があるからそこへ行け。そして、名瀬の医師会にあるからそこに行けと、どっちかに行けと、龍郷に行ったらいいですよ。タクシーを使って、個人タクシーをお願いして。そしたら1回6,000円取られたと、リハビリにですね。3回行ったら2万4,000円取られた、大変なんどということを言っておられたんですよ。そのリハビリするため

にですよ、これ国民年金を貰っておったら、そんなことできませんね。大変なことになりますね。だから我慢するしかないわけですよ。今、村民、この360名はそういった方で我慢するかね、しかたがない、あきらめるかという状況、国民年金はですね。そして、あなた方は課長になられています、一昔前までは課長手当は4万円台だったんですよ。そして給料も高かった。私が見ている限りで、あなた方の給料、本俸自体が下がっております。その当時と比べてですね。課長手当今いくらもらっているか知りませんよ、私・・・その当時、十何年前には4万円を課長手当はもらっております。そのときは物価も安かったです。今物価はめちゃくちゃ大変ですね、物価対策、村民の物価対策、どうするんだ、ガソリン代も食料代、カップラーメンが80円だったのが、今180円になっているからですからね。そして、その方々の年金は、さっき村民所得が二百何万と村長がおっしゃいますから、240、50万あるわけですよ。その当時の方々は、課長職はですね。そして現在、あなた方があと5年後、10年後、私たちと同じ年齢になったときに、課長をなさっているあなた方、何名かですよ、果たして200万を超える年金がいただけるのか。いただけないはずですよ。そういうのはちゃんと調べれば分かるわけですから。この中で一番若い三田君のところに、年金定期便、あなたが給料いくらあると、定期便届いております。もう既に届いております。どうですか、課長。

○大和診療所事務長（三田陽一郎君）

はい、年金定期便は届いております。

○2番（市田実孝議員）

多分、皆様方は先輩方の課長さんなんかは、もう既に届いて、自分は65歳になったらいくらですよという目安が届いておると私は思います。20万超えていますか、超えてないですよ。14、5年前はですね、22、3万以上、課長はあるわけですよ。あなた方は物価が上がったうえに、所得も下がっているわけですよ。あなた方に私は、先ほど村長にも上げたように、職員に副業を認めてくださいということを書いてあるんですが、村内所得を上げるためには、この200名の職員が所得が上がらない事には、村民所得は上がらないわけですよ。だから、職員にもアルバイトを、副業を認めてくださいということ、私は言っているわけです。16名の方が会計年度職員は副業をしていると、現在ですね。役場のあなた方職員にも、私は副業を認めたらどうですかということ提案申し上げているんですけども、今ですね、調べてみますと、北海道のある町では、企画課の職員が企画してですね、ナイトツアー、オオロラが北海道には見えますので、ナイトツアーを企画して企画課が、企画課の職員がライドシェアをして、忙しいときは、それは・・・月1週間に2回とか、月に何回とか、アルバイトしているわけですよ、企画課の職員自らが、運転手が少ないから。そして、教員免許を持っている役場職員がいらっしゃると思うんですが、塾の、これは住民課の職員、女性職員だと思うんですが、私は退庁後、今から塾の先生になりますということで、1週間に2回ほど副業をなさっている。これ現実に各市町村、行われつつあるわけですね。公務員、課長になったら、もう村民所得、十何年前は180万、160万の時代ですよ。240、50万の時代だから、それは遊んどっていいわけですよ。村民所得の2倍近くもらっているわけで、現実に今ももらっているわけ

です。あなた方はそうはいきませんよ。あなた方は村民所得以下になりますよ。先ほどですね、この村民所得に関して、県のあれを見ますとね、ここにはいいことが書いてあるわけですよ。これは地域の豊かさを示すものだ。あなた方課長自らが一生懸命なさって、村のことをなさって、村民所得より低かったら、豊かさはもうそういうものはないと、私は思うんですよ。当時4万だった課長手当これは7万でも8万でもいただいたらいいんじゃないかと、私は思うんですけども、4万5万上げたからって、住民・・・300万ならないですよ。ほかの事業所よりも私はそのほうがいいと思います。この県の43市町村の中で、先ほどは奄美大島で下から何番。この43市町村の中でも下からベスト3ぐらいになっているんですね、この大和村の村民所得。ここで注目したいのは、この市町村内総生産ですね、増加率というのがまたあるわけですよ。新聞には大和村はこんなによって載せているんだけど、ここには市町村の去年に対しての増加率。ほかの市町村がさつま町と十島村とか、マイナスになっているところに比較して、あなた方はそこまではチェックしてないと思うんですけど、大和村は増加率21.3%、高い数字になっている。県内で4番目ですよ、鹿児島を含めて。これは村長の政策が、今までいくと、去年よりも所得が20%も所得が上がっていく予想が出ているわけですよ。ちゃんと21.3%、一番高い西之表市が、三島村が111%、西之表が101%、郡内で一番21.3%、次に高いのが知名町の12.2%、郡内で一番飛び出ているわけですね。私がここで申し上げたいのは、村長にお願いしたいんですよ。このようにほかの首長ができないことを、あなたはなさっているわけだから、是非ともですね、この村民所得を他の市町村並みに、それ以上に引き上げていただきたいんですが、村長のお考えをちょっとお聞かせください。

○村長（伊集院 幼君）

これは各自治体の所得が上がっていくということは、経済が豊かになっているという表れだと思います。しかしながら、我々も村内の現状を見ながら、どういった形で所得上げていくかというのは、やっぱりこれは民間企業のやっぱり誘致とか、いろんなものが関わってくるものだというふうに思っております。先ほどうちの職員の手当の話もありましたけれども、我々としてはやっぱり給与の問題も、国に沿った形で、今対応もしている状況でもございます。しかしながら、やっぱり村民所得は、やっぱり実際に村で働いている人たちが、どういう形で潤っていくかということも、村の中では考えていかなければならないというふうに思っております。先ほど答弁でも申し上げましたように、やはりこの少ないこの農林水産業の中で、どういった形で我々としては販路を見出していくのか、そして付加価値を付けていくのかということが、我々行政が取り組んでいかなければならないことだろうというふうに考えております。そういう多方面のことを我々も網羅しながら、これが所得に速結はならないと思いますけれども、やっぱり地道な活動もしながら、しっかり所得が上がっていくような取組につなげていければというふうに思っているところでございます。

○2番（市田実孝議員）

ありがとうございます。副業なんですけど、農業、福祉、地域イベントなど、人手不足が今後ともこういったことには、公務員は参加できますよとなっているわけですよ。そして、首長が認可制度

ですので、首長の許可をもらうとできますよとなっているわけですよ、営利を伴わないですね、副業。ほかの市町村ではバスの運転手、大型バスの運転手をアルバイトでやったりですね、地域は困っているわけですから、職員で免許を持っている方がいらっしゃるわけですよ。そういった方はね、役場の職員で副業をなさったらいいんじゃないですか。この副業制度ですね、なかなか前に進まないわけですよ。先だって国の方からね、文書が届いていると思いますよ。国の内閣の方から、副業制度をね、進めてくださいと、人材は今後どんどん不足しますよ、地域の労働者、3割近い労働者、この役場職員が動けなければ、・・・極端な話し、働いてくださいねということです。役場も昔だったら役場の課長だったら、座っておってもいいわけですよ。もう所得が高いわけですから。今は少ない。だから今、役場の課長に副業せよということは言いませんが、せめて昔並みのね、物価並みの課長手当ぐらい出してもらって、他の職員には副業をね、課長が副業したら、また示しが見つからないわけですよ。この許可制度も首長がなさるんじゃないくて、各課長に私は任せたらいいと思いますが、そういった考えも考えていってもらえないですか、総務課長、どうですか。

○総務課長（政村勇二君）

職員の副業に関して、これはもう正職員ですね、会計年度を除く正職員の副業に関しましては、地方公務員法の、先ほど村長の答弁でもありましたが38条の中で、営利企業への従事の制限というものがございます。都市部における自治体においてもですね、そこの副業における任命権者の許可の中の、詳細を地域貢献のための兼業として明確化している自治体もあるようでございまして、御質問にあった市田議員がおっしゃるような各自治体がそういった取組をやっているというところも、認知しているところではございますけれども、今現在、我々もですね、今大和村で考えられる兼業といいますか、副業といたしましては、通訳案内士であったり、また公民館講座、これの講師ですね、そういった形での職員の、確か今、5名程度いますが、そういった方には今現在認めているところでもございますので、そこはその詳細をどういった詳細、作り込みをするのかというところは、協議検討させていただきたいと思います。先ほどありました任命権者を村長でなく課長にというところは、お気持ちは分かりますが、どうしてもやはり我々組織で動く以上、首長である任命権者のもとでの法律のもと、地方公務員法に沿って対応を図っているところではございますので、そこは、事案が発生した場合にはですね、上とも協議しながら、どういった許可をするのか、どういった条件を出すのかといったところは、考慮検討していきたいというふうに思うところでございます。

○2番（市田実孝議員）

はい、ありがとうございます。4番目にですね、企画課や産業振興課の予算を増やしたらと、私は書いてあると思うんですけども、これはですね、先ほども申しあげました北海道のナイトツアー、オーロラをですね、企画課職員がライドシェアをなさって、1週間に2回ほどね、副業をなさっている。こういったことを企画が企画して、クロウサギのナイトツアーとか、ほかの市町村でもなさっていますでしょう。大和村がそれができないはずないわけですよ、山もたくさんあるわけで

すから。企画あたりでそういった企画をなさって、そのために職員を増やしてと、私は言っているわけです。現状を増やせとは言っていないですよ。そういう発案をするために、一人でも職員を増やしていただいて、副業をするためにですよ、極端な話し。ナイトツアーを作ったら、来島者は運転手を雇わないといけないという発想になるわけでしょう。そしたら、職員自らが、足りなかったら走ってアルバイトすればいいわけですよ。そしたら所得が年間上がっていくわけですよ。このままほっといたら、あなた方自らがね、職員自らが私たちと同じ年金者と変わらないわけですね。会計年度職員だって、年俸が300万もらっておっても、どれぐらいの年金になるか、あなた方は計算したことはないわけですよ、関係ない話だから、まだ、年が若くて。私なんかは分かるわけですよ。国民年金が7万608円、最高額がですね。300万ぐらいの年俸だったら、10万前後の年金しかいただけないわけですよ。ですから、少しでもね、1円でも今動けるときに動いたほうがいいんじゃないですかと、私は言っている。あなた方の10年後、5年後先はね、昔の課長と違いますよ、厳しい社会ですよ、国も副業を進めてくださいということを言っているわけですから、そういったのは、自分たちの自らのことだと思って、私はなされたほうがいいと思います。ということで、この件に関しては、次に移りたいと思います。

港湾を整備し、物流の流れを、フェリーとしまなどを寄港地としてと書いてありますが、別に村長が前ですね、私はもうあの港を見ていると、津名久集落の前でもあるし、石を積んでね、がたがたとやかましい音もするし、季節風のときにはほこりも集落に舞い散るし、もう少しですね、沖のほうに広めてね、碎石場もまがりあたりまでですね、やってもらって、手前をですね、多目的な公園になさったらいいんじゃないかといって、いう提案をしているわけです。別にとしまだけを私は寄港地として、それは今から古仁屋では軍港も造られていますでしょう。知名瀬とか大熊とか、港全部埋立て、きれいな港を造って、この大和村の思勝湾の港だけが、全く動いていない、昔のままのまんまの港ということで、今から村長は、先ほどの議会、これ2回目なんですよ。そしたら、2,000 t 級までは可能かなということを答弁を私は聞いた憶えがある。としまがちょうど2,000 t なんですよ、これ、フェリーとしま。海上保安庁の船も2,000 t 以下ですよ。そういった船のサブ港でもいいんですよ。今から軍港に、古仁屋に来る軍港、2,000 t 以上ばっかり来るわけじゃないですよ。一番奄美大島のど真ん中の、この大和村の一番昔から中心港のと、私は中心港と思っているんですが、名瀬港が中心じゃなかったんですよ、昔からあるこの思勝港が中心なのに、思勝港のこの動きが全くないということなんです、建設課長、これは県などの話し合いのときに、港の要望とか、いろんな話し合いとかないわけですか。

○建設課長（早川勝志君）

港湾の整備に関しましては、大和港思勝地区につきましても、村の管理ということで、例えば、何々の整備をするという場合は、こちらのほうからですね、こちらのほうで計画を立てて整備をしていく。またそれに伴う財源を補助金をもらうための手続をしていくという形になりますので、国・県に関しては何らかうちのほうでは、その補助事業の要望とかですね、そういった形でするん

ですけれども、国・県が直接、港湾を整備する場所ではないということになっております。

○2番（市田実孝議員）

これね、私は宮古崎とね、親古とありますでしょう。あそこに奄美市のように沖防波堤、大々的に造ってね、港を造り替えたらとかなんか、言っていないですよ。たったそこら辺の港をね、ちょっと広めて、あれ見とったら手狭でしょう、こっちでは石を積んで、こっちでは、全く空き地になるわけですよ、工事する方なんかも手狭なところでやっている。採石も手狭なところでやっているから、ちょっと広めたらいいんじゃないですかということをお前は言っているんですよ。そして、ひらとみ祭りのとき、この会場、私は用事があってですね、名瀬市に8時頃行ったわけですよ。花火のちょうど、花火口がある前の時間帯、用事があって名瀬に。あそこはですね、ずっと海岸伝いに人が並んでですね、この会場に入りきれない人が並んでね、湯湾釜の選果場あたりの車を停めて、脇には全部車を停めて、花火が上がるのを立って待っているわけですよ。それ見たときにですね、ああこれ目いっぱい、オーバーだねと言って、いう感覚が起きたわけですよ。ここで飲んでいる方は分からないですよ、あそこを通ってみないと。それでもそういった状況で、今後ともこの花火はやっていくのかって、今後とも、オーバーなっているのに、集落の中には車が入り、警備員を配置して入れないように・・・大和中学校から歩かしてちっちゃな校庭にですね。それよりも、あの石のあたりを大々的な多目的公園を造ってね、湯湾釜、大棚港の前、浜を、きれいな浜を埋め立てて、土地を造ったら、住宅公民館が建っていますでしょう。大和浜を先、埋め立ててきれいな浜で商工祭り13回やったわけですよ、青年団がやるまでは。第13回商工祭りやってた、浜で、あの大和浜で、あなた方は記憶がないかも分からないですけど。あの浜を埋め立てて、きれいな浜を埋め立てて、今公民館が建ってね、住宅不足です、・・・・村が建ててですね、やっているわけですよ。あの一面をね、広々と埋め立てて、名瀬から来る客、いろんなところから来る客、駐車場も完備して、堂々と花火をね、安心した場所でお客さんに見せたほうが、私は今後、大和村のためになるんじゃないかと思って、この提案をね、2回ほど、もうこれやりましたけども、この件に関して、これはもう総務課長に聞いたほうがいいですね、総務課長、どうぞ。

○総務課長（政村勇二君）

ひらとみ祭りに関しましては、私の連合青年団時代、2回ほど団長の経験がございまして、若干私的な意見も回答、答弁になるかもしれませんが、御了承ください。ひらとみ祭りに関しましては、確かに私も湯湾釜に住んでまして、実際、バスを利用して、飲むもんですから、湯湾釜帰りは向こうの国分電機から家に帰ったりとか、バスに乗ったりしてですね、する際には渋滞しているのも知っております。やはり現在の青年団も数少ない中で、努力しながら送迎バスを・・・湯湾釜からも送迎している実態も知っている状況でございまして、やはりまずはハード面的な、今整備の話でございまして、役場としても私の知見もありますけれども、まずは青年団の協力体制をまず先にどうすべきなのか、青年団員だけじゃなくてですね、そういったものも考慮しなければいけないというところで、その中でやはり我々先輩である青年団長OBとしてですね、以前はひ

らとみ祭りの清掃とか、団長会でやったこともございました。そういった中での情報提供ですね、こうやったらうまくいくんじゃないかということも、現在の連合青年団主体である連合青年団、また協賛である役場も入っていますので、そういった情報を提供しながらですね、いきなりハード整備をこういうふうにできますとかという答弁もできないところでございますので、まずはできるところから協力体制を作って対応を図っていきたいというふうな考えでございます。

○2番（市田実孝議員）

ありがとうございました。県のほうでは県民の体育館を埋立地、港のほうに今、持って行こうと、今県でやっていますでしょう、総合体育館をですね、1,000億ぐらいかけてですね。このね、私が言っているのは、名瀬市内をね、道路を走っている子がたくさんいるわけですよ。大学の実業団のスポーツね、スポーツ合宿誘致、その辺も私はつながってくると思いますよ。このクローズドQ u r u G u r u、研究施設もある、合宿もできる、こんなすばらしい環境ができる、この事業団の選手方は20kmぐらい走るわけですよ。フォレストポリス、すぐ走ってきますよ、この方々は。そういった方々を合宿中、各大学実業団、スポーツ合宿を誘致する、そういった目的も、そうすれば自ずと宿泊事業者の業者はじめ、地域内小売店も活性化していく、それにつながるだろうから、私は提案しているんですが、皆様でお考えになって、あとは話を進めていただけると、私は幸いかと思います、今回はこの件で提案させていただきました。ありがとうございました。以上で終わります。

○議長（蔵 正議員）

これで、2番、市田実孝議員の一般質問を終わります。

次に、7番、勝山浩平議員に発言を許可いたします。

○7番（勝山浩平議員）

皆さん、お疲れ様です。今日は傍聴にお越しいただいてありがとうございました。7番、勝山浩平です。

質問の前に、先月、今年度から名音集落で親子留学制度がスタートするにあたり、企画観光課の御調整で、受入チームとともに先進地宇検村阿室校区を視察いたしました。35世帯79人を受け入れて来られた実績から、多くの示唆を得て、制度成功には地域の覚悟と丁寧な受入体制が不可欠であると、強く実感したところです。阿室校区では学校、地域、行政が一体となり、子供のためになるかを最優先にした受入れを10年以上続けておられます。名音集落でも制度が始まりますが、その成功の鍵は正にこの姿勢にあると考えております。名音集落としても区長を筆頭に、全力で取り組んでまいります。今回の視察を企画いただいた企画観光課、そして温かく迎えてくださった阿室校区の皆様には感謝を申し上げます。

それでは、質問に移ります。中東情勢の悪化と円安長期化が本村に与える影響について。アメリカとイラン双方が戦闘終結に合意と報道をされておりますが、依然先行きは不透明とされております。原油、ナフサの高騰と供給不安、更に円安の長期化により、燃料、物流、資材、肥料など、幅広い分野で価格上昇が続き、物資そのものも不足も懸念されます。離島である本村は、物流、燃料

依存度が高く、全国以上の影響を受けやすい状況です。また、医療、介護分野でも燃料や資材の高騰、ナフサ由来製品の値上がりにより、運営コスト増や医療材料、衛生用品の不足が生じる可能性があります。村民生活、事業所、一次産業、医療、介護への影響をどのように把握しているのか。物価高騰と物資不足の両面に対し、村としてどのような対応が可能と考えているのかを伺います。

次に、子ども医療費給付の年齢上限を、専門学校、短大、大学の卒業相当年齢まで引き上げを求めて。奄美地域には専門学校が1校あるのみで、短大や大学は島内にないため、進学する若者は必ず島外で生活を始める必要があります。生活費、医療費の負担が大きい状況にあります。医療費負担を理由に受診を控える若者もいるとされ、医療確保が課題です。

本村はこれまでも子育て支援に取り組んできましたが、島を離れた後も安心して学び続けられる環境を支えることは、広い意味での子育て支援であり、将来の人材育成につながる重要な施策だと考えます。全国では、医療費助成を20歳、22歳まで拡充する自治体も存在をします。

以上を踏まえ、医療費給付の対象年齢を専門学校・短大・大学の卒業相当年齢まで引き上げることとはできないか村当局の見解を伺います。

次に、危険な空き家、廃屋の撤去を進めるため、行政による特定空き家等の指定を求めて。危険空き家は治安悪化や倒壊リスク、害虫・害獣の発生、景観の悪化など住民生活に大きな影響を及ぼします。また、解消が進めば、移住定住用住宅の用地確保につながります。一方で、空き家問題は高齢化、相続未登記、所有者不明、経済的理由など、地域だけでは解決が難しい構造的課題を抱えています。法改正により、従来の特定空き家に加え、その前段階である管理不全空き家も指定が可能となり、行政が早期に関与しやすくなりました。以上を踏まえ、本村として特定空き家や管理不全空き家の指定を行う考えがあるのか、村当局の見解を伺います。

以上、壇上からとします。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、ただいまの勝山議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の中東情勢の悪化及び円安長期化が本村に与える影響についての御質問でございますが、議員のおっしゃるとおり、混乱する中東情勢と円安の長期化は、本村の村民生活や基幹産業に対して少なからず影響を受けていると認識をしているところでございます。とりわけ、本土からの海上輸送に頼らざるを得ない奄美におきましては、物価高騰と物流コストの急上昇が二重の負担となり、島民の暮らしのあらゆる場面で影響を受けております。これらの影響は、品物の価格面への転嫁による販売価格の上昇だけでなく、生活や産業分野で必要となる様々な物資が入手困難となることが予測されます。一次産業に関わる影響といたしましては、農林産物の出荷用の緩衝材やフルーツキャップ等の不足、水産業におきましては、エンジンオイルや船舶用塗料の入手困難に加え、重油等の価格高騰による経営への影響が懸念されております。また、福祉サービスとして診療、医療、介護の現場におきましても、医療用手袋やマスク、重要な医薬品の入荷制限に加え、介

護事業所における送迎燃料費や食材料費等の物価が上昇しております。これらは必要な医療措置や日々の介護ケアの質の維持へ影響を受けることが懸念されることから、医療用手袋やマスクなど、長期間補完可能な物品については、4月の段階で通常より多く発注し、約6カ月間分は確保できている状況にあります。住民生活分野におきましては、水道や集落排水、家庭ごみ収集の電気代、燃料費の高騰、大和村衛生センターの維持管理資材や指定ごみ袋の調達、コスト上昇がみられるなど、様々な分野において影響が出てきております。今後、各分野の関係事業者とも情報共有、連携を密にし、産業振興並びに住民サービスに影響を及ぼすことがないよう努めてまいりたいと考えております。また、国のほうでもこのような中東情勢を踏まえ、物価高騰の影響を受ける生活者及び事業者に対する重点支援交付金1,000億円が計上された補正予算が、先日6月5日に成立し、同日付けで鹿児島県より交付額について通知がございましたが、本村への交付が200万1,000円の交付でございまして、今回の交付額につきましては、前回昨年12月の交付額としましたら、大幅に低い額となっており、全村民への支援が困難であることから、子育て世帯など一部への支援策を検討をしているところでもございます。今後も社会情勢及び国・県の動向を注視しながら、交付金等を活用した支援策を検討してまいりたいと考えているところでございます。さらに、離島の条件不利性を解消するために、1自治体で解決できない構造的な課題につきましては、奄美群島振興開発事業要望活動を通じまして、引き続き国・県に対し財政支援や制度拡充を求めてまいりたいと思います。

次に、2点目の子ども医療給付の年齢上限を、専門学校、短大、大学等の卒業相当年齢まで引き上げることについての御質問でございしますが、令和7年4月1日現在、全国1,741ある市区町村の中で、子ども医療給付の年齢引き上げを行っている自治体は、通院、入院の両方の助成を20歳までの年度末までとしている市区町村が4市区町村、22歳の年度末としている市区町村が、通院のみの助成が6市区町村、通院・入院の両方の助成が7市区町村ありまして、全国的に見ましても年齢の引き上げを実施している自治体がいまだ少ない状況であることを確認しております。村内の19歳以上の学生を持つ保護者にとりましては、島内外へ進学されている学生の医療費負担については、大変重要なことであると認識をしているところでもあります。本村では現在、19歳以上の専門学生、短大生、大学生がいる保護者に対しましての経済的負担軽減策を目的とした医療費助成事業は行っておりませんが、一方では経済的な理由で進学が困難な学生に対して、学費や生活費の支援を行う制度である無利子の奨学資金助成や入学準備金助成、島内専門学校通学助成を実施しており、将来の人財育成と子育て支援にもつなげているところでもございます。その中でも、村の奨学金助成制度を利用して、専門学校、短大、大学に通う学生さんたちに対しましては、卒業後、村内に住所を移し、定住した場合には奨学資金返還助成を行って、定住促進にも努めているところであります。村といたしましては、村内に居住している高校生までという実情の中で、子ども医療費給付の助成拡充を行い、できる限りの助成を実施していると認識をしているところであり、高校を卒業してから子ども医療費給付助成につきましては、今のところ考えていない状況でございます。

次に、3点目の危険な空き家・廃屋の撤去を推進するための行政による特定空き家等の指定を求

めての御質問でございますが、空き家等対策特別措置法に基づく特定空き家や管理不全空き家への指定、そしてそれに伴う指導や勧告は、空き家問題の解決につながり、地域の安全・安心な住生活環境だけでなく、住宅整備用地が確保されることに伴い、人口減少対策の一環にも資するものであると認識をしているところでございます。

法に基づき特定空き家及び管理不全空き家に指定された空き家には、行政措置を行うことが可能となります。放置していることが限界に達しており、周辺に深刻な悪影響を及ぼしている状態の空き家である特定空き家に関しましては、所有者に対し助言、指導、勧告、命令、そして強制的に撤去等を行う行政代執行の措置が可能となります。また、勧告を受けますと、その敷地に掛かる固定資産税等の税の軽減措置である住宅用地特例から除外となり、所有者が勧告の重要性、その意味の重さを深く認識することにもつながると考えられます。

次に、特定空き家になる一步手前の状態である管理不全空き家に関しましては、所有者に対し管理改善のための指導及び勧告を行うことができるとされております。特定空き家とは異なり、命令や行政代執行といった強制力のある措置はできませんが、勧告を受けた段階で特定空き家と同様に、固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外されるため、税負担が増える形での一種のペナルティが発生することとなります。村といたしましては、これまでも空き家に関しまして、NPO法人奄美空き家ラボとの連携による移住希望者向けへの利活用や、令和4年度に大和村廃屋等対策助成金制度を創設し、所有者による空き家解体を促進することにより、集落環境の改善を促進してまいりました。廃屋解体助成金につきましては、創設来、利用率向上のために要件等の緩和も行ってきたところでもございます。しかしながら、現在でも村内で空き家が171件、廃屋が70件の存在が確認をされている状況でございます。このことから、空き家等対策特別措置法に基づく特定空き家や管理不全空き家への指定、それに伴う指導や勧告を行うことで、所有者責任の重大さを今一度認識していただくことと、毎年固定資産税通知にあわせて、村の助成制度のお知らせを行うなど、廃屋等対策助成金制度の活用とあわせ、さらなる空き家及び廃屋対策の改善が図られるよう、本村の魅力ある集落景観の保全並びに安心・安全な住生活環境の確保に努めていきたいと考えているところでございます。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により関係課長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○7番（勝山浩平議員）

中東情勢の影響ですね、終戦合意が近々されると報道等ありますけれども、例えこの状況が好転をしても、すぐに現状が良くなる、元に戻るということはないといわれております。早くても、好転して早くて半年かかるとされておりますが、影響は今後もある。長引くと考えますけれども、村の見解はいかがですか。

○産業振興課長兼農委事務局長（福本新平君）

物価高騰、資材不足、資材の調達不足なんですけど、産業分野、そして事業所分野でお答えしま

すと、全国的な、これは問題でもありまして、鹿児島県においても、今資材確保等に向けた目詰まり解消等を要望しているところだとお聞きしております。私たちとしまして、やっぱり国や県の動向を注視しながら進めていきたいと考えております。また、事業所に関しては、国のほうでも相談窓口、情報収集窓口のほうを設置しているとお聞きしておりますし、奄美大島本島においては、あまみ商工会、奄美大島の商工会と商工会議所のほうが共同ですね、事業者へのアンケートのほうも行っておりますので、その辺のほうも近いうちに共有されると思います。まずは私としても私どもは情報収集を、まずは進めていくように取り組んでおります。

○7番（勝山浩平議員）

これまでいろんな事業者、村内いらっしゃいますけれども、寄せられた相談というのは、何件かありますか。

○産業振興課長兼農委事務局長（福本新平君）

今私たちのほうでは、これらの資材が不足しているというのは、直接事業者のほうからは聞いておりません。聞いておりませんが、実際に合同会社ひとみのほうで仕入れ資材とか、そういったのを見ると、やはりなかなか入るのが難しいものというのは、把握はしております。

○7番（勝山浩平議員）

村長の答弁でありましたけれども、農業、一次産業などの影響があるという答弁ありましたが、その情報というのはどこから収集している情報なのですか。

○産業振興課長兼農委事務局長（福本新平君）

こちらの物資の資材の不足というのは、県のほうからお聞きしたりしています。県のほうから聞いています。

○7番（勝山浩平議員）

あまみ商工会と連携を図っていきますということでありましたけれども、やはり現状、村内の事業者が今苦しんでいる声というのを拾う努力は必要ではありませんか。

○産業振興課長兼農委事務局長（福本新平君）

はい、正に議員がおっしゃるように、また村内の事業者にも、またこちらのほうから聞き取り調査や情報収集に努めていきたいと思っております。

○7番（勝山浩平議員）

是非お願いいたします。先ほど課長がおっしゃったあまみ商工会を含む奄美大島商工5団体がアンケートを取っております。地元紙でも最近報道がありましたけれども、行政などに期待する支援策として、燃料費や電気代に対する直接的な補助金、助成金などという回答が一番多かったということでありましたが、今の状況が長期化することを見据えた上で、今後ですね、支援策等を検討していく予定等がありますか。

○産業振興課長兼農委事務局長（福本新平君）

村長の答弁にもありましたように、国の交付金とか、事業、そういったものも見据えながら検討

していければというふうに考えております。先に村からやるのではなくて、国の動き、全体的な動きを見て判断ができればと思っております。

○7番（勝山浩平議員）

国の補正予算で3兆1,130億円の補正予算を組んだ、成立をしましたけれども、そのうちの97%は予備費、使途がはっきり決まってないんですよね。最近報道では奄美市が一般質問でありまして、奄美市長が影響は続いており、対策を検討中という答弁等ありましたが、是非全郡12市町村まとまってですね、こういった予備費の活用と今後の国・県の支援策を求めているいただきたいと思いますが、具体的に村民の暮らしですね、帝国データバンクの発表では、今年度7月から10月の間で食品の値上げが2万品を超えるという発表がありました。村民の暮らしにも生活、大きな影響を与えていると思いますが、どのように受け止めますか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

確かに昨今の物価上昇につきましては、住民の生活、普段の生活に非常に大きな影響を与えているというふうに考えております。我々もそういった村民への支援といたしまして、これまでも交付金を活用させていただき、地域商品券の発行などさせてきていただいております。今回、6月5日に交付内示がございました。1,000億円の国の補正予算成立後の村への内示額につきましては、先ほど村長の答弁からもございましたように、200万1,000円と前回12月に交付されました交付金額4,506万3,000円と比較いたしまして、大幅に下がっているというのが現状でございます。こういった中で、我々としてできる策といたしまして、村長の答弁にもございましたように、子育て世帯に絞った形とはなっておりますが、子育て支援策というものを今現在庁内で検討しているところでございます。

○7番（勝山浩平議員）

是非予備費の活用とか、新たな補正予算ですね、また国に要望を力強くしていただきたいと思いますが、特に、一次産業の中でも農林水産業でもエンジンオイルとか、燃料とか、村長の答弁にありましたが、農業ですね、スモモが台風のダメージを今回受けております。これからスモモの木に対してお礼肥料とかをしなければいけません、農業肥料の高騰とか、不足が心配、懸念をされています。そういった報道等があります。奄美の関係者の声でも、肥料の価格が以前の1.5倍に高騰しているとの報道もありました。また、JAですね、JAは秋用肥料が14.5%値上げ、来年の春用肥料はそれ以上に上がるという報道が、公表がされておりますけれども、本村の一番の基幹産業農業をしっかり支えるための物価高騰、この中東情勢に負けないような対応策、どのようなものを検討できますか。

○産業振興課長兼農委事務局長（福本新平君）

農業用の肥料に関して、6月1日に奄美農協のほうから価格改定のほうが示されております。大きく改定されるかなと思ったんですけど、果樹肥料については、約200円ほど値上がりになっている状態でありまして、よく入手困難であるとかと言われている尿素、その価格については、逆にい

えば値下がりしている状態でもあります。その情勢に応じて、また今後定期的な価格改定も示されてくるものだとは思っているところなんですけども、また私どもとしましては、いろんな肥料の業者、それに代わる代替品とかの確保の試験的に取り入れている事例もあります。価格が高いものに対して価格の安い肥料を仕入れて、農家さんのほうに販売するという取組もやっていますので、その辺は価格の動きを今後も見ながら進めさせていただければと思っております。

○7番（勝山浩平議員）

好転しているという情報もあったりして、ちょっと安堵しましたけれども、やはり動きが不安定なので、また注視をしていっていただきたいと思いますが、本村の介護ですね、大和の園や大和診療所は内部ですので、いろいろ情報を共有できていると思いますが、本村の介護を担っている社会福祉協議会への今回の対策としての実情調査等はどのようになっておりますか。うまく情報共有、連携は取れておりますか。

○保健福祉課長（前田逸人君）

介護分野の影響につきまして、村内のまず最初ですね、介護事業者への聞き取りを行いましたところ、送迎等に掛かる燃料、食材料等にやっぱり高騰が介護事業所に少なからずあるようでございます。物価高騰、物資不足の両面に対してどのような対応ということに、今聞かれたと思いますけれども、保健福祉課ではですね、介護分野に関わりのある大和、おっしゃるとおり、大和村社会福祉協議会と連携を密にしながらですね、物価高騰にしましては訪問サービス、通所サービス、居宅介護サービスなどについての燃料費や水道光熱費、消耗品等に県補助金の利用も、今検討して協議しているところであります。それのほかにつきましても、今後国の、県の動向を注視しながら、補助事業の通達があったときには、社会福祉協議会と連携を取りながら、速やかに対応できるような形で体制を整えていきたいと思っているところでございます。以上です。

○7番（勝山浩平議員）

是非お願いいたします。公共工事ですね、今回の影響を受けて、本村が発注している公共工事への影響が発生をしておりますか。

○建設課長（早川勝志君）

まず公共工事につきましては、材料の入手困難、また材料費の高騰、そういう問題が一応発生しているところでございます。

○7番（勝山浩平議員）

じゃ、その発生している課題に対しての対策等は、何か検討とかされているんですか。

○建設課長（早川勝志君）

まず、材料の入手困難の件につきましては、まず代替品の確保であったり、代替品を検討する。さらには、入手が先に伸び、なかなか入って来ない、先に時間がかかるというのであれば、工期の延長、そういうのを考えているところです。またあと材料費・・・物価高騰による資材単価の高騰につきましては、契約書の中にもそのへんがうたわれておりますので、契約書の中に基づいて

契約変更とかいうのを考えているところでございます。実際にそういう手続も行なっているところでございます。

○7番（勝山浩平議員）

特に心配しているのが、住宅の確保ですよね。本村、住宅が不足している集落から要望があり、また人口維持対策、人口移住定住推進で取り組んでおりますが、家が確保できなければ、その政策も動いていきません。そういった中で住宅整備における影響は、何か発生をしておりますか。

○建設課長（早川勝志君）

現在、定住促進住宅を発注して、実際工事を行っているところでございますが、その中では、工事につきましては建築工事につきましては、2週間に1度ですね、必ず発注者、請負者、また管理者と合わせたですね、工程会議というものを実施しております。その中で、例えば物が入らない、入手困難であるとか、物価が、材料費が高騰しているとか、その辺の打ち合わせをしまして、その中でも先ほど申し上げましたとおり、代替品の確保とかですね、そういうのを実施しまして行っているところで、大きな遅れはないものというふうに考えているところでございます。以上です。

○7番（勝山浩平議員）

先ほど課長の答弁にあったのかもしれませんが、今回のような資材の高騰、価格の変動リスクが発生した場合に、本村でもスライド条項の適用があるということでしょうか。

○建設課長（早川勝志君）

本村もですね、同じく公共工事の契約はですね、鹿児島県全て同じような約款を使っておりますので、同じような形で物価インフラスレイドとか、その辺の条項をですね、適用して変更は可能となっております。以上です。

○7番（勝山浩平議員）

国の補正予算の重点支援地方交付金を活用して、本村の交付額は200万ほどということでしたが、子育て支援に当てたいということでしたが、現状、どのような具体策を考えておりますか。

○保健福祉課長（前田逸人君）

物価高騰影響に対する物価高騰対策につきましてはですね、今、企画観光課長がおっしゃったとおり、今子育て支援、内容にしましてはまほろば保育園、各保育所の園児とその保護者の支援策を今現在、庁内で検討しているところでございます。

○7番（勝山浩平議員）

保育所がおやつ代で月1,500円ですよね。保育園、まほろば保育園が給食プラスおやつ代で月3,000円、これを期間を限定して無償化をしていくということでしょうか。

○保健福祉課長（前田逸人君）

今勝山議員おっしゃったとおりでございまして、毎月まほろば保育園の給食費が月3,000円、それが今現在16人、細かく言うと12カ月、今6月ですけれども、年間の対応をやっていこうかなと思

っております。大和保育所、大槌保育所、おやつ代1,500円、それが両方合わせますと30人、それについても4月から3月までの12月分について対応をしていこうと思っております。また、付け加えてですけれども、給食費の賄い材料費、まほろば保育園の給食費の賄い材料費と、あとそこらへんの給食調理の環境整備についても、そういった形で物価高騰対策ということで施工してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○7番（勝山浩平議員）

子育て支援、是非子供のおむつとかミルク等も上がっておりますので、推進をしてもらいたいと思いますが、確認です。期間ですね、いつから始まっていつまでの間を無償化とするのか。

○保健福祉課長（前田逸人君）

これにつきましてはですね、9月の補正をちょっと考えておりまして、期間といいますと、ちょっと遡って4月から、今・・・4月から翌年の3月までの12カ月分と考えて、今いるところでございます。

○7番（勝山浩平議員）

今回のその影響を受けている事業所への支援策ですね、やはり現状を分かっていると、適切な対策が打てないと思いますので、しっかり村内事業者のヒアリング等を行っていただきたいと思います。

子ども医療費の年齢上限引き上げですね、こども医療費給付制度、本村のこの目的の確認なんですけれども、小学生、中学生、高校生と拡充をされてきました。伊集院村長が就任をされてからも拡充をされていると思いますが、まずは子供の健康保持増進が第一儀でしょう。ですが二儀的には子育て支援とか、移住定住につなげるための戦略もあると、私は考えておりますが、この制度の目的、ねらいはどのようなものですか。

○保健福祉課長（前田逸人君）

子どもの医療費無償化につきましては、やはりほかの他市町村に比べてみれば、手厚い助成だと思っております。それでですね、それにやっぱり影響するのが、やっぱり定住促進になってくるんじゃないかなと思っているところでございます。以上です。

○7番（勝山浩平議員）

同じ質問で失礼ですが、村長にもお答えいただきたいんですけども、村長も高校生まで医療費の拡充をされていると思います、村長が就任してから。そのときの思いですね、はどのようなものでこの拡充を図ったのか、教えていただけたらと思います。

○村長（伊集院 幼君）

これは高校生まで地元で親元から通って学ぶために、通学バスの全額助成もさせていただく中で、やはり今、いろんな形でスポーツ少年団やら、スポーツ活動もする中で、やっぱり病院に通う子供、また体の弱い子供、いろんな形のやっぱり子育てをする環境が変わっていく中で、やっぱり保護者の負担も大きいんじゃないかということで、我々としては中学生までの医療費無料化を高校

生まで伸ばしていただいたわけでございます。これは、基本的にやっぱり親元で住んでいただく、地元に住んでいただくという、私はやっぱりそのことが大事じゃないかということの思いで、このような政策を作らせていただきましたけれども、やっぱり社会人になる前までは、学ぶ機会は大事だと、議員の質問にもありますように、大事だと思いますけれども、やはり親としてのやっぱりしっかりとした責任も果たしていく中では、我々としては、やっぱり親元にいる間は何とか行政として支援策ができればという思いで、この制度を作らせていただきましたので、そのような形で御理解いただければというふうに思います。

○7番（勝山浩平議員）

村長、ありがとうございます。村からですね、島外への専門学校、短大、大学へ通う子供が、現在何人いるのか、人数を把握しておりますか。村内の専門学校に通っている子供たちも、もし分かれば含めてであれば教えてください。

○保健福祉課長（前田逸人君）

ここで村外へ通っている、通っているというか、いらっしゃる、専門学校、短大生、大学へ通うが何人いるかでございますが、聞き取り調査をちょっとやってないものですから、参考までに、今奨学金を借りている専門学生、短大生、大学生を計算、ちょっと調べてみますと、専門生が7名、大学生が9名、合計で今16名、看護師福祉専門学校、島内にある看護師福祉、情報処理専門学校については、看護師福祉専門学校が2名、情報処理に専門学校に通っていらっしゃる学生さんが1名いらっしゃいます。以上です。

○7番（勝山浩平議員）

19名ということですかね、合計で。島外で生活をする学生の生活状況や医療費負担の実態を、村としていくらかでも把握をしておりますか。

○保健福祉課長（前田逸人君）

島外に生活する専門学校、大学生、短大生とか、生活の状況、医療費につきましてはですね、やはり保護者への聞き取りが、やっぱり必要になってくるものですから、なかなか詳細が分かってないところであります。以上です。

○7番（勝山浩平議員）

日本で一番人口の多い東京都ですね、この東京都の子ども医療費助成の現状、どのようなものか把握をされておりますか。

○保健福祉課長（前田逸人君）

申し訳ございません。今東京都のそのあたりの状況というのは、調べておりません、申し訳ないです。

○7番（勝山浩平議員）

村長の答弁のちょっと解釈と、私と違うものがありますけど、厚労省の出ている情報を見て、今回質問させておりますが、東京都23区、23区ですね、全てで高校生までの入院、通院の医療費完全

無償化、東京都23区ですよ、本村と一緒にです。あの東京都でさえこんなことをしている。答弁でありましたけれども、高校生まで通院、入院含めて全額助成している自治体、全国市町村1,741のうちの1,319ではないかという推計があります。実際、厚労省のほうでも入院と通院、別々にはやっていますけど、両方足しての計算はしていないんですよね。ですけど、専門機関によると1,319あり、全体の約76%で高校生までの医療費無償化が実証されているという現状と、私は理解をしています。先ほどの東京都ですね、本村の児童手当とは別にですね、育児助成金を満6歳に達するまでの児童に1人当たり月5,000円支給をしておりますが、東京都は18歳以下の子供全てに対し毎月5,000円、高校生まで支給をしています。子供1人当たり年間6万円、高校生まで支給をしております。これ調べて、本当にびっくりしました。東京都でさえこんなことをやっているんだと、すごい驚きました、正直なところですね。全国ではですね、対象年齢を20歳、二十歳ですね、短大卒年齢相当まで拡充をしている自治体は増えております。今回の提案にある大学卒業程度の22歳というのは、確かに少ないんですよ。少ないんですけども、確かにあるんです。このような東京都とか、22歳、二十歳まで無償化を実現をしている自治体の取組に対して、どのような受け止め方をされますか。

○保健福祉課長（前田逸人君）

子ども医療費の年齢引き上げ20歳、または22歳という、各自治体でちょっとこちらで調べますと、全国で1,741ある自治体のうち11市町村ございました。パーセントでいうと0.6%と、少ないこととでございます。ですけど、子ども医療費に対して年齢の引き上げというのは、大変重要なこととは思って認識しておりますけれども、村長の答弁にありましたとおり、やっぱり奨学資金の助成とか、いろいろ村に手厚い手立てが、大学生に、学生についてはそういった形の手立てはしておりますので、そういった形で利用していただきたいと、御理解いただきたいと思っております。

○7番（勝山浩平議員）

今回提案している目的はですね、子供たちの健康確保は当然なんですけれども、これ、全国で2自治体しか取り組んでないんですよね、大学生までの医療費無償化。これを本村がもし実現をできれば、移住定住への効果も大きいものがあるのではないかと期待をして提案をしたところなんですけれども、学校の児童生徒の減少も今ありますが、そういった今の現状を踏まえてですね、本村を選んでもらえる訴求力のある政策施策は、今後更に必要だと考えますが、いかがですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

議員のおっしゃいますように、ほかの全国的にもまだ事例が少ないということで、22歳、大学卒業の年齢相当まで引き上げるということに関しましては、確かにインパクトのある施策内容ではないかというふうには認識しているところでございます。しかしながら、我々が高校卒業までとしているその背景には、村長の答弁にもございましたように、一緒に村内に居住をしているというところが、まず一つあるのであろうと。全国的本土域のほうで、そういった施策を打っている自治体につきましては、自分たちの地元から大学、専門学校、そういったところに通える範囲内

にあるのではないかなというところで、地元の定住促進に資するという観点があるのではないかと
いうふうに推測はするところでございます。

○7番（勝山浩平議員）

本村は18歳まで全額助成を行っておりますよね。それでは、令和7年度の実績ですね、19歳以下、22歳と年齢層の近い高校生、中学生の実績はどのようになっていますか。

○保健福祉課長（前田逸人君）

実績といいますと、人口でよろしいでしょうか。

○7番（勝山浩平議員）

言葉足らずですみません。時間を気にしていて、ごめんなさい。医療費助成完全無償化の実績ですね、中学生、高校生、何人でいくらだったのか、年間の。

○保健福祉課長（前田逸人君）

中学生につきまして対象者が25人います、いらっしゃいます。医療費につきましては、中学生で総額で医療費調べましたところ44万9,095円、高校生につきましては、21名対象者がいらっしゃいます。医療件数につきましては161件、合計金額が57万111円となっている状況でございます。

○7番（勝山浩平議員）

対象者が19歳、22歳まで拡充したとしても、そんなに多くはないんですよね。財源負担もそんなに大きいものにはならないと考えますが、今回、こういった提案をさせてもらって、では、19歳から22歳までに完全無償化医療費した場合の試算等は行っておりますか。

○保健福祉課長（前田逸人君）

先ほど答弁にありましたが、奨学金を利用されている、大学に通っているという方が、ちゃんとはっきり確定してないもんですから、奨学金を借りている16人と仮定しまして、医療費の積算はですね、高校生に関しては1年生から3年生までですけど、一番19歳から22歳に近い17歳、18歳の医療費をちょっと計算しましたところ、大体年額が3万2,925円と、それに16名を掛けまして、年間の大体の試算ですけども、19歳から年間で52万6,800円というところで試算は行えるところでございます。

○7番（勝山浩平議員）

先ほども申し上げましたが、二十歳までの完全無償化は徐々に増えております。高校生までが当たり前になってきておりますから、増えてきております。課長のデータと私のデータで違うものがあるかもしれませんが、確認をしていただけたらと思いますが、大学卒業当時の卒業相当年齢の完全無償化は、2カ所完全にやっているところは、北海道南富良野町、人口2,230人、千葉県多古町、人口1万3,000人、人口2,000人の南富良野町は、企画観光課長がおっしゃった地元で学校とかいうのではなくて、離れて東京の大学に入っても対象にしております。それは、子育て支援であったり、健康が一番、当然、子育て支援や地方の自治体の魅力アピール、移住定住を狙っているものなんですよ。そういった発想も大事だと思っておりますが、19歳から22歳までの人口、学生は今

何名か、具体的な数字はちょっと把握難しいということでありましたけれども、人口構成表ですね、本村の、5月末のそれを計算をすると、本村で19から22歳までの人口は25名です。前田課長に試算をしてもらいましたけれども、高校生と同じと考えてということで、19から22歳までざっと試算をした場合に52万円ほど、52万円ほどで日本のトップ3の子育て支援の医療費完全無償化ができると考えたら、子供の健康を守るに加えて、それ以上に大きな成果、効果がある。費用対効果の大きな、大変大きな政策であると考えますけれども、再検討等、できないものでしょうか。

○村長（伊集院 幼君）

確かに議員のおっしゃるように、政策としてはやはりほかの自治体にはないものを打ち出してくることは重要なものだと思います。我々もこれまでいろんな政策を打ち出す中で、定住につなげていこう、そしてまた安心して村内に住んでいただくということが、我々として、やっぱり重要な、やっぱり政策の一つであるというふうには認識しております。今後、どういう形でできるか分かりませんが、やっぱり議員の提案にありましたように、我々としてどういう形で村に波及効果があるのかという、今一度我々も庁内で研究をさせていただいて、村としての取組に進めていければというふうに思っているところであります。

○7番（勝山浩平議員）

是非移住定住につながるような政策の拡充をね、検討していただけたらと思います。

特定空き家ですね、すみません、答弁を聞いてちゃんと理解できなくて申し訳ありませんが、特定空き家とか管理不全空き家の指定を、今後していくということなののでしょうか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

村としまして、特定空き家、管理不全空き家への指定に向けて、今後動いていきたいというところでございます。

○7番（勝山浩平議員）

ありがとうございました。それでは、村のほうで固定資産税の通知と一緒に、空き家に関する文書を通知をされておりますけれども、その内容に加えてですね、やはり登記義務になったこととか、場合によっては他人に損害を与えた場合は賠償責任が発生することなどを含めた内容のものを送っていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

今後発送する際には、そういった注意点も踏まえた文書内容に作成をしたいと考えております。

○7番（勝山浩平議員）

空き家の状況ですね、答弁でもありましたけれども、消防が2年に1回調査をしていて、2025年、全体で202件、私が持っていた一番古いデータで、2018年が123件、2023年が167件、調査のたびに空き家が増えている。本村も空き家解体とか、いろいろ助成を行っておりますけれども、現状は増えてきておりまして、新たな対策が必要ではないかと思っておりますが、実際、私も空き家問題、関わったことがあったときにですね、やはり困るのは、前の持ち主の家具なんですよ。家

具、残置物でしたかね、残存物、はい、空き家の家財整理ですね。その残存物に関する処理費等の検討も、今後考えている段階には入ってきておりませんか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

まず、空き家対策につきましては、先ほども申し上げましたように、特定空き家、管理不全空き家の指定に向けた動きを行っていきたいというところでございます。そういった中で、我々も令和4年度から廃屋等解体助成金制度を実施しております。そういった残存物、残置物につきましても、その助成金の範囲内で行っていただきたいという考えを持っているところでございます。

○7番（勝山浩平議員）

特定空き家などの指定を行っていくうえで、そのルールを決める条例等が必要ではないかと思えますけれども、この条例等の制定、特定空き家と認める委員ですね、等を設置をしないといけなと思うんですよね、この家は特定空き家ですよ。そういった条例等の制定を今後していく予定はあるのかどうか、伺います。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

まず、特定空き家、管理不全空き家の指定につきましては、国のほうが示しております管理不全空き家及び特定空き家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針、ガイドラインが示されておりますので、こちらに基づいて判定を行う形となっております。その判定を行う協議会についてですが、我々としましては、迅速に物事を運ぶために、協議会方式ではなく、外部有識者、このガイドラインに基づいて判定ができる有資格者の方に、直接お願いをする形で、この空き家、この空き家という形で判定をしていただきたいというふうに考えているところでございます。

○7番（勝山浩平議員）

大変ありがたいです。もう一つ提案がありまして、やはりその対策を進めていくうえで、一番困るのが地元の方は持ち主が分かれば交渉はできると思うんですけれども、誰の持ち主か分からないんですよね。調べようがない。法務局に行けば調べることができますけれども、なかなか法務局まで出向いて調べることができない。それで法務局、法務省が保有する登記情報をインターネットで閲覧できる有料サービスがあります。これ窓口に行くよりも安くて、行政機関が利用する際には、入会金のような費用は一切ありません。是非この制度をですね、村としても導入をしていただいて、空き家対策だけではなくて、農業でも建設業のほうでも活用できるというふうに思いますので、この制度の導入を検討はできませんか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

そのシステムの導入につきましては、調査をさせていただきたいというふうに考えます。

○7番（勝山浩平議員）

最後ですね、答弁にもありましたNPO法人奄美空き家ラボさんとの、本村は連携協定を結んでおりますけれども、今後の展開はどのようなものを考えておりますか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

今後も引き続き空き家の利活用に関する御相談があった物件につきましては、空き家ラボを通じまして移住希望者向けへPRをしていきたいと、情報発信をしていきたいというふうに考えております。

○7番（勝山浩平議員）

奄美空き家ラボさんと各集落との連携については、どのように考えておりますか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

名音集落のほうでは、空き家ラボさんを招聘して、空き家に関する勉強会も実施されたことは、私もその場に参加をしましたので、認識をしているところでございます。そのほかの集落につきましては、事務嘱託員会などのほうでも通じて呼び掛けをしていきたいというふうに考えております。

○7番（勝山浩平議員）

これで、7番、勝山浩平議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。13時30分から再開いたします。

休憩 午後 0時05分

-----○-----

再開 午後 1時30分

○議長（蔵 正議員）

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

3番、前田清和議員に発言を許可いたします。

○3番（前田清和君）

皆さん、こんにちは。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告してあります2点について質問をいたします。しばらくの間お付き合いくださいますようお願いいたします。

まず、1点目は本村における今後の男女共同参画の取組についてであります。日本では1999年に男女共同参画社会基本法が施行され、概念に性別に関わらず、全ての人が対等な立場で社会のあらゆる分野の活動に参加し、ともに責任を担う社会を目指すこととあります。基本理念に男女の人権の尊重、性別による差別をなくし、個人の尊厳を守ること、制度慣行への配慮、男は仕事、女は家庭といった固定観念を見直すこと、政策方針決定への参画、政治や企業の重要な決断に男女が加わること、家庭生活とほかの活動の両立、育児や介護を担いながら仕事や地域活動を行えるようにすること、国際的協調、世界のジェンダー平等の動きと同調して取り組むことが上げられています。また、取組として、女性の活動推進、働き方改革、意識啓発、地方の魅力づくりなどがありますが、本村としての現在の状況、今後の取組について、答弁を求めます。

さて、人口減少の問題は、本村においても喫緊の課題であります。特に、若い女性の方々の島外

への流出には歯止めがかかりません。今後の取組として男女格差の壁を乗り越え、女性が働きやすい、住みやすい環境を整えることが、人口流出にもつながると思うが、村長の答弁を求めます。

次に、議員のなり手不足についてであります。この問題は本村に限らず、どの自治体においても同じことが言えるのであります。議員のなり手不足は村政の政策競争の欠如、二代表制の趣旨が損なわれ、また指導者意識の低下、地方自治の弱体化にもつながります。光り輝き続ける本村において、今後は議会当局一緒になって取り組まなければなりません。そのような観点からも、女性の方も議員に立候補しやすい環境づくりも必要だと思いますが、村長の答弁を求めます。

2点目は、住宅整備についてお伺いいたします。本村においては、年次住宅整備が進められ、人口減少への歯止め的一端を担っていると思います。しかしながら、人口増加にはつながっているようには見えないのであります。村内にある公営住宅を見ますと、単身者の方々の入居率が非常に高いように思われるが、全体の割合はどのような状況にあるのか。また、今後の推移はどうなっているのか、村長の答弁を求めます。

今後の対策の一つとして、単身者用長屋構想も視野に進めるべきではないでしょうか。村長の答弁を求めます。

以上、壇上より申し上げ、答弁をお聞きしまして、自席より再度質問させていただきます。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、こんにちは。それでは、前田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の男女共同参画の取組における、1番目の人口流出と、男女格差ジェンダーの関連の御質問でございますが、近年、地方創生において地方からの若年女性の流出や、地方における男女格差、ジェンダーギャップは、人口減少の大きな要因の一つとして認識をされております。令和3年12月に、内閣府男女共同参画室から発表されました地域におけるジェンダーギャップの可視化に関する調査研究において、地方から大都市圏へ若年女性が流出する背景には、やりがいのある多様な就業機会の不足、地方に根強く残る固定的な性別の役割分担意識といった、慣習的な居心地の悪さが関わっていることが指摘をされております。本村における産業構造は、基盤としての第一次産業、雇用の受け皿としての行政、福祉、観光等の第三次産業という特徴を持つとともに、事業者数も限られており、都市部に比べると若年女性のニーズの高い職種が少ない構造となっております。このように、女性が自分の能力を最大限に生かし、発揮できる多様で魅力的な就業機会の選択肢が、必ずしも十分ではないという課題がございます。また、地域の伝統やコミュニティを大切にする反面、家庭や地域行事における負担の在り方、あるいは意思決定の場への女性の参画度合いにおいて、若年世代の価値観とのギャップが生じているものと考えられます。これらのことから、進学や就職等で一度島外へ出た女性たちが島に帰るという選択をちゅうちょさせる一因になっているのではないかと思います。また、女性が働きやすい環境というものは、子育てしやすい環境もその一つであるのではないかと思います。私たちはゼロ歳児からのまほろば保育園等の取組を進めながら、女性が働きやすい環境、子育てを預けやすい環境も、我々もその一つではないかというふ

うに思っております。行政としてできる限りのことは、やはり女性男性問わず、村民の多くの皆さんの御意見を賜りながら、村政に生かしていくことがだいじではないかというふうに思っているところでございます。

次に、2番目の議員のなり手不足解消に向けて、女性が立候補しやすい環境を作るべきとの御質問でございますが、令和7年3月に内閣府男女共同参画局から、国政選挙や地方議会選挙、市長選挙において立候補を断念した人や、立候補したが当選しなかった人及び現職の地方議員に対するアンケートにより、女性の政治参画への障壁や、女性の政治参画の影響などについて調査分析が行われ、女性の政治参画への障壁等に関する調査研究報告書が発出されております。その内容によりますと、まず立候補検討における障壁として、立候補にかかる資金不足、知名度の不足、専門性や経験の不足の回答のほか、性別特有の健康課題があり、支障が大きい上位を占め、立候補決断から投開票までの障壁といたしましては、知名度の不足や選挙運動とその準備方法が分からないや、家族の理解やサポートが得られないなどの回答がなされております。そこで御質問にあります女性が立候補しやすい環境を作るべきということでの御答弁になりますけれども、当局といたしましては、このような障壁があることは認識いたしますが、市長選挙も含め地方議員選挙に関連し、男女問わず志をお持ちの方が立候補するものと考えており、当局といたしましての直接的な回答はできないものと考えております。しかしながら、いくつかの障壁があることにより立候補できない理由として上がった選挙運動とその準備方法が分からないものに関しましては、選挙管理委員会等からの情報提供を行ってまいりたいと考えているところであります。

次に、2点目の住宅整備についての御質問でございますが、公営住宅に居住する単身者の割合についてでございますが、本年6月1日現在、募集中の住宅を除く管理戸数130戸のうち52戸、率にして36.9%が単身者の入居になっております。今後の推移につきましては、退去や婚姻による世帯増などによる変動はあるものの、近年の少子高齢化や単身世帯の増加という社会情勢を鑑みますと、今後も単身入居者の割合が大きく減少することはないものと見込んでおります。

今後の対策につきましては、現在進めております1棟2戸の単身者用定住促進住宅の建設などを計画しているところでございます。議員御提案の単身者用集落長屋構想につきましては、2戸以上の単身者住宅を一体的に整備するために、ある程度の用地確保が必要となることや、単年度に多額の建築費を要するなどの課題がございます。また、各集落の維持運営に必要な若者世代を確保する観点からも、特定の場所に集約するのではなく、各地域に分散して整備することが望ましいものと考えているところでございます。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により、担当課長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○3番（前田清和君）

それでは、1問目の人口流出には男女格差という、今答弁をいただきましたけど、この男女共同参画、私も一度行政のほうで研修会というのを受けさせてもらっているんですけど、これは年何回

行政のほうでされていますか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

昨年度は実施できておりませんが、男女共同参画の研修につきましては、県のアドバイザー派遣事業のほうなどを活用しながら、今後も継続的に行ってまいりたいというふうに考えております。

○3番（前田清和君）

今日朝来しましたら、議員控室にさっそく男女共同参画の文書が届いてまして、今後奄美のほうでやられるというんですけど、時間があれば私も行かせていただきたいというふうに思っております。それではまず、この場内といいますか、役場正職員、そして会計年度職員の間で、こういう男女共同参画ジェンダーに対してのそういう講習会とか、話し合いとか、そういうのは進められているんでしょうか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

先ほども申し上げましたが、昨年度はできておりませんが、今年度そういった研修についても庁内のほうで実施をしてまいりたいというふうに考えております。

○3番（前田清和君）

各課でこういうのは話が出たりはしないんでしょうか。全体でやるんじゃないくて、各課で課長さんがおって、課長補佐、係長、それぞれの課でやっぱりいろいろ活動されているわけですから、こういうのをその全体でやるよりは、それぞれの課でしっかりと、こういうのも男女共同に対してのそういう勉強会じゃないですけど、月に1度くらい、話し合いとか、そういう場も持つべきじゃないかなと思うんですけど、いかがですか、総務課長。

○総務課長（政村勇二君）

現在、各課でのこの男女共同参画についての話し合いは、実際ないと認識しております。ただしですね、先ほど企画観光課長のほうからありました、一昨年なかったということですが、消防団に関してですね、被災地における避難所運営に関して、そういったアドバイザーを呼んでですね、そういった消防団を主体とした男性女性、消防団員もいる中でですね、講習を行った経緯もございますので、またそういった、こういった問題といいますか、考え方の、これから先の考え方については、今回を機にですね、課長会等、そしてまた事務嘱託員会等も通じてですね、話し合いの場を設けていただけるものなのかという情報提供は行っていきたいというふうに考えております。

○3番（前田清和君）

よくテレビとかニュースで、その自治体においてセクハラであったり、パワハラであったり、よくそういうのをよく耳にされると思うんですよ。ですから、やっぱりこれが男女共同参画を進める上で、まずは当局がしっかりとそれを意味合いを理解してですね、そして村民の皆様方にも、そういう差別のない社会をといるのを、やっぱり進めるべきではないかなというふうに思います。

さて、この人口流出ですけど、皆様も御存じのように、この奄美には専門学校が1件、あともう大学、短大となると、みんな高校を卒業したら、みんなもう内地に出るわけですね。特に先ほど

も村長からも答弁ありましたが、特に女性の方、18歳から、もう島を離れると、もう向こうで就職をし、結婚もされる。なかなかその年代というのは、もう帰って来ないというのが現実だと思います。その反面、男の方というのは、やっぱり家の後継者であったり、親の面倒を見なあかんから、やっぱり島に帰らなあかんていうふうな感じで、この大和村においても、男の働き、生産年齢人口ですか、15歳から64歳までの年代的に多いんですよ。それに比べて反面、女性というのは、島出身の若い方というのは、年々減る一方です。これは増える、多分傾向というのは、なかなか難しいのかなと思っています。本村においても、今見ているのは、旦那さんに嫁いで、この大和村に移り住んだ若いお母さん方、女性方がほとんどです。島出身の方が島に来て、大和村に住んで結婚をして、大和村で住めるという、そういう状況がなかなか作れてないのかなというふうに、わたし自身は思います。先ほど午前中も同僚議員から奨学金の話が出て、大和村には大学を出ると、短大、大学は奨学金制度がありますと、奨学金制度を使えば、大和村に帰ってくる、移住することで奨学金は返納、返済しなくてもいけますよという、すごい助成制度があるんですよ。やっぱりこういうのを活用したときに、やっぱり今、大学、短大、行かれているそういう島出身の子供たちにですよ、今奨学金は特に利用されている子には、それをしっかりアピールをして、向こうで出たら島に帰って来たら、奨学金は返済要りませんよというのを、やっぱり当局からもっともっとアピールすべきだと思います。それであれば、例えば、仕事はなくても、でも奨学金を返済しなくて済む、何とか島に帰れば、何とか大和村に帰れば、仕事が見つかるかなと。大和村じゃなくても、奄美市でも働けるかなと、それがやっぱり島に帰って来てもらう一つの手段にもなるのかなと思うんですよ。ただただ、その奨学金を出して、大学免除はしますよと、じゃ、もう卒業したらそのまま行って、また帰ってくるか帰って来ないかね、分からない状況であれば、いつまでたってもやっぱり人口というのは、これは大和村に住もうという若い子たちが帰って来ないと思うんですよ。ですので、やっぱりそれは、こういう奨学金制度がありますよということを、しっかりと当局のほうからアピールをして、1人でも島出身の若い女性の方々に帰って来てもらうような、そういう手段もあるかと思うんですけど、そういうのもやっぱり検討されていかれたらどうですかね。

○教育委員会事務局長（宮田 龍君）

奨学資金の貸付に関しまして、対象者の方に説明をする際に、議員がおっしゃるような返還助成金制度がありますということは、お伝えはしてあります。しなしながら、その子たちの夢であったり、将来つきたい職業等もあると思いますので、紹介はしているという状況で現在はいます。以上です。

○3番（前田清和君）

それは仕事をしようが、どこに住もうが、それは居住権の自由ですので、そこはこっちが強くは言えないところでもありますけど、できたらやっぱり島の良さ、奄美の良さ、大和村の良さをしっかりと教育委員会のほうからもそういう声掛けをして、1人でも多く、やっぱり若い子が帰って来ないと、この村もやっぱり活気づきませんので、そういうふうにしていただいて、何とか人口流出

にね、歯止めが掛かったらいいなというふうに思っております。

それでは、次に議員になり手不足ですが、ちょっと資料がありまして、すみません、ちょっとお待ちください。

○議長（蔵 正議員）

あわてなくても大丈夫ですよ。

○3番（前田清和君）

ごめんなさい、大した資料じゃないんですけど。2025年、昨年のですね、町村議会の議員なり手不足という調査が出まして調べましたら、平成27年から平成31年、この4年間、全期になりますけれど、立候補者プラス定数1とか2の自治体が、全国町村議会932町村あるんですけど、そのうちの306自治体、無投票の町村が204カ所、そして令和元年から令和5年までの全期の調査によると、町村議会926カ所に対して立候補者数が定数1の自治体が299自治体、そして無投票町村が254と、全部合わせると553自治体、全国の町村議会の約59.7%が議員の無投票自治体と定数に対して1人の立候補者がおったというぐらい、今本当に議員になり手不足がちょっと深刻になっている状況であります。私が今日、出したのは、本村においても村政以降、女性の議員がなかなか立候補してくれないと。奄美群島においても、もう最近、ほかの町村は女性議員が1人とか、2人とか、そういうふうにして、やっぱり女性の目線で行政に携わり、そして村政町政に活動されているわけですよ。先ほど村長からありましたが、女性の立候補となると、周りの目もありますし、そういうお金の面だとか、選挙のやり方とかも分からないというふうに、もちろん思います。ただ、やっぱり女性が入ることで、行政もまた新たな気持ちでできるし、またいろんな活発的な御意見も出て、本当に女性がどなたか立候補してこないかなというふうに、私自身も思っているところではございますが、宮城県の蔵王町という町村、町議会があります。この議会も63年間女性議員が1人も立たなかったということでありました。そこで、行政が女性模擬議会、言ったら子供議会みたいなものです。毎年8月に大和村の子供議会をしていますよね。子供たちを呼んで一般質問をして、当局がこうして質問に答えるというのをやられていると思うんですけど、この宮城県の蔵王町は女性模擬会というのをやって、行政がそこに住んでおられる女性の方々、二十歳から50歳ぐらいまでの方々に声をかけて、今村政に思うこと、今自分が感じていることとかを行政の前で発表すると、言ったら、私たちが一般質問するみたいな感じで、そういうのを模擬的にやられたそうです。それを行政が主体となって、5回こういう場を作ってやりました。そうすると、その次の年に選挙がありまして、女性の方が立候補されて、立候補された方は3名が当選をされ、そして新しい町議会として、住民の方々からも好評であるということで、そういう活動をされているということを聞いたんです。先ほど村長からは、当局としてはそういう形はできないですけど、そういうポイントとか、選挙に対しての、それはアドバイスはできますということだったんですけど、例えば、そういう先ほど申しましたように、村に住んでいる女性の方々に、こういう場に来ていただいて、みんなの前で当局と一緒に女性の方々の目線でそういう話も聞くのも一つの方法かなと思うんですけど、総務課

長、どうですか。

○総務課長（政村勇二君）

総務課長、選挙委員会事務局長としても関わっている気もしておりますので、答弁させていただきます。確かに、初めて聞いた、そういった女性が政治に参画するための取組として、その蔵王町ですか、初めてお伺いしたので、一度研究はしたいというふうには思っております。今現在できることといえば、そのやり方に関しましては、じゃ、どういうふうな募集をかけて、どこが主体になって、そこに対する質問の内容の答弁に対しての効力をどこまで持つのかと、いろいろこれはもう研究課題としてあるべきものだというふうに思っておりますので、即答は避けさせていただきたいというふうに思いますが、先ほど村長の答弁にありました、昨年出されております女性が政治参画に対するアンケートが総務省から出されているというところでございまして、女性の政治参画への障壁等に関する調査研究報告書、この中でですね、やはり性別的な問題とか、健康、性別的な健康課題とか、そういったところもございまして、家族のサポートが得られないという理由が、どういったところなのかというところは、まだ詳細は分からないところでございしますが、その取組の、その調査研究の中でですね、別途女性の政治家を増やすための有効な取組の案として、またこれも公表されておまして、その内容といたしましては、性別による無意識の思い込みの解決のための研修が一つ、そして子供の頃からのライフステージに応じた主権者研修が二つ目、もう一つが、政治家と政治家を目指す人との交流ネットワークの構築参加案内という、こういったものもございまして、こういったものが、じゃ、こういった形でできるものなのかというのは、情報発信の在り方ですね、まずは我々当局主導ではなくて、こういったことがありますよということは、やはり村内の風潮といいますか、情勢が考え方が変わらない、大きな問題になりますけれども、変わっていかねばならない、変わらないと構築できないものというふうに思っておりますので、まずはこういった情報提供もですね、まずは事務嘱託員会を通じて各委員団体への周知も含めてですね、取組を進めながら、時間は掛かるかもしれませんが、そういった情勢の構築を基にですね、実になっていくものかというふうに思うのと同時にですね、先ほど申し上げました蔵王町の取組については、また調査研究をさせていただきたいというふうに思います。

○3番（前田清和君）

総務課長、ありがとうございます。どうぞですね、女性が活躍できる場を、本村ももっともっと作っていただいて、やっぱり男女格差のないジェンダーで、誰でもが働きやすい、誰でもが暮らしやすい、そういう状況をね、しっかりと今後作っていただきたいなというふうに思います。

それでは、住宅整備についてお伺いいたします。公営住宅単身で130戸のうち52戸、36.9%とありますが、集落別の単身住居者が分かれば教えていただきたいと思いますと思うんですが。

○建設課長（早川勝志君）

申し訳ございません。集落別は現在集計しておりませんで、後ほどもし必要でしたら御提供させていただきますというふうに思っております。以上です。

○3番（前田清和君）

公営住宅は家族、ファミリー向け世帯ということで、随時造られている。それが入る、本当は入居者の条件としてファミリー向けに入ってもらおうというのが公営住宅だというふうに私は理解しておりますが、実際この36.9%、ほぼもう3人に1人はひとり暮らしなんですよ。村長がいつも言うように、村長が就任されてから、人口の減少はある程度歯止め、そんなに大きな差はなく、徐々に徐々にではありますが減少傾向であるが、それ以上の格差はないというふうにいつも答弁されますが、実際、この単身住宅の戸数を見たときにですよ、結局そこにファミリー世帯向けの人が入れば、人口増にはつながるわけです。ただ単身の方々が1人で住まわれると、いくら家族層が来ても、大和村に住みたいといっても、入る家がないじゃないですか。入る家がないと、また住宅を造ろうとするじゃないですか、定住促進であつたり。今は公営住宅は建設はしていませんよね、定住促進住宅一本で進めています、いくら住宅を造っても、結局は住む家がなければ、また定住促進住宅建設、今資材高騰、ほとんど今、家を造るなんてできませんよ。であれば、この1人で住まわれている方々の住まい、この私が言っている集落単身住宅長屋というのは、今1棟2世帯の単身住宅を村内で造っておられますが、この1棟2世帯じゃなくて、1棟10世帯ぐらいの長い、戸円にありますまほろばの里、ああいう感じで同じ建物に1人ずつの個人的な部屋を造り、そして台所とか、そういうところは共用、言ったら内地でいえばシェアハウスですよ。そういうのが建設ができないか。それとも、先ほど午前中空き家対策で、空き家が大和村もかなり多いと、その空き家を利用したシェアハウス、新築じゃなくて、今あるものを利用して、その単身で住まわれている方々をそちらに移ってもらい、そして公営住宅にはファミリー向けの住宅として人を呼び込む。そうすれば、人口増にもつながっていくんじゃないかなというふうに思いますし、単身の集落長屋というのは、身守りにもつながると思うんですよ、保健福祉課長。今ひとり暮らしの方って、1人でいるのが不安なんですよ。特に高齢者になると、いつ自分がどうなるか分からない。住宅に住んでいてね、1人であつたら、いつ何が何時起こるか分からない。それであれば、単身者の方々が寄り添って、7、8名から10名、寄り添って、同じ建物で同じ生活をすることによって、生活していく上でも不安もなくなりますし、身守りにもつながっていくかなというふうに私は思うんです。ですから、新しい住宅を造れとか、そういうことを言っているわけではありません。今ある既存の空き家を使い、集落にたくさん残っている、だから定住促進住宅と一緒にですよ。空き家を改修して、定住促進を造るじゃないですか、それを間仕切りをして、そこに2人でも3人でも、1人暮らしの方々が住めるような、そういう体制、そうすればお金も掛かることなく、そして住宅も空いて、家族層も住めるんじゃないかというふうに思うところです。そういう点、建設課長はどう思われます。

○建設課長（早川勝志君）

まず、公営住宅の基本的な考えを申し上げさせていただきますと、公営住宅のまず目的というのが、低所得者のための住宅ということで、所得が低い方がなかなかお家を造れない、また民間の高い家賃を払えないという方が、公営住宅のもとでは、そういう方を目的として公営住宅が造られて

いるところが現状です。先ほど議員がおっしゃいました、先ほど1棟8戸とか、1棟10戸とかいう話、初めて聞かせていただいたんですけども、台所が共有であったり、お風呂が共有であったりとかいうのが、初めてちょっとお伺いしたので、そういうニーズがある、そういった形のですね、施設でニーズがあるのか、またそういった方に入りたい方がいらっしゃるのか、その辺も含めてですね、今後そこら辺は、いろんな意見を聞きながら、研究させていただきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○保健福祉課長（前田逸人君）

今前田議員がおっしゃる長屋構想、1人世帯の、これはですね、今、私たち保健福祉課、またいろんな施設とか、共同で集落長屋計画というのが、今総合福祉計画の中に、今現在どうった形でいこうかということで、今検討しているところではございますが、そこに結局は小規模多機能、今おっしゃった結局は1棟の中に6戸部屋があるとか、そういった形のは、今、今後どういうふうな形でやっていくかというのは、今現在検討中でございまして、今どういった形でやっていこうかというのを、今模索中でございまして、そこら辺の1人暮らしの方というのは、また今後、どういった形で総合福祉計画を含めてやって、考えていきたいと思っております。以上です。

○3番（前田清和君）

建設課長が低所得者用の公営住宅、それは分かるんですよ、分かるんですけど、人口の減少に歯止めをかけるためには、家族を大和村に家庭を持った方々に住んでももらわないと、人口は減少に歯止めはかかりません。そのために、だったら今、大和村に今度住みたいと来られた方が、急きょ4、5世帯おられたとしても、結局はもう住宅が今度は空いてないんですよ、その低所得者用の。であれば、また住宅を造るんですかとなるんですよ。もう住宅を造らなくていい、ついこの間まで3棟か4棟、村内でも公営住宅は空いていました。ただ、今回の台風6号で、その空いてた住宅にみんな被災された方々が移り住むという話も聞いています。であれば、今後新しく大和村に住みたいという方々がおられたとしても、結局は住む場所がなくて、また村が住宅を造るまで待ってくださいとかいうふうになるのであれば、そういう単身で住まわれている方々を理解をいただけるのであれば、その空き家を改修した、そういうところにまず移り住んでいただいて、住宅をやっぱり少しでも空けて、人を呼び込むような体制を、やっぱり当局としては持つておくべきじゃないですか、建設課長。

○建設課長（早川勝志君）

今、公営住宅にお一人で住まわれる方が、先ほど言ったように52戸あるんですけども、当初はですね、やはり世帯で入ったんですけども、例えば、お子様が巣立ったとか、配偶者の方が亡くなったとか、死別、離別とか、いろいろなことがありまして、単身者で住まわれる方も結構いらっしゃいます。なかなか今後、前回住宅を募集させていただいたんですけども、全てが埋まっているわけではなくてですね、再度また今後また募集をかける住宅でも、同じような形で募集をかけようということで動いておりますので、先ほど議員がおっしゃったように、なかなか今いらっしゃる方

を急ぎよ、例えば先ほど言った空き家を改修したシェアハウスのなとところに移っていただいてというお話が、その方が、住宅に入っている方がそれを希望されるかどうかというのも含めて、そこは検討していかないといけないのでは、ニーズを聞いた上でですね、今後政策に生かしていかないといけないんじゃないかということでは、思っているところでございます。以上です。

○3番（前田清和君）

それは確かに一度住宅に住みますとね、なかなか出にくいというのは、言いづらいだろうと思います。だから、そこがそのまま結局はもう、今入っている方々は、退去はしないで、もうそのまま住んでもらって、あとは当局としては今後人口、ファミリー世帯、家族が来るときには、また当局としての何か検討といいますか、そういうのを、じゃ、お考えでしょうか。

○村長（伊集院 幼君）

議員がおっしゃるのは、我々に言わせてみると、理想は理想であって、我々も今現在、私の集落にも公営住宅に単身で住んでいる方が結構いらっしゃって、集落の委員の方にも申し上げました。1人住まいの方をどう移していくかという、やっぱり交渉をですね、地域でやってもらわないと、行政から、住む場所がないのに、我々もそこから退去をさせることはできないということで、お話もさせていただきました。しかしながら、家族世帯が公営住宅に入りますと、ほとんどの方が低所得者以上ですので、入居は不可能だと、今我々も見ております。そういうことからすると、国の制度を、この家賃制度を変えていかない限りは、ちょっと公営住宅に世帯が入るのは、なかなかハードルが高いのかなという思いも持っておりますので、我々としては、制度の改善をやっぱり我々として要望していかない限りは、公営住宅だから誰でも入れるとことでないもんですから、そこら辺は我々もちょっと法の縛りをしっかり和らいでいただいて、入れるようなことも考えていかなければならないと思っております。また、その集落では、やっぱり議員のおっしゃるような長屋的なところを整備して、やっぱり移ってもらうことが、やっぱり我々も大事ななということも、我々も議論をさせていただきました。しかしながら、それなりの公共用地がない、また我々は、大和村は山に囲まれた中で、公共用地を海岸を埋立て、これまで公共用地を確保した経緯もございます。その用地の生かし方も、今後我々もやっぱりしっかり考えていかないと、一つの案で進めていって、あとはやっぱり手戻りが生じないように、我々も計画をやっぱり立てていかなければならないというふうに思っております。ですから、公営住宅の生かし方を、今担当課のほうでも、どういう形で生かしていくのかということで、我々もちょっと、今議論をさせていただいておりますので、そういうところはやっぱり法のやっぱり縛りをしっかり、どこかで変えていって、今大和村にある公営住宅をさらに生かしていけるような取組が必要ではないかなというふうに思っております。ですから、何でもかんでも我々も定住ばかり造ればいいということじゃなくて、空き家もお借りできるところは改修させていただいて、住居を確保していくということは、これまでどおり進めさせていただきたいということでございます。

○3番（前田清和君）

村長の答弁をお聞きしましたら、今私が言った単身住宅の方々はそこに住んでもらって、どこか改めて違うところに行ってもらおうとか、そういうのは今もうできる状況ではないと、今の住んだ以上は、そこに住んでもらうというふうな理解でよろしいんですね。

○村長（伊集院 幼君）

現在は、今そういうことしかできませんので、地元からもそういう集落長屋的なものを造ってくれというのは、我々が福祉の構想で長屋の構想が出てきただけでありまして、今住んでいる方が別な住まいに移していこうというのは、地元からの今要望も出てない状況でございますので、今それは、我々も少なからず必要性はあるなというふうに感じておりますが、地元からこの場所にこういう形はできないもんかという提案があれば、我々も踏み込んだ検討ができるのかなということでございます。

○3番（前田清和君）

最後になりますけど、村長の思いは、今聞かせていただきました。何とかね、この人口減少はただ大和村だけの問題じゃありません。減少率が幅が少ないのは、大和村にとっては、本当ありがたいことではありますが、実際問題、やっぱり人口はもう減っていく一方でございます。何とか先ほど言いましたように、戻りますが、島出身の若い子供たちを、大和村に1人でも多く呼び込めるような政策、そして大和村の魅力をアピールしていただいて、やっぱりIターンももちろん大事ですけど、私はやっぱりUターンだと思います。自分が生まれ育ったこの大和村に帰って来たいなと、帰って来て、家庭を持って大和村で住みたいと思わせるような、やっぱり施策をしていただきたい。そういう点では、大和村は伊集院村長のお力で、子育てにはすごい力を入れています。しかし、子育てがこണ്ട്だけ充実していても、島に帰って来ないという、それは仕方のないことだというふうに思ってますけど、私たち議会も当局も、何とか島出身の若い、特に女性の方々が帰って来やすい、そして子育てしやすい、そういう環境をしっかりと当局と一緒に、議会もつくっていききたいと思っております。どうぞ魅力ある大和村づくりに、今後ともお働きいただきたいというふうに思います。

これで私の一般質問は終わります。

○議長（藏 正議員）

これで、3番、前田清和議員の一般質問を終わります。

次に、5番、重信安男議員に発言を許可いたします。

○5番（重信安男議員）

皆さん、こんにちは。今回は1点だけの質問ですが、よろしくお願いいたします。冬季や雨天時に遊ぶ場所の提供はできないかということで、質問させていただきます。

1点目に、未就学児童や小学校、小学低学年以下が屋内で遊ぶ遊具の購入はできないか。

2点目に、村体育館やクーラーの効いた防災センターを活用し、冬季や雨天時及びイベントなどで、家族や観光客が遊ぶ施設を提供できないか。

3点目に、大和浜埋立地に小学生から遊べるジップラインの設置は出来ないか。

以上、壇上より申し上げ、自席より再質問をさせていただきます。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、重信議員の御質問にお答えをいたします。私のほうからは、御質問の冬季や雨天時に遊べる場所の設置の中の、大和浜埋立地の一部に、小学校低学年以上が遊べるジップラインの設置はできないかとの質問に答弁をさせていただきまして、1番目、2番目の御質問については、後ほど教育長のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

はじめに、大和浜埋立地、ジップラインの設置はできないかとの御質問でございますが、まず御質問にあります大和浜埋立地の利用につきましては、平成8年度に当時の鹿児島県町村土地開発公社大和支社審議会にて利用計画が話し合われており、当初、集落公民館用地や公営定住住宅用地のほか、集落排水施設処理用地として計画がございました。それから、変化する社会情勢に伴い、平成30年に当該公共用地の利活用について、集落の意見を聞いた中、住宅、公園、トイレ、休憩施設、パークゴルフ場などの集落意見がございました。現在、当該用地にある空地の取り扱いについては、集落の団体がパークゴルフ場として管理を含む利用を行っているものと認識をしております。そこで、ジップラインという具体的な遊具の設置に関しましては、再度集落へ確認を行う上で、集落意向等公共用地の在り方について協議を進めさせていただければというふうに思っております。

以上、私のほうからはお答え申し上げ、あとは関連の質問等により関係課長、あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○教育長（中山恭平君）

重信議員の御質問にお答えいたします。1点目の1番目、小学校低学年以下が屋内で遊べる遊具の購入はできないかの御質問でございますが、屋内用具といたしましては、ボールプールやエア遊具、空気を使って遊ぶ機具です、などが想定され、各種事業者から多様な製品が販売されているところでございます。しかしながら、これらを導入する場合には、保管する場所や設置スペースの確保が必要となります。本村においては、議員がおっしゃるように、体育館での活用が想定されるところでございます。また、設置にあたりましては、安全基準への適合や転倒防止対策を講じる必要があるほか、利用時の安全管理体制の整備、職員の配置や保護者の身守りスペースの確保なども重要な課題であるのではないかと認識しているところでございます。本村は、少子高齢化が進む中にありますが、子供たちが安心して遊べる環境づくりは重要であり、子育て支援の観点からも意義のある提案であると受け止めております。一方で人口規模や利用見込み、維持管理費等も踏まえる必要がありますことから、近隣市町村の導入事例や利用状況などを参考にしながら、運営方法を含め、どのような展開が可能か、総合的に研究させていただければというふうに考えております。

次に、2番目の村体育館を利用し、冬季や雨天時及びイベントなどで、家族や観光客が遊べる施設を提供できないかとの御質問についてお答えいたします。村体育館は、議員御承知のとおり、学

校教育活動をはじめ、各種スポーツ活動、社会教育事業、地域行事など、多くの皆様に御利用いただいている社会教育施設でございます。御提案いただきました冬季や雨天時における家族連れや観光客の皆様が利用できる場としての利用につきましては、施設の有効活用や地域の賑わい創出という観点から、一つの可能性であると考えております。教育委員会では、これまでも大和村国民文化祭2015や九州プロレス興行、ほこらしやあまみ音楽祭ミニコンサートなど、多くの方々に楽しんでもいただける事業を実施してまいりましたが、今後におきましてもスポーツやレクリエーション活動、文化芸術に触れる機会の提供など、幅広い世代が参加できる事業の実施について、近隣市町村の取組事例なども参考にしながら、どのような展開が可能か、考えてまいりたいと思います。引き続き施設の利用状況や管理運営面、安全対策を踏まえながら、村民の皆様はもとより、本村を訪れる方々にも生涯学習や健康づくり、世代間交流の促進につながる施設となるよう努めてまいります。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の質問などにより、関係課長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

○5番（重信安男議員）

今回は教育長と初めての質問なのですが、よろしくお願いします。1点目とですね、2点目は、一括して質問ということで、お願いします。屋外ですね、公園関係は、村長がいろいろと頑張っていたいて、国直から今里、そこの体育館、村の体育館、Q u r u G u r u、いろいろと頑張って屋外の公園等は結構いいのができております。だから本当いいんですけれども、何と言いますかね、奄美というのは、やっぱり雨も多いし、冬季に遊ぶところがない、子供たちがですね。親も一緒なんですよ、子育てをしている親も一緒に、やっぱり子供と遊びに行きたいけど、行く場所がない。今年のゴールデンウィークにですね、私の孫が長崎から帰って来まして、奄美市の住用町ですかね、体験交流館に行きましたら、そういう大きな遊具があって、子供たちはもう帰ろうと言って帰らんぐらい遊んでいるんですよ。だからやっぱりそうやって雨降りでも遊べるような施設が、やっぱり大和村は必要じゃないかなと思って、今回こういう質問をしたんですが、大和村でそういう遊具で遊んでいる施設とか、見たことがあります。大和村で実際ですよ、どこかで遊具が、見ましたよとか、エア遊具ですよ、ありますか。

○教育委員会事務局長（宮田 龍君）

村体育館と学校の体育館も含めて、そういったものは私のほうでは把握しておりません。以上です。

○5番（重信安男議員）

そうなんです、私も見たことないです、大和村で。だけどほかの自治体では、実際やっているんですよ、子供のことを考えて。だからやっぱり大和村もですね、誇れるまではないですけど、本当に子育てをしようと、真剣に思っているのであれば、その遊具なんで、何万円で買えるものなんですよ、本来。遊べる施設何百万、何千万かけて造れと言っていないですよ。その遊具はエア遊具ですので、空気を入れて遊ばす。必要でなくなったら空気を抜いてなおす。私が言ったのは、その体育

館ですよ、体育館は倉庫がいっぱいありますよ。舞台の2階と横には柔道室とか、奥田議員が言ったんですが、空手をやっていた部屋とかあるんですかね。そういうところも利用して、そこはもう子供が遊べる施設みたいのを造れば、あんなして遊んでいて、何もしてないよりかは、私はいいと思うんですよね。本当にやっぱり予算予算、お金お金と、やっぱり行政が思うのは当たり前なんですけど、そんな高いものじゃないですから、私はもうまじで考えるべきだと思います。いかがですか、教育長。

○教育長（中山恭平君）

議員御指摘のとおり、近年では比較的安価で導入しやすいキッズ用の道具とか、簡易的に設置できる全天候型の遊具なども流通していると承知しております。県外のそのような施設を設置しているある企業にお伺いしましたら、確かに大きいものとエア機具で1日レンタルすると14万3,000円する。それを購入するとなると150万ぐらいかかる。一番何が心配ですかといいますと、やはり安全性だということを言われました。特に、10人ぐらい入るエア機具だと最低でも2人の管理者がいないといけないということをおっしゃっていました。夏場は熱中症、これが一番エア遊具の中で一番危険だと。ですから、今議員がおっしゃるように、冬季という部分においては、それは設置するうえでは可能な範囲であるというふうに思います。ただ、初期費用を抑えられるという点では、本当に大きなメリットではありますけれども、不特定多数の小さなお子様が利用される遊具となりますとですね、やはり安全性というものを、私たちは公的な機関によるものとしては、に限らず、十分優先しなければならない。特に、SGマークがしっかりある安全性の基準が満たされているかどうかですね、万一転倒した場合の適切な管理体制がちゃんと体制が整っていましたかとか、もしそういう万一の場合を考えていくとすれば、今実際に先行している市町村のですね、利用状況とか、ひやりはっと、あと事故防止の取組とか、そういうものも是非ですね、情報収集して、安全な利用について研究していく。確かに議員がおっしゃるように、安価なものでいきますと、5万円前後で購入できますが、そういったものも全部含めてですね、どういう形でやっているのかを私たちも勉強していきたいというふうには考えております。以上です。

○5番（重信安男議員）

本当、教育長が言ったとおりなんですよね。安全面はやっぱり大事だと思いますけど、そればかり考えてたら、何もできないと思うんですよ。子供をプールで泳がすって、安全面ですよ。海で泳がすとか、野球させるのも、サッカーさせるのも、何でも安全面です。遊具ですので、やっぱりそんだけクッションがあって、怪我をしないという、私もですね、長崎の佐世保で孫と行って遊んだことがありますけど、全然怪我しません。監視員もいないです。親がついて、一緒になって遊んでいます。だから安全面は私は大丈夫だと思います。地元の子供が福祉課長、未就児は今何人ぐらい、大和村はいます。保育園以下ですかね。その遊具で遊べるぐらいの人数。

○保健福祉課長（前田逸人君）

未就学児、また遊べるといったら、0歳から1歳、除いて。今まほろば保育園に通っている方が

14名です、まほろば保育園ですよ。保育所が大棚が、大棚保育所が15名、大和保育所が15名、2歳から小学校に入るまでの、ですから大体、合わせたら40名、0歳から1歳まで入れてですね、大体40名ぐらいというふうな形で人数は計算されます。

○5番（重信安男議員）

その45人というお子さんが、親も一緒ですよ。そうやって雨降り時とか冬季に遊ぶ場所がないと、やっぱり思っているわけです。全員が言っていないんですけど、全員は言っていないんですよ。一部の親から、やっぱりそういう大和村内で遊ぶところないかなと。やっぱりQuruGuruとか、去年出来て、私はもうQuruGuruを紹介して、QuruGuruの・・・半日遊べますよとか、環境省のとなりの野生生物保護センターもですね、その二つしかないですよ、遊ぶところ、濡れないところ、寒くないところ。だから、体育館も大和村はね、あの大きな立派な体育館があるわけですから、そこをね、利活用して、一室でもいいですし、遊ぶだけ遊んで、あとは直していくという形でそういう本当の遊具施設というか、遊ぶ場を提供していかないと、大和村の子供、かわいそうだと思いますよ。わざわざ住用とか瀬戸内まで、その遊具で遊びに行くんですからね。本当に子供のことを考えれば、真剣に購入してやるべきだと、私は思いますが、もう一度確認しますけど、購入できませんか。

○教育長（中山恭平君）

購入については、ここで即答することは控えますが、議員も確認されたというふうにお聞きしておりますけれども、近隣の市町村の場合にどうしているかといいますと、やはりそれぞれの自治体が主催でする事業で使っているものはトランポリンがあって、それはその町村のスポーツフェスタという、そういうきちっとしたイベントのときに利用していると。あともう一つは未就学児の運動教室で利用しているということをお聞きしております。もう1点のエア用具につきましては、児童発達支援施設が年間を通して10回程度利用している。そのときにはその施設の方々がお二人、必ず管理として配置されて利用している。ただ、保管はそれぞれの公的な体育館の部屋をお借りしているということで、私どもがこの12市町村でお伺いした中では、2町がそういうことをしているということでありましたけれども、そういった中でおいても、やはりそれぞれの町村が主体的に行っているような感じではなかったんですけれども、そこも含めてですね、両方とも指定管理や、それぞれ町村ではない、役場ではないほかの団体が積極的に利用しているというようなことでありましたので、そういったものも含めてですね、中で事故があった場合にはどうするかとか、そういったことも含めて考えていくことが必要かというふうに、今の時点では思っております。以上です。

○5番（重信安男議員）

そうなんですよ、地元の子供なんですけど、今もうね、奄美も有名になってきています。観光客も大和村増えてきているんですよ。だから、観光客も今の時期とか梅雨時期、今日晴れていますけど、ずっと雨ですよ。聞かれるんですよ、大和村で遊びたいんですけど、どこか遊ぶのありますかと、やっぱり同じようなことを聞くんですよ。子供もやっぱりいますよ。・・・QuruG

uru 紹介して、私は一生懸命宣伝していますけれども、だけどやっぱり地方、ほかの場所に遊びに行ってるという現状なんです。だからもう、大和村でも本当に、あそこもあるよ、こっちもあるよ、遊べるよ、遊具があるよと言えるような状態を作っていきたんです。大和村。これからのことを考えてですね。ですから安全面大事なんですけども、先ほど教育長が言ったんですけど、私は瀬戸内町にちょっと確認して、瀬戸内町でもそんなことがあるもんですから、そしたら令和5年にですね、地域安定型事業補助金として、未就学児用のですね、そういうエア遊具を3点買ったんだと。3点で、補助金が30万上限なんですけど、その3点買って18万ぐらいだったそうです。それで遊ばせたら、結構ね、よくて、それは購入して地域の事業の自治体という、なんですか、いろんな事業をやる、そういうところに預けてるんですかね。そこがですね、集落だったり、学校、子供会、イベントがあったら、そこに貸して提供して、いろんなことをやっている。だから、行政はそれを購入しただけで、だけどそれもありがたいんですよ、それをほかの地域が利活用で使っているという、ぐるぐる回ってやっているみたいです。だから私もいいねって、だから私も今回、遊具ぐらいは高いものでもないですし、子供たちのことを考えれば、買えるんじゃないかと思って一般質問したんですよ。すみませんね。簡単な気持ちで。だけど私は真剣なんです。

それとですね、また例ですけど、龍郷町に電話されました・・・龍郷町もそういうの、今ないんですけど、来年温泉施設ができますよね。温泉施設の2階のほうに未就学児が遊べる遊具施設を計画しているそうです。エア遊具入れて遊べるような、やっぱり同じようなことを考えているんですよ、ほかの地域もみんな。それでまた今、教育長も言ったんですけど、夏場は・・・熱中症で、外にある遊具が熱くてやけどをしたとか、熱中症になったとかで、外の遊具は熱くて夏場は遊べない。屋内にそういうのがあればいいねって、・・・教育長は逆の立場でしたんですけど、外で熱中症になりよりかは、屋内でクーラーの効いたそういうところに設置して、そこで遊ばせるというのもいいんじゃないかなと私は思うんです。いかがですか。そういうのも情報は聞いてます。

○教育長（中山恭平君）

私は逆に、その業者が夏場に室内に置いたエアの遊具の中で、熱中症が一番心配だというふうにお伺いしたもんですから、私もそれが専門的にそういう勉強をしているわけではありませんでした、一番リスクは何ですかと聞きましたら、そこをおっしゃった。あとやはり跳ねますので、飛んだときにやっぱり頭同士がぶつかって、非常に危険だと。ですから管理人がしっかり中と外、入口にいないと危ないというようなことだったもんですから、今重信議員がおっしゃっているのは、たぶん3、4人入るような感じで、私が聞いたのは10人ぐらい入れるものということでありましたけれども、いずれにしてもその部分は安全というものはどうしても避けられないのかなというふうに思って、そのようにお話したところでした。我々教育委員会は、どうしても社会教育施設、こういう学校行事、学校教育に関わる施設が中心です。ポッチャであったり、ニュースポーツに関わるものは、学校やいろんな集落にも貸出しをしています。今言った遊具というものについては、今のところは設置しておりませんので、これは教育委員会だけでなくですね、他の課も含めて、じ

や、どうするかということは、やはり今後ですね、研究していく必要があるというふうには思いますが、今すぐ、じゃ、購入するということには、今のところはないというふうに考えております。

○5番（重信安男議員）

私は本当は、こういうのは企画課が考えるべきで企画課が担当かなと思ったんだけど、教育委員会だったからびっくりしたんですけれどね。企画課もやっぱりそれなりに、そういう子供が遊べるような企画とかも、やっぱり考えて教育委員会とですね、一緒に共有しながら、これからも御相談をしてほしいんですけど、課長、どうですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

やはり遊具を購入すること自体については、購入という行動、行為については、そんなに難しいことではないかと思いますが、やはりそれを設置する場所においての、先ほど教育長の答弁からもありましたように、安全管理体制、運営の在り方、そういったものをどうしていくのかというところは、十分に我々も研究していく必要があるというふうに考えております。

○5番（重信安男議員）

私はここで、はいやりますという言葉は聞けませんでしたけど、後々やっぱりまた村長ともお話をしたりして、協議をして、将来の子供のためにですね、なるような遊ぶ施設を、やっぱり提供していったほうがいいんじゃないかと思うので、教育長、村長を説得させてください。お願いします。

次に入ります。次がですね、大和浜の埋立地なんですけど、私は以前、いろいろ行政をお願いをして、高齢者のためにですね、パークゴルフをできないかと、埋立地が荒地になっていたもんですから、そこをそういうゴルフ場を造って、高齢者のためにやりましょうということでお願いして、一時期ね、やっていたんですけど、最近全然なくなっちゃってですね、上のフォレストポリスのゴルフ場のほうに行くようになって、ここでしなくなりました。何でかと言ったら、やっぱり管理が、草刈り、芝刈りの管理が大変だということで、私は2度ぐらいはボランティアでやったんですけどね、それでもやっぱりなんか、上のほうでやると、はっきり言われましたので、でもあのままじゃ、置いておくのはもったいないなと思ひまして、この前は村長とちょっと話ができた場があったので、ちょっと相談・・・お願いしたんですけど、フォレストポリスにもほら、ジップラインがありますよね、公園・・・。フォレストポリスのジップライン、公園の、あれ何年に造ったんですかね。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

正確な年度は、今ちょっと私も資料を持ち合わせておりませんが、確か平成8年であったというふうに記憶しております。

○5番（重信安男議員）

8年、相当もう古いですよ。やっぱりああいう発想をした人は、私はああ偉いなと思いました。だけど、ここからですね、フォレストポリスまで片道30分、往復1時間かかります。子供たち

も、冬季の冬場だとか、寒いんです、反対にね、夏場はいいんですけど。それに大和浜埋立地というのがせっかくあってですね、ゴルフ場の芝生の上ではなくてですね、そういう横にちょっと空いたスペースがあるんですよ、草だけ生えてて。幅が2mぐらいあって、長さが50mぐらいあれば、ああいうジップラインとかできると思うんですよ。私計ったら5mぐらい幅があります。芝生じゃないところ、ただの砂地ですね。長さが50mあって、50m使うというのは難しいけど、40mぐらいの長さでという私だけで考えて物を言ってますけど、子供たちが遊ぶといたら、もう芝生の上でサッカーしたり、野球をしたり、何と言うか、フットボールしたり、海にボールを落として蹴って、ボールが流されたと泣いて、私がサップで取りに行くんですけど、子供たちが遊ぶ場所というのが、あそこ大体決まっているんですよ。そこで、ジップラインとか、一時期私が目の前に10mのジップラインを造っておったんですけど、もうちょっと風が強すぎて壊れちゃいました。ロープでできているもんだからですね、弱くてですね、それをちょっとやっぱりちゃんとしたものを、あそこに造れば、絶対子供たちは喜ぶと思うんですよ。一部だけですよ、それを借りて、借りてというか、そこに造っていただけないかなと、これは私のお願いです。

○総務課長（政村勇二君）

その具体的なジップラインの設置でございますけれども、やはり以前もですね、その用地関係に関しましては、大棚集落、大和浜集落、大分前に平成30年、31年に地元の方たちの調査、役員の方々にですね、意見聴取をさせていただきました。多分、そのときも重信議員もいらっしゃったと思います。そういった中においては、やはり集落からの要望を我々も大事にしたいというふうに思っています、と言いますのも、2年半ほど前、以前、この大和浜の空地に休憩施設というお話があったのと同時にですね、湯湾釜のグラウンドゴルフ場を設置するという要望があった中で、それはもう正式にすみませんと、集落の要望という形で御提出願えますかということ、囑託員の皆さんにお伝えした中で、湯湾釜のほうが先に上がってきたもんですから、湯湾釜を優先して昨年ですかね、完成させていただいた経緯もございますので、そこはまた具体的なまたこういったものということが、多分ほかの集落民も御存じじゃない方もいらっしゃるかというふうに思いますので、そこはまた確認をさせていただきたいと、正式に要望が上がってきた中で、また事業をどういったものを事業導入するのかという検討に移っていけるものかというふうに思いますので、まずは集落に確認をさせていただきたいというふうに思います。

○5番（重信安男議員）

村の土地でも、やっぱり集落の要望がなければ、先ほど前田議員もだったですけど、やっぱりね、集落の要望がなければ、何もできないですね。そのほうがやっぱり村としてはやりやすいということですか。

○総務課長（政村勇二君）

同じ集落に住んでいる集落民の意見は大事だというふうに思っています、逆に、設置したことによって出戻りがないようなための確認の意味も込めてですね、やはり集落の要望があれば、大変

ありがたいというふうに思っているところでございます。

○5番（重信安男議員）

私もこれで最後なんですけど、質問のほうは。ちょっとまた今度は集落ともちょっと話して、区長とか委員会であつと話を出して、それから了解を得たらまた再度質問、今度はもう委員会のほうでいいですかね。

○総務課長（政村勇二君）

地元のほうでも御協議いただいた中で、正式に要望書をいただけるようであれば、そこに対して要望書に対しての回答は我々出しますので、そこで回答がない場合には、要望書が出た中で回答がない場合には、また委員会、もしくはこの議場でも御質問いただいても結構ですし、また要望が上がってきている、上がってきていないという確認も踏まえてですね、そこはまた議員さんのほうで御質問等していただければというふうに思うところでございます。

○5番（重信安男議員）

最後に村長からも一言、何かいただけませんか。

○村長（伊集院 幼君）

先ほど来、総務課長が答弁しておりますように、我々としては公共用地が少ないということで埋立がなされたという経緯で、集落からのやっぱり利用計画にあたる、我々も確認をしながら、村としてこれまで整備をしてきました。言ってみると、その公共用地を有効活用するためには、やっぱり地元の意見というのは、我々は尊重しなければならないという考えで、今答弁を申し上げておりますので、そこら辺は地元のしっかり御意見を賜りながら、村として取組をさせていただければと思います。

○5番（重信安男議員）

じゃ、ちょっと頑張つて、私も集落とも話をしたいと思っております。教育長もまた、そのエア遊具の件、よろしくお願いします。期待しております。終わります。

○議長（藏 正議員）

これで、5番、重信安男議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。15時10分から再開いたします。

休憩 午後 2時53分

-----○-----

再開 午後 3時10分

○議長（藏 正議員）

それでは、再開いたします。

1番、奥田浩一議員に発言を許可いたします。

○1番（奥田浩一議員）

では、議長の許可をいただいたので、質問事項を読ませていただきます。

1、大和村政策住宅について。これは1から6までありますけど、そのまま全体で読みます。

現在、何世帯が居住されているのかと。今現在行っている家賃補助の現状の在り方は適正なのか。また、大和村及び村民にはどのような恩恵があったのか。2番と重複しますが、契約内容その他見直し、また是正すべき問題は現時点ではないのか。また同じような、今後もこのような政策住宅を計画している、または直近で計画する予定はあるのか。今回はこの国指導のPPP方式を活用して住宅を建てられていると思いますが、大和村自体はどのように評価をしているのか。

続いて、2番の村独自の助成金補助金また業務委託金、これ指定管理も含めてなんですけど、1、助成金補助金の活用を村内事業者また利用可能な個人各々への周知は明確に行われているのか。2、村内において、委託管理事業者の数、及び業務内容の確認また委託管理事業者に対し、委託内容に沿った業務また管理費が適正に使用されているか等の立ち入り検査的な確認及び適正な指導等は行政側で行われているのかの質問をさせていただきました。

また後で、自席のほうでいろいろ聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、奥田浩一議員の御質問にお答えをいたします。

まず、大和村政策住宅についての御質問の、1点目の現在、何世帯、何人が居住しているかについてでございますが、政策住宅におきましては、6月1日現在で8世帯12名の方が居住しております。

次に、2点目の家賃補助の現状の在り方は適正なのかについての御質問でございますが、政策住宅のオーナー企業であります株式会社不二と本村の間で、令和5年7月3日に締結されました大和村政策住宅利用協定書に基づき、1戸当たりの家賃月額8万3,000円に対し、入居者家賃負担額を5万6,000円としまして、その差額であります2万7,000円を利用料としてお支払いをしている状況であります。

次に、3点目の大和村及び村民にはどのような恩恵があったのかについての御質問でございますが、政策住宅は本村の有力な地域振興策として、令和2年10月31日に立地協定を締結しました株式会社グレイ美術による奄美温泉大和ハナハナビーチリゾートの本格開業を見据え、その運営を支える従業員用宿舎を確保するという政策目的のもと、借上型PPP方式を活用し整備されたものでございます。具体的な恩恵につきましては、大きく三つございます。一つ目は、新たな集客施設となるリゾート施設の安定した運営基盤を支え、雇用創出と人口増に貢献している点であります。特に、人口の増につきましては、令和7年国勢調査での速報人口1,290名と、人口規模の非常に小さな本村にとって、8世帯12名の定住につながっていることは意義あるものだと考えております。二つ目は、村の財政的負担及び管理運営負担の軽減であります。仮に、村が単独事業でこの規模の住宅を整備した場合、整備年度に多額の単年度支出が必要となり、大きな財政負担が生じることとなりますが、30年間という契約期間で経費を分散負担し、予算措置が平準化されることで、年度前の財政負担軽減が図られるものであります。また、整備後の管理運営負担につきましても、村が整備

した場合には、入居者の募集、選考から日々の修繕等のトラブル対応、家賃の滞納督促、退去時の立会いなど、相応の負担が必要となります。しかしながら、政策住宅の場合ですと、オーナー企業が設計施工から管理運営負担の全てを担うこととなりますので、本村の人的及び財政的負担が大幅に軽減される点でございます。三つ目は、ハナハナビーチリゾートの安定した営業に伴う地域経済への好影響、そして政策住宅に居住する従業員世帯が、村内で生活することによる村内消費活動の活発化が期待されることであります。また、経済的なことだけでなく、従業員世帯が地域や集落の活動へ積極的に参加することによる集落の活性化も合わせて期待される点であります。

次に、4点目の契約内容その他見直し、または是正すべき問題点は、現時点でないのかについての御質問でございますが、これまで予算決算委員会におきまして、事務所やアルバイト等の短期雇用者用宿舎として利用され、定住に結びついていない居室についても、利用料2万7,000円を負担するのはいかなるものかとの御意見に加え、空室補償については見直してもらいたいとの御意見をいただいているほか、村民より従業員用宿舎として政策住宅が整備され、そこに居住する従業員が村営住宅へ入居することについては、何らかの制限が必要ではないのかとの御意見などもいただいているところでございます。これらの御意見を踏まえて、ハナハナビーチリゾートを運営する株式会社グレイ美術及び政策住宅のオーナー企業であります株式会社不二へ契約内容等の変更協議を文書にて依頼をしております。その協議内容においては、株式会社グレイ美術様へは政策住宅の整備趣旨に鑑み、原則として政策住宅に居住し続けるよう、就業規則や会社規定等において一定の制限を設けていただくこと。政策住宅が村からの手厚い支援によって成り立っているということを御理解いただきたいこと。住民票が置かれていない居室については、月額2万7,000円の家賃助成の対象外とする運用へと移行することについて、御理解をいただきたいことなどとなっております。また、株式会社不二様へは、空室補償について見直しをしていただきたいこととの協議内容となっております。現在、両社とも社内での対応を協議中でございます。

次に、5点目の今後もこのような政策住宅を計画している、または直近で計画する予定はあるのかについての御質問でございますが、現在新たな政策住宅の計画はございませんが、仮に新たに計画をする場合につきましては、初期構想の段階で議会の皆様へ御説明を行った上で、構想に御理解をいただきましたら、実際の計画策定へ着手してまいりたいと考えております。

次に、6点目の行政は今回のPPP方式を活用した大和村政策住宅建設をどのように評価しているのかについての御質問でございますが、本事業は本村において初めて採用したPPP官民連携方式であり、外部の専門的なノウハウを取り入れながらプロジェクトが実施されたことは、大和村の組織にとって今後のインフラ整備や地域開発における知見の蓄積と職員の経験の深まりにつながったと考えております。次に、ハード整備に係る予算負担の平準化により、村の財政負担の軽減が図られた点、管理運営等の業務を民間が全て担うことによる職員の管理運営負担の軽減がなされた点であります。しかしながら、本村にとって初めてのPPP方式であったために、制度の運用開始後に当初の想定と実際の利用実態との間で、一部精査是正すべき課題が生じたことも事実でございます。

す。制度の適正運用の観点から株式会社グレイ美術及びオーナー企業である株式会社不二に対し、運用の是正と契約内容変更の申し入れを行わなければならなかった点については、反省すべき点であると認識をしております。

次に、2点目の村独自の助成金補助金または業務委託金についての、1番目の助成金補助金の活用を村内事業者、また利用可能な個人個々へ周知は明確に行われているかとの御質問でございますが、本村における各種助成金補助金の周知につきましては、広報紙等による一斉かつ定期的な周知という点におきましては、まだ改善の余地があるものと認識をしております。しかしながら、助成金補助金の対象者となる村内の事業者や村民の皆様が必要なときに、いつでも情報を確認し、制度を御利用いただけるよう、大和村公式ホームページにおきまして、各分野ごとに助成金補助金の紹介ページを設けております。当該ページにおきましては、対象となる支援制度の概要や申請件数、手続の流れなどを掲載し、利用可能な個人や事業者の皆様へ広く情報が届くよう、情報の集約と周知広報に努めているところであります。今後は、ホームページでの情報発信を更に分かりやすく充実させることはもとより、更新時の大和村公式LINE等のSNSを活用し、より多くの方々の目にとまる効果的な周知をすることで、利便性の向上と情報発信の強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、2番目の委託管理事業者の数、業務内容の確認、委託内容に沿った業務、または管理費が適正に使用されているか、立ち入り検査的な確認、適切な指導についての御質問でございますが、まず、本村における委託契約者数でございますが、152件の契約で112の企業団体と個人2件で契約を締結しております。委託契約の内容は、担当部局によって様々であります。各庁舎、各システムの更新保守のほか、庁舎管理における設備点検の委託及び業務委託として事業運営管理、道路の草刈り、直行バスの運行、ネット塾、人事研修などがあり、各施設管理としてトイレ清掃や公園管理など、各担当課で内容の把握を行っております。この業務内容の確認でございますが、基本的に発注する前の仕様書において、各関連事業者へ通知を行っており、その業務を把握していただいたうえで、契約内容が、契約締結がなされる中、発注前の仕様書作成においては、我々行政側でも仕様書が適正なものか、上司の確認を行ったうえで通知等を行い、発注者側と受注側、双方で確認をしているところでございます。管理につきましては、新年度の予算査定前に各委託における事前の仮見積り徴収や積算による積み上げ等によって、これを根拠に予算計上を行い、管理費の適正仕様につきましては、事業完了前の事前検査や業務完了届による完了検査を管理職によって確認を行っているところであります。また、立入検査的な確認や指導につきましては、担当課において業務契約締結後の業務内容の確認を請負事業者と行ううえで、業務内容を把握していただき、必要に応じて双方協議を行い、指導や助言を行っているところであります。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により関係課長、あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○1番（奥田浩一議員）

村長、ありがとうございます。僕は去年から委員会でも、もうしつこいぐらい言ってたことを、この間も議会のほうから提出していると思うんですけど、一応そういうふうに前向きに検討されて、グレイ美術さん、また不二さんのほうに、そういう要望書を送られている、進展があつて、僕は良かったと思います。一番最初の、今何人、何世帯、何人住んでいますかという質問なんですけど、これ実際、村長も答弁なされたんですけど、そのアルバイトとか、一時的な住民に対してのところの家賃補助はいかがなものかということを、僕、前提言させてもらったんですけど、実際、アルバイト、リゾートアルバイト募集のホームページに書かれているんですよね、現在でも、要はもう社宅扱いなんですよね、グレイ美術さんの。別に僕は、それがだめとか、そういうつもりで言っているつもりはないんですよ。やっぱりそこには、やっぱり行政側のほうで、これはもう1から6まで一括した内容の会話になると思うんですけど、初めての使ったPPP方式、官民連携のやつを利用して、土地も無償提供だ、いろいろ、大和村のほうが情報を知っていると、僕、まあまあ素人目で見て、そういうふうに関心しているんですけども、その中で、やっぱりどこかが、何かがちょっと違うのかなと、ちょっとした違和感があったもんですから、僕はいろいろ質問させてもらっていますけど、やはりこのリゾートアルバイト募集とか、企画課長なんかも見られていると思いますけど、やっぱり社宅扱い的な寮完備みたいなことを、やっぱり文言をうたっているんで、それはもちろんリゾートバイト来てもらうほうが、事業者としてはものすごく助かると思うんですけど、やっぱりその辺はちょっと感覚的に、相互理解をしたうえで、グレイ美術さんとも、住む住まないは別として、やっぱりそこに対しての家賃補助は入れられないとか、やっぱりそこは線引きもきっちりしないと、やっぱり何でもありになってしまうじゃないかなということを懸念して、お願いさせてもらいました。その中に、前回の委員会でしたかね、事務所も、事務所も中にあると、そこに関しても、今村長の答弁では、その事務所のことは出て来なかったんですけど、一応その辺も要望書の中に入っているんですかね、補助金のほうは。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

グレイ美術さんへの協議内容につきましては、今現在、住民票が置かれてない事務所で使っている居室、そして空室になっている居室、短期雇用者、アルバイトの寮的な形で使われている居室、今現在ですね、4室、そのような形で使われております。この4室につきましては、住民票が置かれていない、定住促進に貢献していない物件になりますのでということで、家賃助成の2万7,000円の対象外とさせていただく運用に意向をさせていただきたい、この件について御理解をいただきたいということで、我々のほうから協議を申し出ております。

○1番（奥田浩一議員）

今課長が説明あったとおり、今これ答弁大丈夫ですけど、12世帯埋まっている状況なんですか、全部。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

今現在の居室の利用状況についてでございますが、全12室のうち、先ほど村長の答弁からもござ

いましたように、8世帯居住しておりますので、8室は入居されております。短期雇用者、短期アルバイトの宿舎として1室、事務所として1室、空室が2室になっております。

○1番（奥田浩一議員）

はい、ありがとうございます。僕はずっとしつこく言ったのというのは、やはり行政側、当局側にすると、契約内容とか、いろいろとあって、そういう約束事をしたから、やらないといけないとか、それは僕も理解しているつもりなんですけど、やっぱり僕は議員として、ある程度の情報をもらえたりとかする部分もある中で、やっぱり村民は全く何も知らないんですよね、そのいきさつが。初めてこういうことを言うと、ええ、やっぱり普通で感覚でええって、やっぱりそれってどうなんですかと、やっぱり小さな疑問から大きくなっていった大ごとになるみたいなことにも、きっかけになると思うんで、僕はもういろいろ何回も相談させてもらいましたけど、今聞いたとおり、1、2に関しては、あと3の村民にどのような恩恵があった、村長の答弁のとおりだと思っています。やっぱり雇用も生まれて、ハナハナさんのところの従業員が。もちろんその財政的な面に見たとしても、やっぱり村自体の負担が少なくなっている内容でなっていると思うんですけど、やっぱりもちろんメリットばかりじゃなくて、デメリットが見え隠れして、やっぱりそこはあんまり大きい声でもされたくないなみたいな、心情的なものもあると思うんですけど、やっぱりそれを正直に話してもらわないと、まあまあそれは各々の性格もあると思いますけど、やっぱりそこを隠してと、隠しているつもりはないと思うんですけど、やっぱりその辺をはっきりしてもらわないと、説明ができないんですよね、もしそういうところに気付いた人という言い方、表現が適切じゃないのは分かっていますけど、これってどうなっているのとか言われたときに、その辺はやっぱり正々堂々説明できる部分はちゃんとしてもらわないと、やっぱり、え、大和村役場は何しているの、こんなことをしてというふうに言われたくないし、僕も。あとこの契約内容の見直しの中で、先ほど言ったことも含まれると思うんですけど、やっぱり是正するということは、やっぱりこれで正解かもしれない、みんなが正解かもしれないねという中で、前向きに進んでいって、やっぱりどこかで、あれ、ちょっとこれはおかしいんじゃないというのは、この政策住宅に限らず、いろんなことを企画立案する中で、やっぱりそこを立ち止まって是正することはしてもらわないと、決まったことだからやりましょうだと、やっぱりそれはね、子供たちにも教えられないし、決まったことだからという一言で納得はできないと思うので、その辺今後もやっぱり同じ、いろいろこの先にいろんな企画したり、いろんなことをやっぱり大和村としてやっていく中で、いろんな国からの政策とか、いろんなやり方とか、初めてやることとか、そういうことに対しても、やっぱりそこはもう一度ちょっと止まって、スピード感も大事だと思うんですけど、やっぱりその辺はちょっと慎重になってほしいなというふうに思います。先ほども契約内容の中に、住まわれている方が村の住宅申込み、この間あったことなんで、その辺を含んで議会からも提出させてもらいましたが、やはりそれを想定しなかった行政側が、そういう人がいるかもしれない、もちろんそういうことを思っていないと思います。だけどやっぱりその辺は想定して、だって、話を戻してしまったら、なぜ造ったのとなったと

きに、ハナハナの従業員さんが住むところがないということが理由で建てたのに、その方たちの事情もあると思います。それはもうそれは理解をします。でも、そうなって、また結局空室が今2世帯あるんですよね。やっぱりそうなると、何と言うのかな、何のためにやって、誰のためになっているのというのが、僕の正直な気持ち。一体誰のためなの、これは。全部が全部、その中で、じゃ、例えば、家賃高くてもいいです、住まわせてくださいと言っても、これ住めないんですよね。グレイ美術の従業員じゃないと、ハナハナの。やっぱりそういう中で、このバランスの取り方、確かに家賃も高いですけど、例えば大和村が補助金を入れていたとしても。これがどうなんだろうという、ちょっともやもやとした感じ。その辺やっぱり皆さん、村長を含め、皆さんに理解はしてほしいです。それが二つ開いているのであれば、何か利用できないかとか。その辺もまた今後、やっぱりどういうふうにするか、グレイ美術さん、また不二さんを含め、どういうふうにしていくかということを考えてもらいたいのと、30年後に大和村にという、簡単に言ってますけど、30年後、僕なんかもいるかいらないかも分かりません。この中でいない人のほうが多いと思います。そのときに、その30年後の議員さんとか、村長さんを含め、役場職員の今の若い子たちが課長になったときに、どう思うか、そこまで想像してほしいんですよ。今は、あれ30年後にくれるちよというので喜んでいる人もいるかもしれないけど、僕なんかも、想像しただけで、いいやこれは大変なことになる、解体せんといかんじゃないぐらいの場所も、そういう立地な場所なんで、やっぱりその辺もやっぱりもうちょっと勉強してというのはおこがましいですけど、やっぱりそういうのをRCにしても、なんでも耐用年数もありますけど、その場所にある、こういう環境にあるものが、どれぐらい耐えられるものなのか、その中で補修工事がいくらかかるのかとか、その辺のランニングコスト的なデメリットとか、やっぱりその辺もやっぱり評価、中に入れてね、やっぱり今後してもらわないと、ただ何十年後にもらえるからとか、そんなもう、そういう感覚で、やっぱり今から今後進められると困るんで、ここに今後またこのようなというのは、そういうので意味も含めて書いたんですけど、次回あるとしたら、村長が説明されたとおり、もちろん今回のことが失敗とは、僕は、失敗とまでは言わないです。ただそこでは是正したりとかできる、柔軟なね、考え方をやってやるのであれば、全然進めていいと思っています。ただやっぱり意味のあることをしないと、やっぱりその業者の選定からにしても、全て、その辺は気をつけてやっていただきたいというのがあります。今後、じゃ、要望書を出したと今、ありましたけど、その回答はいつまでとか、そういうのも一応話はされているんですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

回答の期限までは切っておりませんが、今、株式会社グレイ美術のほうにおきましては、会社の・・契約している社労士さんのほうと、会社規則にどのように盛り込めるのか、どうなのかというのを社内協議中でございます。株式会社不二のほうにおきましては、弁護士を交えてその契約内容の見直しについて社内協議を行っているというところでございます。

○1番（奥田浩一議員）

ちなみに、ちょっとこれ余談、余談というか、扱いが別になると思うんですけど、養殖場に今勤めている外国の若い子たち、来て今住宅のほうに住まれていますけど、そちらに対しては、そういう補助的な何かがあるんですか。

○教育委員会事務局長（宮田 龍君）

今御指摘のあった住宅については、教員住宅をお貸ししております。そういった補助的なものはやっておりません。以上です。

○1番（奥田浩一議員）

はい、ありがとうございます。だから、今回は大和村政策住宅という名目の中で、その家賃の助成金とか、会社対大和村でそういう約束ごとを締結されてこうなっているというのは理解をしました。例えば、今事務局長が言ったみたいなの、外国から来ている子たちの家賃とか、会社が持たれていると思うんですけど、やっぱりその辺に補助金があってもいいのか、家賃がいくらか、僕も分からないんですけども、その子たちがもし自分たちの給料から引かれているとなると、やっぱりちょっと気の毒だなと、温情的な気持ちでただ聞いただけです。あと、その大和村政策住宅、シェトワひらとみ、名前は、あそこ銘板ついてないですよ。何で銘板がついてないのかをちょっと。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

申し訳ございません。その銘板については、私も確認をしていないところでございまして、付いていない理由についても、すみません、今情報はない状況でございます。

○1番（奥田浩一議員）

銘板をつけなきゃいけないとか、そういう決まりではないというのも、僕も一応聞いて理解をしているんですけど、それはなぜかという、やっぱり初めて取り組んだこの大和村政策住宅、そのPPPを使った。というのは、例えば分かりやすく言うと、宝くじで何を買いましたとか、これそういうので造りましたよというのがあるじゃないですか。やっぱりああいうのを僕は一応やっぱりつけるべきなのかなと思ったんですよ。それはやっぱり僕の周りからも、銘板に何て書いてあるのって、やっぱり個人的に聞かれる、ちょっとね、難しい話をする友だちとかいたときに、銘板に何て書いてあるの、普通だったら、もちろんオーナーは不二側かもしれないですけど、この取組の本来の基としては、やっぱりPPPを活用してやっているわけだから、その中にシェトワ、マンション名でもいいですけど、この住宅が大和村政策住宅PPPを活用して、やっぱり建てたというのぐらいいは、やっぱり入れておかないと、やっぱり新聞とか、そういうところにはやっぱり大々と、あの建物ができるときに、大和村政策住宅として、やっぱりそんだけの文言を使ってやっているから、やはりその銘板の一つぐらいいは、あったほうがいいんじゃないかなという、僕の勝手な気持ちかもしれないですけど、そのときに、あれ何で、そういうことを分からない事情の人は、大和浜に来て、おお、ユーマンションがあるんだ、何も分からないから、というふうになるのであれば、ではこれはこういうふうな、初めて大和村が官民協力して建てたマンションですよというのを、やっぱりそれはそれで分かるようにしてたほうがいいんじゃないかということなんですけど、

どうでしょう。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

銘板の設置につきましては、株式会社不二、オーナー企業さんのほうとも協議をさせていただきたいと思います。

○1番（奥田浩一議員）

僕もしつこくね、何度も何度もこういう話も、僕もするつもりもないし、元に戻せとか、そういうつもりはさらさらないですよ。ハナハナさんができて、お客さんもたくさん来て、喜ばしいことだし、ただやっぱり、ここが、ここが比重が大きいから、ここは目をつぶってとか、やっぱりそういうことを、やっぱり前回もね、委員会のときに、ちょっと課長を責めたような感じになりましたけど、トンネル前入口の看板の設置とかね、やっぱりそれはよかれと思って企画で立てた、やっぱりそういうのをほら、もちろん近いところにいる人は、いいよいいよ、やってあげようという気持ちは分かるんですけど、そうあまり肩入れしすぎると、バスに関しても、今どれぐらい乗っているのか、僕も分からないですけど、やっぱりそういうところになると、分からない人は本当に分からないけど、こういう行政のそういう仕組みを分かっている、三セグでしょうって、三セグじゃないのって、今回も連絡網みたいなのをもらいましたけど、その中にハナハナ担当があるじゃないですか。僕としてはそこも違和感があるんです。もちろんいろんな意味で問い合わせがあるとは思いますが、役場に対して。でも、だからといってそこまでやってしまうと、どうなんだろう、それって果たして正解なの、Q u r u G u r uがあるのは、全然いいですよ、Q u r u G u r uは大和村がやっていることですから。その辺もハナハナさんも理解して、いえば、ごめんね、申し訳ないねぐらの感覚でやっているのかどうか分からないですけど、やっぱりそういうときに、村民になんでハナハナまで載っているわけ、役場職員が担当までいるの二人もって、実際、そうですね。だから、その辺は、どういった意図で、どういった意味で、こういうふうな担当がいるかとかは、やっぱりちゃんと説明をしてもらわないと、分からない、興味のない人がいたら、ああ、そうなんだで終るものかもしれないですけど、やっぱりそれをちゃんと説明できる人がいないと、ハナハナって第三セクター大和村と一緒にやっているんでしょと思うわれても致し方ないと思うので、それはまたちょっと配慮していただきたいと思うんですけど、どうでしょう。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

企画観光課の担当区分の中にハナハナというのが、確かにございます。それにつきましては、我々のほうで温泉利用助成券の発行手続をさせていただいているというところと、観光も我々担当部署がやってございますので、ハナハナとまるごと協議会との事業者との連携の推進という部分で、そのような形でハナハナというふうにしたところではございますが、確かに議員のおっしゃるように、混同してしまう村民が何でこうなるんだろうと、こうなっているんだろうという、そういう混同してしまうことにつながってしまったことについては、我々も改善をしていかなければならないというふうに考えております。ですので、温泉利用助成券担当であるとか、そういった助成事

業、各助成事業の担当という部分で、名称の変更などは今後村民に迷いを生じさせないような形で整理をさせていただければと思います。

○1 番（奥田浩一議員）

はい課長、ありがとうございます。本当にそうなんですよね。ただハナハナとだけ書かれると、おって見たら、何かそういう専門のそういう担当部署があるのかと思われるので、やはりそこで助成券だったり、その辺がということを、少しでもやっぱり文言として載っておれば、ああ、向こうが企画がこういうことをやっているからねと理解をするんですけど、何か当たり前みたいに書かれて、当たり前のようにもらったら、えっ何でってなる、僕の場合は、僕個人だけかもしれないですけど、ほかの方はどう思われているか分かりませんが、今後やっぱり、いろいろ僕もめんどくさいことをたぶん言うと思います。課長に電話したり、その中で、もちろん村長含めね、副村長、また総務課長とか、その行政側の上にいる人たちが、やっぱりこう、意見交換、こういう意見があったんですけど、ここはやっぱり変えるべきでしょうねとか、やっぱりそういう話し合いを僕もしてほしいし、はっきり言って、こういうところで一般質問をするぐらいのことだと、僕も思っていないで、やっぱりそういうふうな、やっぱり良かれと思ったことが裏目に出たりしている部分があると思うので、その辺をやっぱりみんなで盛り上げて、ハナハナしかり、Q u r u G u r u しかり、あるものをやっぱりどううまく活用していくかというのは、やっぱり村民・・・やらないといけないうし、村民が見方にならないと、絶対はやりません、どこも、何も。村民がいやいやいやとなったら、だって誰も周知して、コマーシャルしてくれる人がいなくなるから、その辺はやっぱりみんなで考えていくべきだと思っています。この辺はちょっと事細かいこともあると思うんですけど、大体の回答はいただけたので、これはこれで終わります。

次、村の助成金補助金、これ、村長からも答弁あったように、各事業者、個人に対する周知、そのホームページとか、いろいろ利用されて、また今、D Xの推進もされていると思うので、その辺、今度は利用できるお年寄りとか、お年寄りとかが、その辺ね、ちょっとネットだ何だとなると分かりにくいと思うので、僕もどれぐらいの村が単独でやっている、みんなを助けるためにやっている補助金助成金とか、いろいろあると思うんですけど、やっぱり個人商店からいろんな小さいところとか、今里から国直まである中で、やっぱりその扱っている各課の課長さんしかり、その辺やっぱりここが、この補助金、この人たちに当てはまるんじゃないかって、本来であれば向こうから来るべきことかもしれないですけど、やっぱりこういう小さなシマで頑張られている皆さんのことを思うと、特にお年寄りなんか思うと、やっぱりそこは思いやりとか、寄り添って、こういうのがあるよ、大丈夫って、そういうお声掛け的なことを、もちろんそういう余裕があればですけど、やっぱりやったほうがいいんじゃないかなと、僕はこれ、個人で思っていることなんで、この周知とか、明確に行われているかというのは、そういうことを含んで、僕はちょっと聞かせてもらっているんですけど、今は、先ほど村長の答弁のとおり、ホームページで見たり、そういうリーフレットの的なものが配られたりとかしていると思うんですけど、何と言うかな、押しかけて営業するとか、

そういうことはしてないんですよ、今のところは、どんな感じで……

○総務課長（政村勇二君）

私が一括して答弁という形になりますけど、各課様々でございまして、確かにホームページは若者しか見ないという点もございまして、特に年度初めになると、紙媒体でのチラシ配布を事務嘱託員にお願いしているところなんですけれども、どうしても活字が多いということもいわれているところでございます。それでもやはり、特に農業振興である、細かくやっぱり説明書きをすると、どうしても活字が小さくなったりとかするところでございますので、正直、例えばその従事者、該当世帯に1戸1戸の訪問はしてないという、僕のまだ認識ではございますけれども、・・・そういった組織であったり団体、例えば農業委員の現地調査のとき、できるか分からないですよ、分からないですけど、そういった関係部署における団体等においては、民生委員の中でも御高齢の方の対象が多いという認識でございますので、そういったところでもこういった事情があるよという協力もらえるようであれば、また保健福祉課のほうに協力依頼をしていきたいし、またそういったことを共有して、課長会等でですね、こういったこともあるけど、いろんな団体で、そういった周知協力できないかという話し合いも進めさせていただければというふうに思います。

○1番（奥田浩一議員）

総務課長、ありがとうございます。各課によって、医療の助成とか、保健福祉課とか、みんな各課で助成があると思うんですけど、やはり見て活字の多さとか、文字の小ささとか、これ何を書いてあるのかなって、分かりにくい部分もあると思うんで、やっぱり役場の仕事が忙しくなるかもしれないですけど、もう分からないことがあったら、役場に電話くださいというのぐらい、大きく分かりやすく書くぐらいの、僕はやっぱりサービスをしてもいいんじゃないかと思っているんで、是非そういうところをちょっと気遣って、村民の方に寄り添うような感じでやってもらいたいなと思います。今回の今説明で大体分かりはしたので、大丈夫です、これ以上別に何もつつこむところはないので、お願いします。もちろん、そのDXも活用しながら、いろいろやっていただきたいと思います。あと、村内においての委託管理、指定管理も含めてなんですけど、152件あって112事業者、村長の答弁にもありましたが、やはり今日、勝山議員も言っていたみたいに、急に時流の変わって何か物価が高くなったとか、やっぱりその中で、草刈りにしても、何されている事業者にしても、ちょっと単価が上がってというのが、そのときそのとき、スポット的な理由がいろいろあると思うんで、その辺も含めてね、やっぱりヒアリング的な、今こうなっているけど、逆に大丈夫、燃料代上がったけど大丈夫とか、やっぱりその辺も向こうが言いにくい部分、気を使って、特に、特にというのがない限りは、多分言ってこないと思うんですけど、やっぱりその辺も配慮して、その中で僕が先に書いてある適正な指導、確認とか指導とかね、監査的な意味合いみたいな感じで書いたんですけど、それをすれば、相手が言っていることもちゃんと伝わるし、やっぱりその辺の何というのかな、透明化とか、明確化というのを、業者間と行政側でもやってもらわないと、どこで、表現は悪いけど、ごまかされてとか、そういうのが、その仕事に携わってそういう中身が分かる人

間から見たら、いやあれは大分儲かっているんじゃないとかね、世間話程度におさまればいいんですけど、その辺をちゃんとしていただかないと、特に指定管理になると、まとまった契約金的なものをどんと払って、何回も課長にも尋ねていますけど、それが適正に使われているのか、いつもゼロで、ゼロで出てくるのって、どうなのって、やっぱり思うんですよ。本来であれば、いくらで、端数ぐらい残るのか、足りないのかぐらいが当たり前であって、どこでも、決算書なんかにしても、ゼロ、いくら渡しました、はい、ゼロです、きっちり全部使い切りましたというのは、やっぱり僕としてはうんってなっちゃうんで、どこに使われているのか、何に使ったのか、またそこで使ったところの事業者の選定とかも、そこまで口やかましくいうことはないと思いますけど、なぜここしか使わないのかとか、逆に当局側で、いやこれ、同じようなのだったら、ここのが安くで仕上がるんじゃない、この余った予算で何かできるんじゃないかぐらいの、やっぱりその辺は同じ、ずっと契約を結んでやっている人たちであれば、そのぐらいの距離感で話もできると思うので、やっぱりその辺を今後、ただ決まったから、これで決まったから、お金を渡して、はい、お願いとかじゃなくて、やっぱりみんな、だってみんな大和村をよくしたいんじゃないんですかということなのね、職員も含めて。皆さんのお金じゃないですよということを理解してほしい。役場の金じゃないよ、みんなのお金よ。そういうところをやっぱり面倒くさがる場所もあると思うんですけど、やっぱりその辺の共有認識でやっていかないと、いつまでたっても、大和村いくら金が残っているのか、そういう話、僕も聞きたくないし、言いたくないし、やっぱりその辺はみんなで、じゃどうやって、このお金を・・・使っていく、どうしたらもっといいことになるかなというのを、やっぱりみんなで、本当に大和村民全員で考えて、大和村どうして、・・・みんながもう先輩議員なんかもね、人がいなくなるよ、どうしたら増えるとか、やっぱりそこをみんな目的は一緒なんで、そのプロセスはいろいろやり方はあると思いますけど、やっぱりみんなで協力してやっていかないと、子供が増えない、子供がいない、どうしていく、学校も少なくなっていく、いろんな課題が、今から山積していること、どんどん本当に、もういざ目の前にきたときに考えるんじゃなくて、その前から、やっぱりその辺もう考えて、ある程度やっぱり動いていないと、そこに、その目の前に来たときに考えたところで、どう太刀打ちもいかなくなってしまうと思うんで、やっぱり話がちょっと脱線しているかもしれないですけど、いろんな意味で、今回の大和村政策住宅しかり、この助成金とか、そういう補助金の使い方しかり、ほかにもたくさんあります、いろいろ僕も聞きたいことが。でもやっぱりそれは何で聞くかという、大和村を良くしたいからなんですよ。もっと人気のある、伸びしろがある大和村だから、もっとみんなで、村長のいつもの早い仕事が早いところ、やっぱりみんな、大和村は早いねと言われると、やっぱりだろうって、やっぱりそういうところが勢いがある部分を、やっぱり利用しながら、今後ともやっていきたいと思っていますので、今からもやかましいことは言うと思いますけど、今、今日話したように、政策住宅については、今日、村長を含め、課長も答弁してもらったように、こういう是正をするべきところは一応相談しているということで理解しました。あとはその助成金の使い方とか、その辺はまた、各課、課長とか、やっ

ぱり確認して、もう一回振り返って、これが本当に合っているのか、どうなんだろうというところは、やっぱりみんなでお互い確認しながら、やっていただきたいと思います。

以上で僕は終わります。よろしくお願いします、今後も。

○議長（蔵 正議員）

これで、1番、奥田浩一議員の一般質問を終わります。

-----○-----

日程第2 陳情第1号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

○議長（蔵 正議員）

日程第2、陳情第1号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蔵 正議員）

異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蔵 正議員）

討論なしと認めます。

これから、陳情第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蔵 正議員）

異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号は採択することに決定いたしました。

-----○-----

日程第3 発議第1号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2027年度政府予算に係る意見書について

○議長（蔵 正議員）

日程第3、発議第1号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2027年度政府予算に係る意見書についてを議題といたします。

なお、本件に対して趣旨説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（蔵 正議員）

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は趣旨説明を省略することに決定いたしました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（蔵 正議員）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（蔵 正議員）

討論なしと認めます。

これから、発議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（蔵 正議員）

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 陳情第2号 豊かな学びの実現・教職員定数改善を図るための、2027年度政府予算に係る意見書採択陳情について

○議長（蔵 正議員）

日程第4、陳情第2号、豊かな学びの実現・教職員定数改善を図るための、2027年度政府予算に係る意見書採択陳情についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（蔵 正議員）

異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（蔵 正議員）

討論なしと認めます。

これから、陳情第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり採択することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（蔵 正議員）

異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号は採択することに決定いたしました。

-----○-----

日程第5 発議第2号 豊かな学びの実現・教職員定数改善を図るための、2027年度政府予算に係る
意見書について

○議長（蔵 正議員）

日程第5、発議第2号、豊かな学びの実現・教職員定数改善を図るための、2027年度政府予算に係る意見書についてを議題といたします。

なお、本件に対して趣旨説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（蔵 正議員）

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は趣旨説明を省略することに決定いたしました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（蔵 正議員）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

討論なしと認めます。

これから、発議第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議員派遣の件について

○議長（藏 正議員）

日程第6、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣の件については、お手元にお配りしたとおり派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元にお配りしたとおり派遣することに決定いたしました。

なお、派遣議員及び日程等に変更が生じた場合は、議長に一任していただきたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正議員）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣に変更が生じた場合には、議長に一任することに決定いたしました。

-----○-----

日程第7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（藏 正議員）

日程第7、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期、日程など、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

-----○-----

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

以上を持ちまして令和８年第２回大和村議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 ４時００分

地方自治法第123条第２項の規定により、ここに署名する。

大和村議会議長 藏 正

大和村議会議員 奥 田 忠 廣

大和村議会議員 奥 田 浩 一